



第5期

交野市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

—— 令和8年度～令和12年度 ——

か かわりあって **た** すけあい **の** びのび **し** あわせのまちづくり




令和8年3月
交野市・交野市社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	3
2 計画策定の背景と趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	7
5 計画の策定方法	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	11
1 第4期計画策定以降の国の施策動向	13
2 市民アンケート等からみる交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理	16
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	21
2 基本目標	23
3 計画の体系	26
第4章 施策の展開	29
基本目標 1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる	31
基本目標 2 地域のつながりをつくる	46
基本目標 3 地域福祉の担い手をつくる	68
基本目標 4 安全・安心な地域をつくる	77
第5章 計画の推進に向けて	83
1 地域福祉の推進体制	85
2 計画の進行管理・評価	86
第6章 小学校区域ごとの取り組み	87
1 アクションプランとは	89
2 アクションプランがめざすもの	89
3 各小学校区の目標	89
4 各小学校区の取り組み	91
【資料編】	
I 統計データ等からみる交野市の現状	130
II 第4期計画の進捗評価	168
III 計画策定経過	176
IV 交野市地域福祉推進審議会条例及び審議会委員名簿	178
V 用語解説	181

第1章

計画策定にあたって



- 1 地域福祉とは
- 2 計画策定の背景と趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定方法

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、

ちいき に関わるさまざまな人の力で、**心** だんの **く** らしの **し** あわせを
支え合う取り組みを言います。

「福祉」という言葉を聞くと、ひとり暮らしの高齢者、子育てに悩む人、障がいのある人、経済的な不安を感じながら生活する人等が受けるサービスのことを思い浮かべる人が多いかもしれません。

しかし、本来の福祉の意味は、こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでもにつくり、育てていくことです。

少子高齢化が急速に進み、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動や地域福祉を担う支え手の不足等により、家族や地域で、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にあるため、SOSが誰にも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

このようなさまざまな問題に対しては、分野や世代、属性を超えた横断的・重層的な支援体制の構築と、住民や社会福祉協議会、ボランティア等の地域のさまざまな活動主体が、行政と連携・協力し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。地域や家庭でのつながりや支え合いを通じて、地域でともに支え合い、解決に向けて取り組むための「地域福祉」の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

2 計画策定の背景と趣旨

わが国では近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化等により、家庭や地域の支え合いの基盤の弱まりが顕在化しています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケース等、個人・世帯単位で複数の課題が重なり、これまでの分野別の対応では解決することが難しい問題が見られるようになりました。

さらには、コロナ禍によって社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しています。あらゆる世代の人々が、さまざまな困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況にある中、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要となってきています。

このような社会状況にある中、国では「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められてきました。平成29年の社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画の策定が努力義務化されました。さらに令和2年の社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として、新たに重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においては、上記のような国の動向を踏まえ、令和3年5月に「第4期交野市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、福祉サービス基盤の整備・充実や、地域住民、事業者、関係団体等の主体的な福祉活動への取り組み支援等の施策を進めてきました。

また、社会福祉協議会においては、第4期地域福祉計画策定時の協働作業を通じ、地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画として、令和4年3月に「第4期交野市地域福祉活動計画」を策定し、連携して地域福祉の推進を図ってきました。

本計画は、これら2つの計画期間がともに令和7年度で終了することから、「第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を市と社会福祉協議会の一体的な計画とし、さらに関連する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」、「自殺対策計画」についても包含した計画として策定することで、複雑化・複合化する地域課題に対して分野や世代、属性を超えた包括的な支援体制を構築していくことをめざす計画とします。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

なお、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉活動計画との一体的策定

地域福祉計画は、地域の支え合い・助け合いによる地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくりやともに生きる社会づくりをめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者等の民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

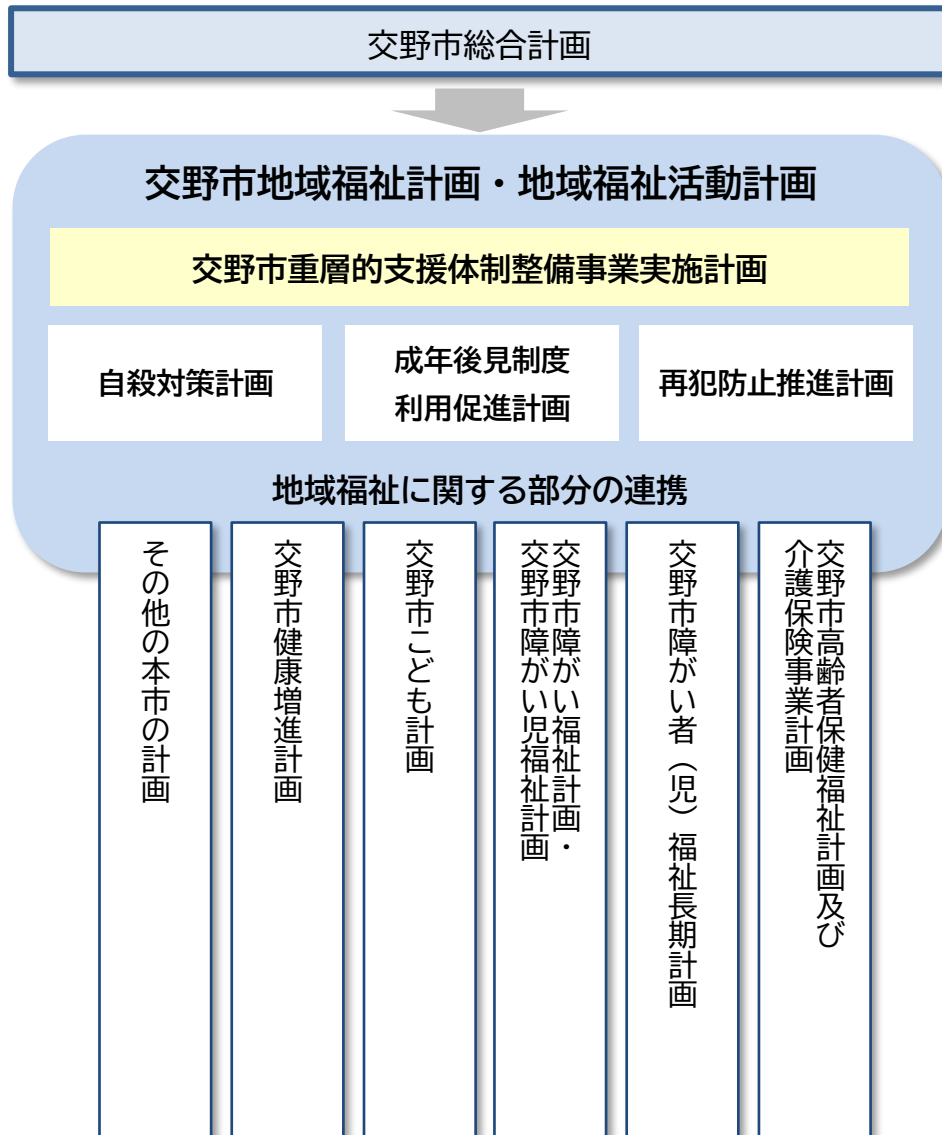
地域福祉の基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域住民の活動・行動のあり方の指標となる「地域福祉活動計画」は、いずれも交野市の地域福祉の推進という共通の目的を持っています。本計画ではこれらを一体的に策定することで、無駄なく効率的に社会資源を配分できることや、市が行う「行政的アプローチ(計画・予算・制度)」と、社会福祉協議会の「住民的アプローチ(参加・支援・ネットワーク)」が連続性を持ち、地域住民や多様な団体と、市・社会福祉協議会が同じ目標を共有しながら協働してまちづくりに取り組みます。

さらに、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」、「自殺対策計画」についても包含した計画とすることで、地域の多様な主体が協働して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、地域共生社会の実現をめざします。

(3)市の他の計画との関係

本計画は、交野市総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくり等、あらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進するうえでの共通理念を示すものです。

また、本計画は、交野市を含む広域的な計画である「大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図りながら地域福祉を推進していきます。



4 計画の期間

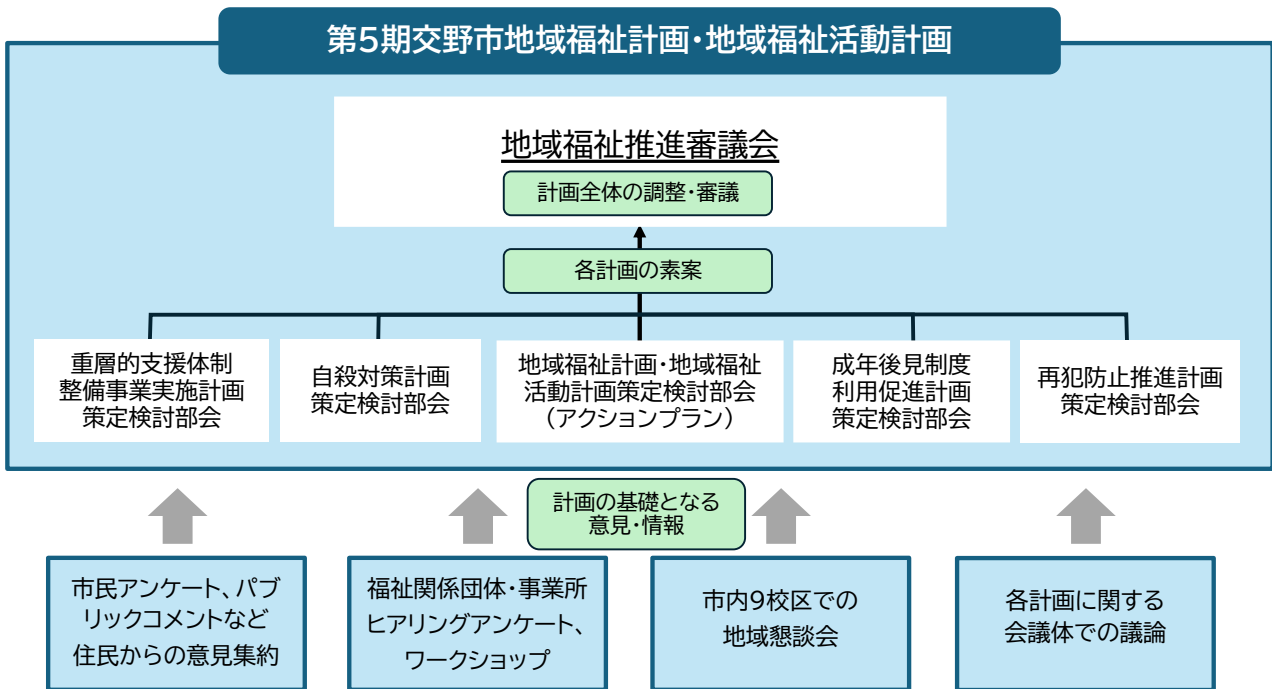
本計画の計画期間は、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正等、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
交野市総合計画	第5次(令和5~16年度)						
交野市地域福祉計画 (自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を包含)	第4期(令和3~7年)		第5期交野市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 (令和8~12年度)				
交野市地域福祉活動計画	第4期(令和4~7年度)						
交野市重層的支援体制整備事業実施計画	第1期(令和5~7年度)						
交野市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第9期(令和6~8年度)						
交野市障がい者(児)福祉長期計画	第4次(令和3~8年度)						
交野市障がい福祉計画 ・交野市障がい児福祉計画	第7期(令和6~8年度)						
交野市こども計画 (旧)交野市子ども・子育て支援事業計画)			第1期(令和7~11年度)				
交野市健康増進計画 (旧)交野市健康増進・食育推進計画)			第3期(令和7~18年度)				

5 計画の策定方法

本計画は、交野市における地域福祉の現状を把握するためのアンケート調査や地域懇談会等を実施するとともに、計画の策定にあたっては、地域福祉推進審議会での検討・審議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。



(1) 交野市地域福祉推進審議会における審議

学識経験者、関係団体の代表者等で組織する「交野市地域福祉推進審議会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。また、包含している関連計画に関するこれまでの評価や今後の取り組みについては、審議会に以下の5つの部会を設け、具体的な検討・協議を行いました。

- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画策定検討部会
- ・ 自殺対策計画策定検討部会
- ・ 再犯防止推進計画策定検討部会
- ・ 成年後見制度利用促進計画策定検討部会
- ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会(アクションプラン)

(2) 市民アンケート調査

交野市民の地域福祉に関する意識やニーズ等を的確に把握し、実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの18歳以上の2,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート、ワークショップ

市内の福祉関係団体・事業所が普段の仕事や活動を通じ、市の現状に対して感じている率直な意見や考えを把握するアンケート調査を実施するとともに、その調査結果を共有し、専門的見地から課題解決に向けた取り組みの提案を受け、本計画における施策を検討する際の視点に活用するため、地域ケースネットワーク会議でワークショップを実施しました。

(4) 地域懇談会


地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設等が連携するきっかけの場になることを期待して、校区福祉委員会の協力を得て、市内9小学校区において、地域懇談会を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

第2章

地域福祉を取り巻く状況



- 1 第4期計画策定以降の国の施策動向
- 2 市民アンケート等からみる交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 第4期計画策定以降の国の施策動向

■ 地域福祉に関する主な国の施策動向

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次再犯防止推進計画」閣議決定(令和5年3月) ● 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制強化に向けた取り組み ● 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」(令和5年4月施行) ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行) ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法等の一括改正(令和6年4月施行) ● 「孤独・孤立対策推進法」(令和6年4月施行) ● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行) ● 合理的配慮の義務化(令和6年4月施行) ● 人権三法(令和6年4月改正)

<令和4年度>

● 「第2次再犯防止推進計画」閣議決定

国の第2次計画では、第1次計画から継続して地域との連携強化に力を入れるほか、懲役・禁錮を統合して新設される「拘禁刑」の開始を踏まえた受刑者プログラムの充実等、7つの重点課題について96の具体的施策が盛り込まれました。また、罪を犯した人々の地域内での更生を重視し、地方公共団体の取り組みを後押しすることや、高齢化が指摘される保護司のなり手を確保するため、活動の一部をオンラインで可能にするなどデジタル化の推進も定められました。

● 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制強化に向けた取り組み

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4～8年度)では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークを支える本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、意思決定支援や権利侵害からの回復支援を主要な手段とした「権利擁護支援」が位置づけられました。

● 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理

生活困窮者自立支援法については、法律の施行後5年(令和5年)を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされ、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化等の新たな課題が表面化したことから、制度的な対応が求められていました。こうした状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」がまとめられました。今後、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討が深められていく予定となっています。

<令和5年度>

- 「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす、こども施策を総合的に推進するための法律です。(令和5年4月1日施行)

障がい児に対する施策は、厚生労働省からこども家庭庁に移管されることになりました。

- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

LGBT等の性的少数者に対する理解を広めるための施策の推進に関する基本理念を定め、基本計画の策定等の必要な事項を定めるための法律です。職場での理解促進に向けた労働者や事業主への普及啓発や、職場でのトラブルが生じた場合における総合労働相談コーナーでの相談受付を行うとともに、生きづらさを感じている方への、生活上の悩みも含めた電話相談窓口を設置するなどの取り組みが行われています。(令和5年6月23日施行)

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

高齢化が進む中、認知症の人が増えている現状を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、認知症に関する基本的な考え方を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることを目的としています。認知症基本法では、7つの基本理念が定められており、認知症の人の基本的人権を尊重し、尊厳ある暮らしをするために必要なことが定められています。(令和6年1月1日施行)

<令和6年度>

- 障害者総合支援法等の一括改正

障がいのある人や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、上記の法律が改正され、グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進、地域生活支援拠点等の整備における市町村の努力義務化、短時間労働者に対する雇用率の算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化、医療保護入院の見直し、精神科病院における虐待防止に向けた取り組みの一層の推進、難病患者等の療養生活支援の強化、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化等が盛り込まれました。(令和6年4月1日施行)

- 「孤独・孤立対策推進法」

孤独・孤立対策推進法の規定に基づき、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が策定され、孤独・孤立対策の基本方針を①孤独・孤立に至っても支援を求め声を受けやすい社会とする、②状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる、③見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う、④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する、の4点とし、この基本方針に基づき総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくこととなりました。(令和6年4月1日施行)

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化する法律です。女性を取り巻く環境が大きく変わる中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点も取り入れ、対象者の包括的な支援制度として新法が施行されました。(令和6年4月1日施行)

- 合理的配慮の義務化

合理的配慮とは、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要とするときは、その負担が過重でない場合には、その障壁を除去するために必要な配慮のことを指します。令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。また、障がいのある人への対応が不当な差別的取扱いに該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。事業者は個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます。(令和6年4月1日施行)

- 人権三法

下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がいのある人に合理的配慮を行うこと等を通じて、地域共生社会を実現することをめざした法律です。努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が、令和6年4月1日より義務化されました。障がいのある人への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取り組みを促進する必要があります。(平成28年4月1日施行、令和6年4月1日改正)

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現をめざすために制定された法律です。施行から7年が経過し、街頭デモでのヘイトスピーチは減少傾向にあるものの、インターネット上などでは依然としてヘイトスピーチが行われている状況です。そのため、法務省では、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動を強化しており、ポスターやSNSでの発信、バナー広告等を実施しています。(平成28年6月3日施行)

- 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

今なお残る部落差別の解消に向けた取り組みを推進することを目的に制定された法律です。近年、インターネットの匿名性を悪用した部落差別情報の発信が増加しており、この法律の改正を求める声が高まっています。特にインターネット上での差別的書き込みや、差別的書き込みを禁止する規定の整備、被害者への救済措置の強化等が議論されています。(平成28年12月16日施行)

2 市民アンケート等からみる交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1) 多様な課題に対応できる包括的な支援や連携体制の整備

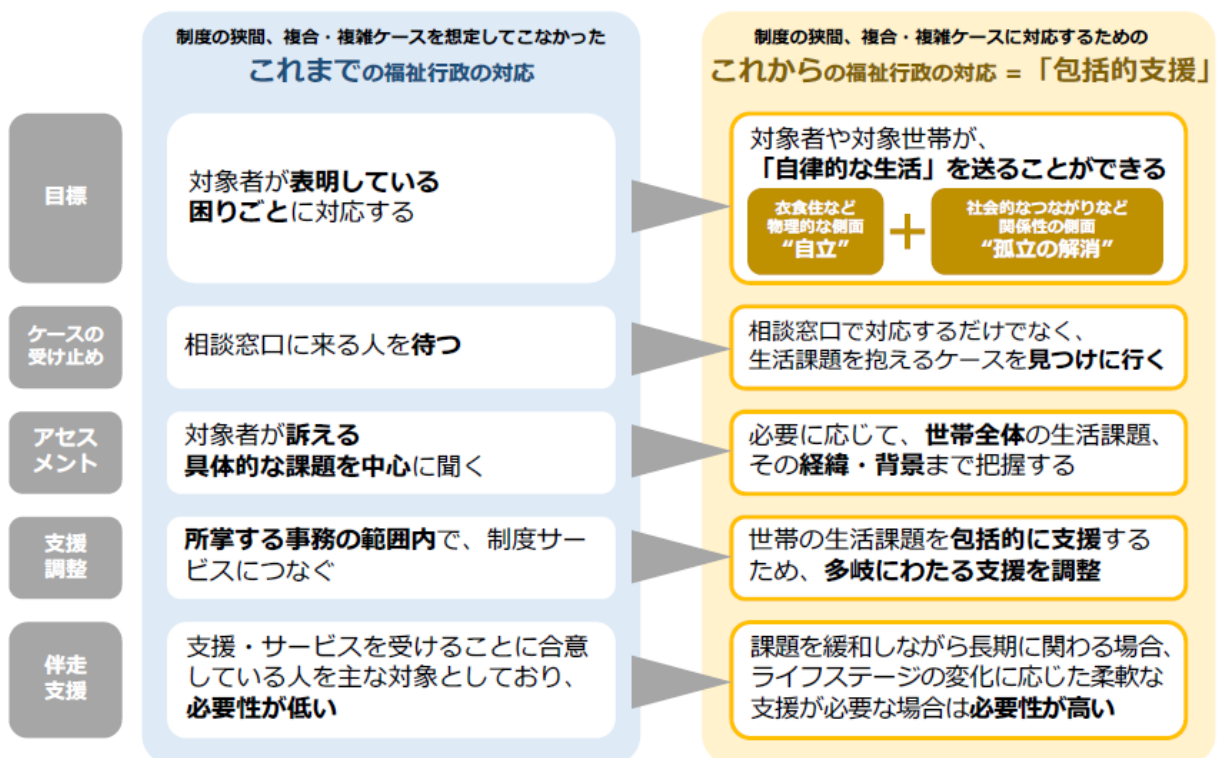
市民アンケート調査では、全体の約9割の市民が、交野市を暮らしやすいまちと考えており、前回調査時(令和2年9月)と比べてその割合も増加しています。また、子育てやこどもの福祉に関心や評価が高く、安心して暮らせる地域であることを重要と考える人が多くなっています。

生活様式や考え方の多様化に伴い、本市においても、世帯の中で課題が複雑化・複合化しているケースや、各種制度の狭間にあるケース、支援や援助を必要としながらも自ら相談や情報収集ができず、地域の中で孤立しているケース等が増えています。

それらの支援が必要な人を、早期に必要な支援につなげていくことができる環境・体制づくりに取り組むとともに、複合的な課題に対応する相談機能の充実や、年齢・分野等で切れ目のない包括的な支援体制を強化していくことが必要です。このような体制の整備にあたり、これまでの福祉行政の対応と、これからの「包括的支援」で求められる対応を比較すると、以下のように整理されます。これらの対応に加えて、支援を必要とする人を適切な支援につなげるための仕組みづくりや、市、社会福祉協議会をはじめ、地域や専門職等が一丸となって、ニーズ把握や課題解決に取り組むことのできる連携体制を強化していく必要があります。

令和5年度からは重層的支援体制整備事業を活用し、包括的支援体制整備のため、既存の行政の相談窓口だけでなく、支援を必要とする方の早期発見及び地域での身近な相談窓口(愛称:「まるまど」)として、協力事業者にその機能を担ってもらい官民協働で取り組んでいますが、さらなる拡充や市民周知の必要があります。

<福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」>



(資料:厚生労働省)

(2) 孤独・孤立を生まない地域のつながりづくり

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の希薄化、また新型コロナウイルス感染症の影響等により、人と人とのつながりが弱まり、孤独や孤立が深刻な社会課題となっています。

こうした状況の中で、住民同士がゆるやかにつながり、困ったときには手を差し伸べ合える関係性を築くことが、地域福祉の基盤としてますます重要になっています。

本市では、校区福祉委員会を中心とした地域ネットワークの強みを活かし、登下校時のあいさつ・見守り・声かけ運動等を通じて、地域の中で孤独・孤立感がなく、つながりを感じられる地域づくりを進めてきました。地域懇談会や福祉関係団体等ワークショップにおいては、これらのこどもの見守り活動を評価する声が多く、市民アンケートでの本市の地域福祉の印象のうち「子育て家庭が暮らしやすいまち」という評価が高いことにつながっています。

地域における「つながり」を再構築し、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、行政・地域団体・市民が一体となって取り組むことが不可欠です。お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえる関係性や、地域で人々が集い、交流できる場づくりを進めるとともに、多様な主体が支え合いの活動に取り組むことができるような環境整備、課題を抱えた当事者が地域社会に参加するための場づくりや組織づくりも重要となります。

(3) 地域福祉の担い手を支える仕組み

これまで地域の活動団体やボランティア団体等での福祉活動を支えてきた人材の高齢化や、新たな担い手の確保が深刻な課題となっています。それに対し、市民アンケート調査では、福祉に関心があると答えた人が全体の7割程度いる一方で、活動につながらない理由に「自分が何をすればよいかわからない」や「忙しく時間が取れない」という回答が見られました。

地域福祉を持続し、これまで以上に充実していくためには、市民一人ひとりが福祉を「自分ごと」として捉え、地域での福祉活動に関心を持つ人を増やし、一人でも多く活動への参加につなげていくことが重要となります。

市民アンケートや福祉関係団体等ヒアリングアンケートの結果からも、福祉の各制度やコミュニティソーシャルワーカー等の専門的人材に関する認知度は向上しており、啓発活動の効果が出ていると見られるため、より関心を引くような内容・コンテンツや、気軽に・短時間でもできる活動が増えていけば、福祉活動に参加する人が増え、潜在的な担い手の発掘につながる可能性があります。

また、「支える側」「支えられる側」の垣根を超えて、誰もが活躍できる地域づくりに向けて、課題を抱えた当事者も「支える側」として、地域や社会に参加できるように支援するとともに、その機会・場づくりについても取り組んでいく必要があります。

(4) 必要な人へ、必要な情報を提供する工夫

地域福祉の推進において、支援が必要な人に対して適切な情報を届けることは、支援そのものと同じくらい重要です。しかし現実には、「どこに相談すればよいかわからない」「自分が受けられるサービスを知らない」といった理由から、必要な支援につながっていないケースが少なくありません。

行政や関係機関が発信している福祉情報は多岐にわたりますが、その多くが紙媒体やウェブサイト等の手段が主であり、高齢者や障がいのある人、若者、子育て家庭等、それぞれの生活状

況や情報環境に応じた伝え方ができていないということや、専門用語が多く、内容がわかりにくいといった声もあります。

さらに、支援が必要な人ほど情報にアクセスする力や機会が乏しく、情報格差が孤立を深める一因ともなっています。このような中で、市民一人ひとりに寄り添いながら「必要な情報を、必要なときに、必要な方法で」届けるための工夫が求められています。

市民アンケートや地域懇談会でも、福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声が多いことから、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、情報提供のあり方を単なる「広報」から「つながりの入口」へと再定義し、誰一人取り残さない地域づくりの基盤として位置づけることが重要です。



第3章

計画の基本的な考え方



- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人等、さまざまな人が生活しています。本市では、令和5年3月に策定した重層的支援体制整備事業実施計画において「No孤独No孤立、誰もが役割を持ち活躍できる社会に」を掲げ、地域住民が抱える複雑化・複合化している生活課題に対し、包括的な支援体制を整備しつつ、地域が「わ(和・輪)」となり、相互に支え合える地域づくりを推進しています。

また、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所等と行政が協働して、地域全体が、お互いにかかわりあって、たすけあい、自分らしくのびのびと暮らし、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざす指標として、以下の基本理念を定めます。

かかわりあって

たすけあい

のびのび

しあわせのまちづくり

～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～

「地域共生社会」とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

地域共生社会では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することをめざします。

本市においても、本計画に掲げる基本理念・基本目標を着実に実現するため、以下の3つの「超える」視点を念頭に、さまざまな施策・取り組みを推進していきます。

○ 地域共生社会における3つの「超える」視点

① 制度・分野ごとの「縦割り」を超える

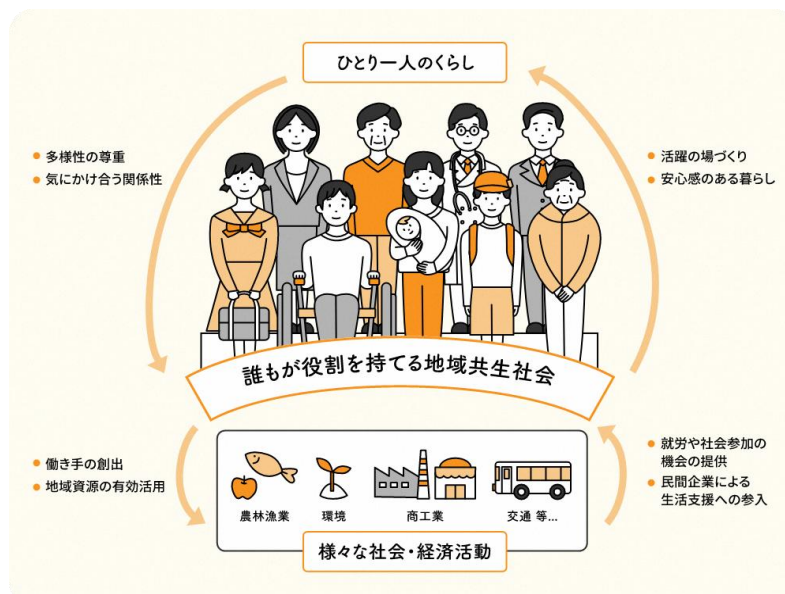
- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障がい、こども・子育て、生活困窮といった分野が持つそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

② 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

③ 「世代や分野」を超えてつながる

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例:保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc.)



(資料:厚生労働省地域共生社会ポータルサイト)

2 基本目標

計画の基本理念「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、次ページ以降に示すような、重層的な地域福祉のネットワークや包括的な支援体制の構築をめざします。

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

基本目標2 地域のつながりをつくる

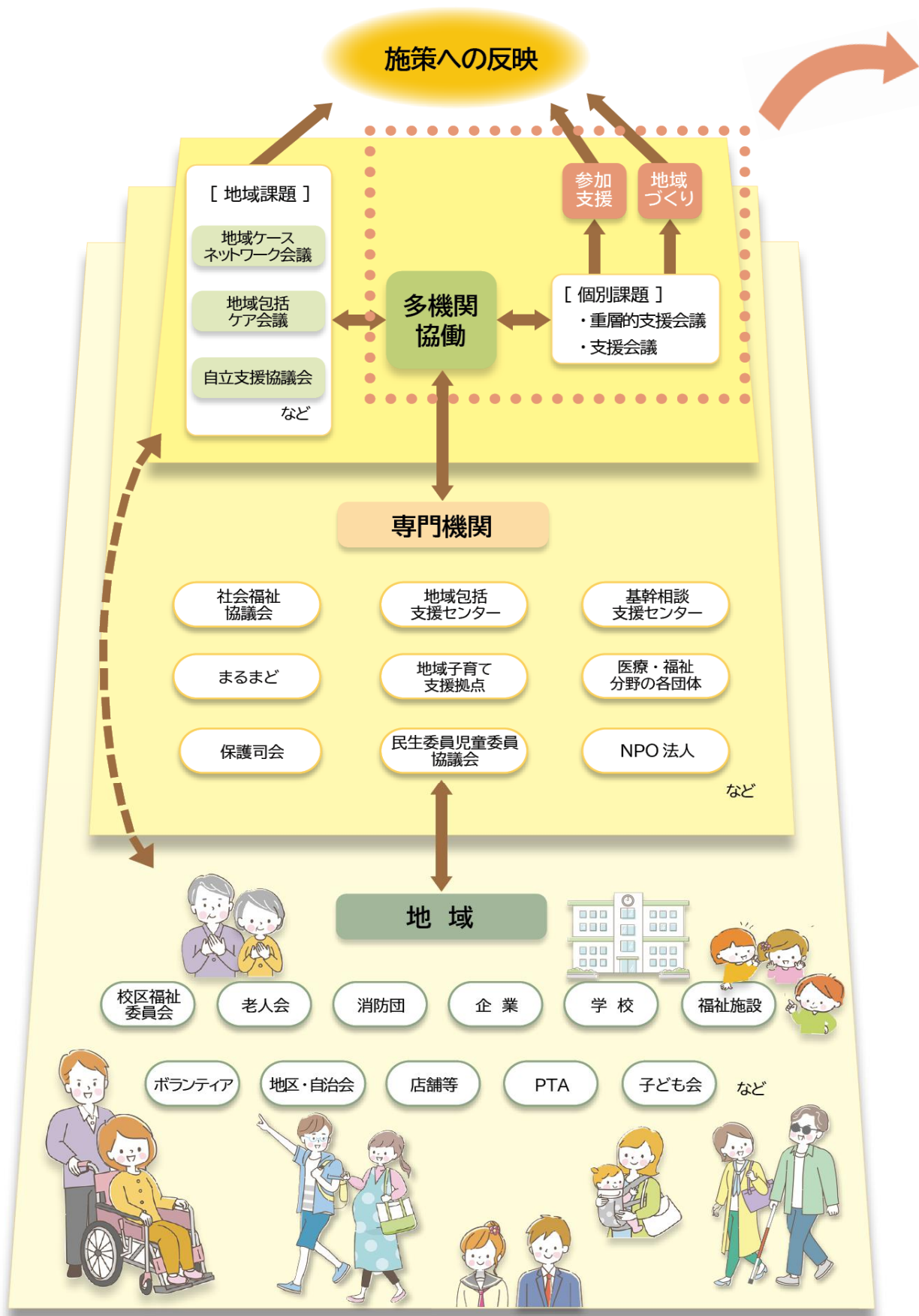
基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

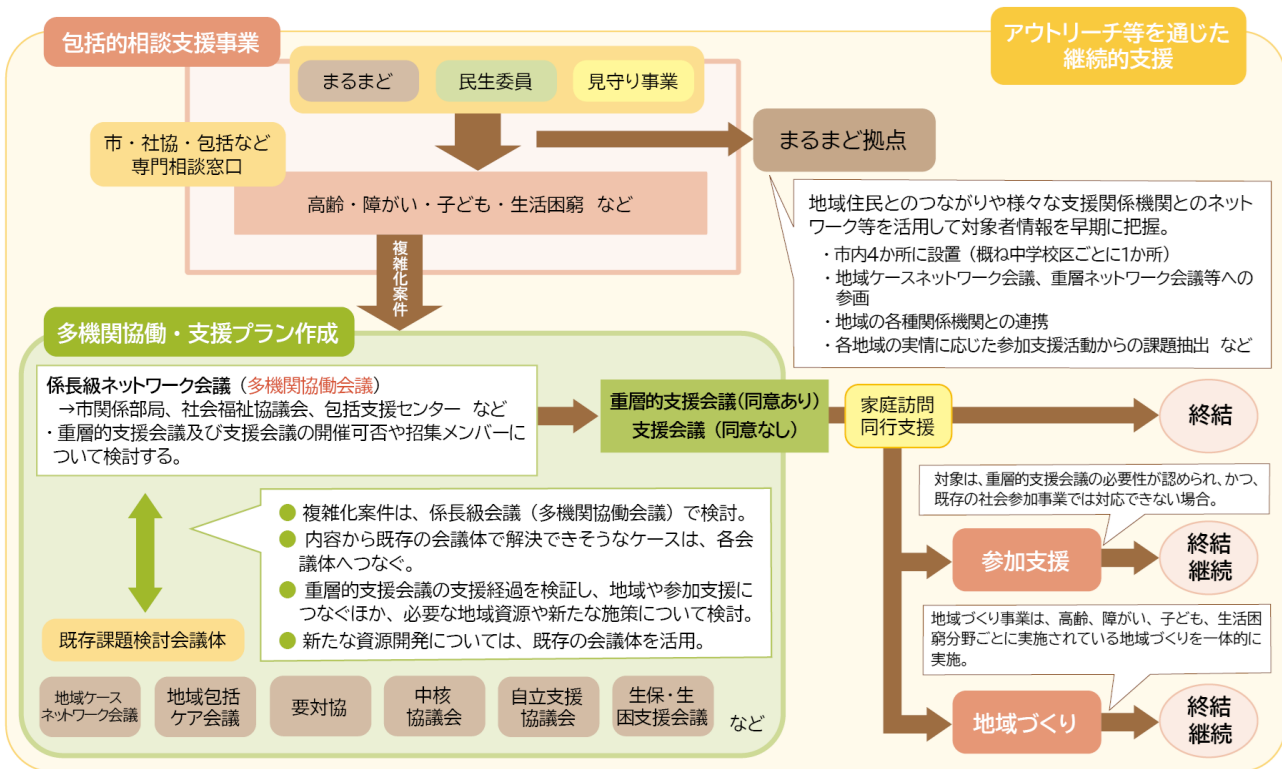
また、地域共生社会の実現に向け、本市が実施している重層的支援体制整備事業では、住民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援を実施しています。これまで取り組んできた地域福祉ネットワークによる支援を基本に、包括的に対応する支援体制を構築し、さまざまな施策に取り組みます。

なお、本計画に包含する重層的支援体制整備事業実施計画は、①包括的相談支援事業、②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、③多機関協働事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業を柱に、本計画の各施策に横断的に位置づけられています。

■ オール交野の重層的な地域福祉のネットワークのイメージ



■ 交野市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ



「まるまど」とは

交野市独自の取り組みで、行政内での高齢・障がい・子育て・生活困窮等の相談体制に加え、「地域での身近な相談窓口」として福祉・医療職のいる市内ケアプランセンターやデイサービスセンター等の協力事業所においても、市民からの相談等をいったん受け止め、適切な関係機関につなげる役割を担う相談窓口です。

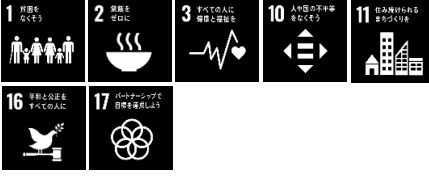



「市役所まで行く時間やきっかけがない」、「市役所のどの部署に行けばいいのかわからない」等の市民の困りごとについて、身近な地域にある「まるまど」協力事業所が相談を伺い、適切な窓口につなげます。

また、「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置して、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人を早期に把握し、積極的に働きかけ、情報や支援を届ける活動を行います。



※ 協力事業所の目印 (ステッカー)

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向性
<p>かかわりあって たすけあいのびのび しあわせのまちづくり みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして</p>	<p>基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援体制の整備 2 自分らしく生きるための権利や生活を守る支援の推進 3 誰もが暮らしやすい環境づくり
	<p>基本目標2 地域のつながりをつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な人々が交流できる場づくり 2 孤独・孤立を防ぐセーフティネットの構築 3 日常的なふれあいを通じたつながりづくり
	<p>基本目標3 地域福祉の担い手をつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが活躍できる機会や場の創出 2 福祉のこころを育む取り組みの充実 3 担い手確保と活動支援
	<p>基本目標4 安全・安心な地域をつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域を基盤とした防犯活動等の促進 2 暮らしの安心を支える仕組みづくり


※ 本市では、SDGs(エス・ディー・ジーズ)の示す理念や方向性が、本市の定める基本構想等と共通する部分が多いことから、各部署の取組みにSDGsを明確に位置付け、持続可能なまちづくりを行っていくことにより、SDGsの達成に貢献することを目指しています。

主な取り組み

(1) 包括的な相談支援体制の充実
(2) 行政や地域団体の支援体制の強化
(3) 困ったときの相談先等の情報提供
(1) 権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)
(2) 障がい者等への理解の促進と正しい知識の普及
(3) 生活困窮者世帯への支援の充実
(1) 健康維持、生活支援の充実
(2) 住環境や生活環境の整備
(3) 外出支援など日常生活を豊かにする支援の充実
(1) 地域交流の場の整備
(2) 地域活動と世代間交流の充実
(1) 孤独・孤立を防ぐための地域のネットワーク構築
(2) 支援が必要な人の見守り支え合い
(3) 再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止推進計画)
(4) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)
(5) ちょっとした困りごと支援等の仕組みづくり
(1) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進
(2) 気軽に参加できる地域活動の充実
(1) 多様な活動機会の提供
(2) 一人ひとりの強みを活かした活動ができる地域づくり
(1) 人権福祉に関する教育の充実
(2) 多様性を認め合い支え合う意識づくり
(1) 地域福祉の担い手の育成
(2) 住民が活動しやすい環境整備
(1) 地域における防犯活動の促進・防犯意識の向上を図る啓発の推進
(2) 交通事故を無くすための取り組み
(1) 災害時の支援体制整備
(2) 地域の自主防災活動の促進・防災知識の普及啓発

第4章

施策の展開



- 基本目標 1 自分らしい暮らしを支える
仕組みをつくる
- 基本目標 2 地域のつながりをつくる
- 基本目標 3 地域福祉の担い手をつくる
- 基本目標 4 安全・安心な地域をつくる

第4章 施策の展開

基本目標 1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

◆ 現状と課題

- 近年、わが国では少子高齢化や人口減少を背景に、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等、複雑化・複合化した課題が発生しています。これらの課題は、高齢、障がい、こども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応が困難な場合があり、こうした支援ニーズを分野横断的に受け止める、包括的な相談支援体制の強化が一層求められるようになってきました。
- 福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声は多く、相談すること自体をためらう人を少なくするため、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、それぞれの相談機関の役割や機能をきちんと整理し、重層的な支援体制を市民にわかりやすく提示していくことが重要です。
- 「まるまど」に関する事業説明会や周知イベント等を開催しており、参画事業所が増加傾向にあります。事業所の属性に偏りが生じないよう、幅広い対象への理解・協力依頼が必要です。
- 財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。
- 成年後見制度に関するニーズは、今後高まることが予想されるため、市民に制度が正確に理解されるよう、引き続きさまざまな対象や方法で周知をしていくことが大切です。また、成年後見制度の申立てについては手続きが煩雑なこともあり、当事者が負担に感じることも考えられるため、円滑な利用につながるよう支援していく必要があります。
- 市内には住宅地と自然が共存する地域特性があり、身近な生活圏で安心して暮らせる環境づくりが進められています。一方で、地域間での生活環境の格差等が見られます。特に坂道や狭い道路が多い地域では、高齢者や障がいのある人の移動に支障がある場合もあります。地域の実情に応じた移動支援の仕組みづくりや、外出支援の拡充、また外出を通じた社会参加・交流の促進が今後の課題となっています。

■めざす地域の姿■

- 分野・世代・属性を問わない相談支援体制が整っています。
- いざというときに「ちょっと助けて」と言える関係性が地域の中で築かれています。
- 困難を抱える人への理解が深まり、お互いを尊重し支え合う活動が展開されています。
- 地域ぐるみで、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。
- さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっていきます。

1 包括的な相談支援体制の整備

(1) 包括的な相談支援体制の充実

高齢、障がい、こども、生活困窮等の制度に基づき行政が実施してきた既存の相談支援と、社会福祉協議会や協力事業所をはじめとした民間の相談支援機関が密接に連携・協力し、一体となって分野・世代・属性を問わない相談支援体制を充実します。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野(高齢、障がい、こども、生活困窮)の相談支援窓口は従来どおり設置しつつ、情報や連絡体制の整理を進め、より一層の連携強化を図ります。 ○ 「まるまど」による相談窓口が市民にとってより身近でわかりやすくなるよう、相談者が時間や場所を気にせず、問合せフォームを使って相談ができる体制づくりを行い、広く周知します。 ○ 「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけ、情報や支援を届けます。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター事業及び障がい者相談支援事業(委託相談) ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 「こうけん・ゆうゆうサポート」(中核機関)の設置 ・ こども子育て総合相談(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ・ まるまど拠点事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校区ごとに設置された校区福祉委員会への後方支援を通じ、住民の小さな声や困りごとを拾い上げ、相談ニーズの早期把握に努めます。 ○ 支援機関のネットワークを活かして、分野や世代、属性、内容に関わらず相談を受け止め、相談内容の整理、適切な相談支援窓口への丁寧なつなぎを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、制度の狭間にある複雑化・複合化した相談に分野横断的に対応します。 ○ CSW合同会議を定期的を開催し、具体的な事例検討や情報共有を通じて、関係機関との協働による支援体制を強化します。 ○ 生活困窮者自立相談支援事業や生活福祉資金貸付事業において、経済的な支援だけでなく、個々の状況に寄り添った相談対応を行うことで、世帯の生活再建と経済的自立をめざします。 ○ 高齢者の総合相談から権利擁護、介護予防までを一体的に担い、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たします。 ○ 法人内の各事業が持つ専門性を有機的に連携させ、多様な相談を「受け止め、整理し、つなぐ」総合相談窓口としての役割を強化することで、誰もが安心して相談できる体制を整えます。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会を中心とした地域のさまざまな福祉活動への協力や支援をします。 ○ 地域の困りごとや相談ニーズの把握のために、校区福祉委員会の会議に参加します。 ○ 「まるまど」では、相談をいったん丸ごと受け止め、相談内容を整理し、適切な相談支援窓口につなげます。 ○ 自治会等が主催する会議に参画し、福祉の視点から意見提供や助言を行うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりに貢献します。 ○ 利用者やその家族が抱える複合的な課題に対し、事業所内だけで抱え込まず、プライバシーに配慮しながら多機関と積極的に情報共有し、チームアプローチによる包括的な支援体制を構築します。
<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と行政等の橋渡し役として、お互いのパートナーシップを強固にし、相談し合い、ともに解決する仕組みづくりを推進します。 ○ 日頃の活動の際に、気になる様子の人や支援が必要そうな人の情報を、地域包括支援センター、社会福祉協議会等へつなぎます。 ○ いきいきサロンや子育てサロン、各種イベント等の活動を通じて、地域住民の困りごとや支援ニーズの早期発見に努め、地域の「アンテナ」としての役割を担います。 ○ 看護師や介護士等、専門的な資格を持つ地域の方々の協力を得て、集会所に「地域の相談室」を設けるなど、地域住民が持つ知識や経験を活かし、誰でも気軽に相談できる場をつくります。 ○ 認知症カフェ・交流カフェを継続し、当事者やその家族介護者が安心して集える憩いの場を提供します。 ○ 日常的な関わりの中で「いつもと様子が違う」といった変化に気づいた際に、相談窓口のリーフレットを渡す等の「ゆるやかな見守り」と「情報提供」に協力します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お互いさま」の気持ちで、困りごとを相談できる関係性をつくりましょう。 ○ 身近な人だけでは解決が難しい課題を抱えている人がいたら、相談支援の専門職や関係機関につなぎましょう。 ○ 地域での見守り活動や交流の機会を通じ、支援を必要とする人や支援のニーズを把握し、必要な人には地域や福祉に関する情報を提供しましょう。 ○ 市の広報紙やホームページを確認して、自分たちの地域にどのような相談窓口(「まるまど」、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)があるかを知りましょう。 ○ 「こんなことで相談していいのかな?」と迷っている友人やご近所の方がいたら、「専門の窓口があるから、一度話してみたら?」と声かけをしてみましょう。
----	--

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 相談したいことはありますが、相談してよいものかと悩むところです。
- 弱い立場の人が、家の近くで気軽に相談に行ける場所があればよいと思います。
- 相談窓口寄せられたニーズや困りごとの解決に向けて、福祉のネットワークづくりの充実、多様な支援が可能となる人材育成と制度づくりが重要だと思います。

(2) 行政や地域団体の支援体制の強化

地域福祉を推進するうえで、行政だけでなく、地域の多様な団体や支援者が連携し、支援体制を強化することが求められています。複雑化・複合化する生活課題に対応するために、役割分担と協働の仕組みを明確にし、継続的に連携・支援できる体制づくりを推進します。

(3) 困ったときの相談先等の情報提供

住民が生活の中で困りごとを抱えた際に、どこに相談すればよいかかわからず、支援につながらないケースが少なくありません。行政の相談窓口だけでなく、地域の支え合いにより提供されるサービス等も含め、身近な相談先や利用可能な支援の情報をわかりやすく伝えることが、早期の対応や孤立の防止につながります。そのためには、分野・世代・属性を問わない相談支援体制づくりが重要です。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会と連携し、小学校区を単位とする地域(小地域)での地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進します。 ○ 地域における包括的・継続的なケアを実現するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や、高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみならず、多様な主体により提供され
----	--

	<p>るサービス等を活用したケアマネジメントを実施するための情報の発信に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもや保護者が抱える悩みや不安に対して、適切で迅速なサポートを提供できるよう環境を整えます。 ○ 相談員等の研修や専門性の向上を図り、安心して相談できる体制の充実に取り組みます。 ○ 地域全体でこどもたちを支え合う環境づくりや、世代を超えた交流を通じて、こどもたちが豊かな人間関係を築く機会を増やします。 ○ 地域の子育て支援団体やボランティアと連携し、幅広い世代が参加できる交流活動を促進し、情報提供を行います。 ○ 交野市まちづくり市民提案型事業を実施し、地域におけるさまざまな課題に取り組む団体等の活動を支援し、多様な公共サービスの継続的な提供を推進します。
	<p>関連事業等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小地域活動推進事業 ・ 利用者支援事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 市民相談事業 ・ 交野市まちづくり市民提案型事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あなたの身近な医療と介護の相談窓口」や「チームオレンジガイドブック」等の冊子を配布し、医療機関や相談窓口、認知症カフェ・交流カフェ等、交野市内の社会資源の情報提供を行います。 ○ 適切な介護保険の使い方を啓発し、本人や家族と共に現状を確認するツールである「交野市版フローチャート」を活用し、一人ひとりの状態に応じた介護予防や地域活動への参加を具体的に提案し、自立した生活を支援します。 ○ 「交野市コミュニティソーシャルワーカー活動・事例報告書」を活用し、コミュニティソーシャルワーカーの役割を地域や関係機関へ広く伝え、課題解決に向けた連携のきっかけをつくります。 ○ 外国人や高齢者、障がいのある人等、誰もが必要な情報を得られるよう、広報紙やホームページ、SNSを活用し、「やさしい日本語」を意識したわかりやすい情報発信に努めます。 ○ 生活に困窮し支援を必要とする方に相談窓口の情報が確実に届くよう、生活困窮者自立支援制度のパンフレット等の効果的な配架・配布に努めます。 ○ 出前講座や相談会を通じて市民と直接対話し、社会福祉協議会の役割や各事業の活用方法を丁寧に伝えることで、福祉への理解を深め、「困ったときには社会福祉協議会へ」という信頼関係を醸成します。 ○ マスコットキャラクター「にじ丸ちゃん」を広報媒体やイベントに積極的に活用し、社会福祉協議会の活動に親しみを持ってもらうことで、相談への心理的なハードルを下げ、誰もが気軽にアクセスできる環境をつくります。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の相談窓口を地域に広く周知し、地域住民との顔の見える関係を進めることで、地域住民の福祉に関する不安や疑問を解消し、早期の課題解決を支援します。 ○ 赤い羽根共同募金運動の周知に協力し、地域福祉の充実を財源面から後押しします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動を通して新しい自分を発見したり、素敵な仲間と出会えたり、参加する一人ひとりの大切な生きがいややりがいにつながるようにみんなで支え合います。 ○ 地域の福祉施設や医療機関、自治会等との連携を深め、定期的な情報交換や勉強会を開催することで、顔の見える関係を構築し、地域全体での支援体制づくりに貢献します。 ○ 困っている人を見つけたときに校区福祉委員と情報共有し、ちょっとした困りごとであれば地域で対応します。また、解決が難しいことは専門職につなぐ体制をつくります。 ○ 困りごとを抱える家庭への寄り添った支援を進めると同時に、市民が協力し合い、支え合う地域共生社会の構築をめざします。 ○ ボランティアセンターが第二の我が家として、自分らしくいられる、ホッとできる居場所であり続けられるように大切にしていきます。 ○ 地域の掲示板、回覧板、SNS等を活用し、団体の活動内容を多世代にわかりやすく発信します。 ○ サロンやイベントの参加者に対し、各種相談窓口のリーフレットを配布するなど、必要な情報が必要な人に届くよう、情報提供の工夫に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域にある福祉サービスや相談先の情報に触れ、困ったときに自分や家族が安心して相談できるように備えましょう。 ○ 情報を受け取るだけでなく、周りの人にも相談先や支援の情報を伝え合い、誰もが支援につながる地域づくりに協力しましょう。 ○ 行政や地域団体が行う説明会や意見交換の場に積極的に参加し、地域の課題や取り組みについてともに考え、提案していきましょう。 ○ 自分のできる範囲で、見守りやボランティア活動等の地域の支援活動に関わり、支え合う環境をつくっていきましょう。

2 自分らしく生きるための権利や生活を守る支援の推進

(1) 権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)

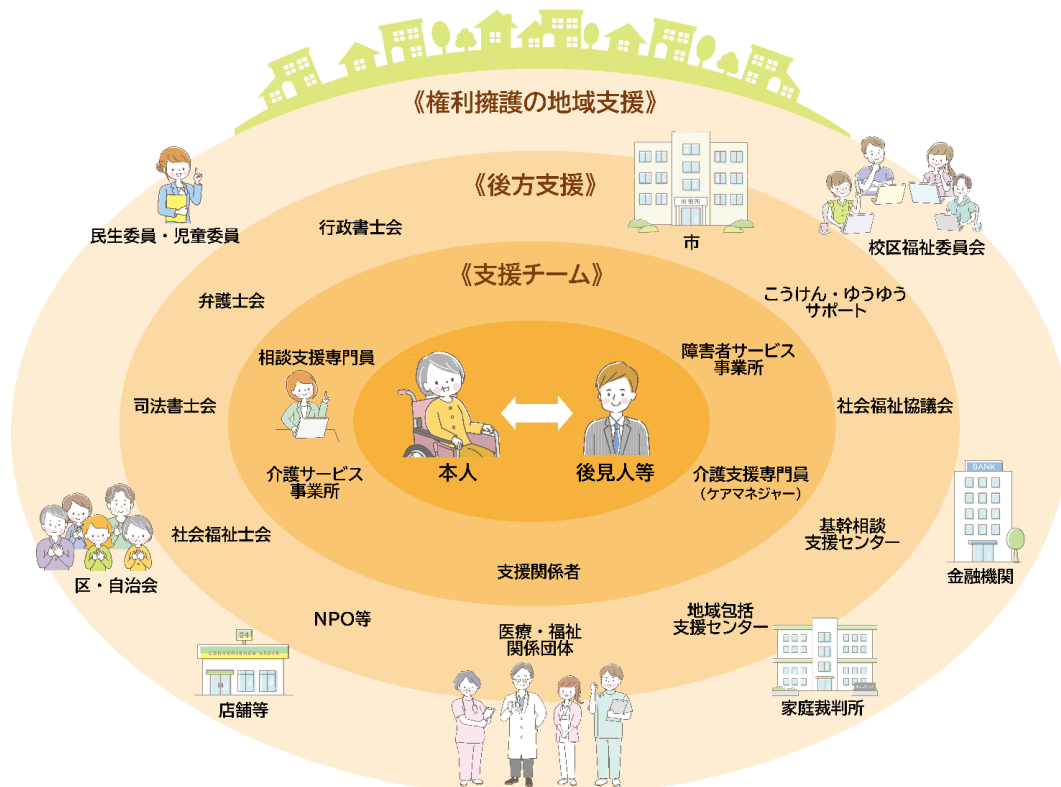
成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する制度です。

成年後見制度の基本理念は、①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)、②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)、③身上保護の重視(財産管理のみならず本人が良好な生活を維持できるよう支援する)とされており、成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為(判断を伴う購入や契約等)を取り消すなど、本人を法的に保護し、本人が安心して本人らしく暮らしていくことを支援する制度です。

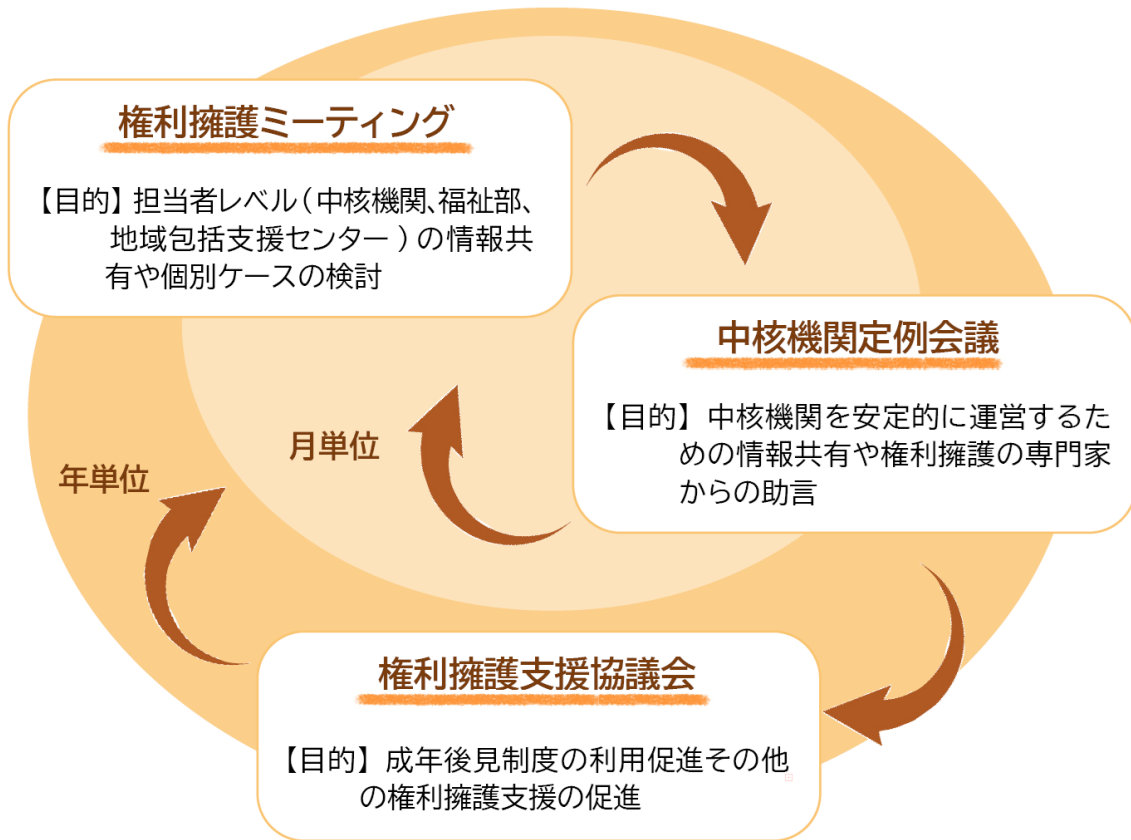
成年後見制度は、本人の意思や自己決定権を尊重することが原則とされています。まずは本人の意思を最大限に聞き出し、その意思決定を十分に尊重した支援を行うとともに、意思表示が難しい人でも意思決定を支援することが重要です。

成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、協議会・中核機関(愛称:こうけん・ゆうゆうサポート)を中心とした地域連携ネットワークを構築することで、本市における権利擁護支援の充実を図ります。

■ 交野市の権利擁護支援における地域連携ネットワークのイメージ



■ 交野市の権利擁護支援に関する取り組み



行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種申請・契約等の行政手続等においては、本人の意思能力を考慮した丁寧な意思確認を行い、意思能力に疑義がある場合には、成年後見制度等の活用を含め、適切な支援につなぐ体制を整備します。 ○ 認知症高齢者や障がいのある人等、判断能力が十分でない方の権利と生活を守る「権利擁護支援」の重要性が高まっている中、その支援の選択肢の一つである「成年後見制度」について、制度の正しい理解の促進や、必要な方が円滑に利用できるような支援を推進します。 ○ 支援が必要な方の早期発見や対応、意思決定支援を重視した支援のあり方等について、地域全体で協議・検討する場として、保健・医療・福祉・司法等の幅広い関係機関で構成する「権利擁護支援協議会」を活用し、連携を深めます。 ○ 権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、中核機関である「こうけん・ゆうゆうサポート」を拠点として、関係機関との連携による支援体制を推進します。(社会福祉協議会へ委託) ○ 権利擁護支援協議会を活用し、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会をはじめとする専門職の助言を得て「こうけん・ゆうゆうサポート」の安定的な運営及び地域連携ネットワーク構築をめざします。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護ミーティングにおいて、本人の意思を最大限尊重しながら、成年後見制度の利用を含め、どのような支援が最も適切であるかの検討等を行います。 ○ 判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行う「市長申立て」や、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行う「報酬助成」等の利用支援を行うとともに、近隣・他自治体の状況を勘察した適正な報酬助成額について検討します。 ○ 市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるため、中核機関と連携し、権利擁護支援のネットワークを構築します。 <p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援協議会の設置 ・ 「こうけん・ゆうゆうサポート」の設置 ・ 成年後見人等選任の市長申し立て ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業や成年後見制度等、本人の判断能力の状況に応じた適切な権利擁護支援へスムーズにつながるよう連携を図ります。 ○ 「こうけん・ゆうゆうサポート」では、さまざまな事情やニーズに応じ、本人にとって最適な支援につなげるため、成年後見制度を含む権利擁護支援に関する広報や相談、マッチング、後見人支援まで、段階的・計画的に取り組み、幅広い支援に努めます。 ○ 本人を中心に、親族や福祉・医療等の身近な支援者、そして必要に応じて成年後見人等がチームとなり、本人の意思を尊重した支援方針をともに考える「権利擁護支援チーム」を形成できるよう連携を進めます。 ○ 月1回の専門員無料相談会の開催等、NPO法人等の協力を得ながら、「こうけん・ゆうゆうサポート」の相談支援機能を充実・強化します。 ○ 市民向け及び福祉専門職向け権利擁護セミナーを実施し、消費者被害防止や成年後見制度等を含む権利擁護の周知・啓発を図ります。 ○ 「こうけん・ゆうゆうサポート」のチラシを、市民、福祉事業所、地域の会館、金融機関等へ広く配布し、周知と理解を図ります。 ○ 本市における具体的なニーズの把握に努めるとともに、他市の事例調査や関係機関との意見交換を通じて、権利擁護支援の多様な担い手の確保・育成や、そのために必要な環境整備について検討を進めます。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の利用者との関わりの中で金銭管理や判断能力の変化といったサインを早期に察知し、本人や家族の意向を踏まえ、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「こうけん・ゆうゆうサポート」等との連携を図ります。

福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り活動やサロン活動を通じて、地域で気になる人がいた場合に、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「こうけん・ゆうゆうサポート」等の関係機関へ情報提供する「つなぎ役」としての役割を担います。 ○ 権利擁護支援に関する広報物の掲示や配布に協力し、地域全体で制度の周知啓発や制度の理解促進に努めます。 ○ 障がいのある人が安心して暮らせるように、将来の備えや権利を守り合うことへの理解を深めます。また、選択肢の一つである成年後見制度について、家族や身近な人と話し合います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが安心して暮らし続けるために、将来、自分や身近な人が、適切な判断が難しくなってきたときの準備や、お互いの権利を守り支え合うことの大切さについて理解を深めましょう。その一つの選択肢である成年後見制度についても、家族や身近な人と話し合う機会を持ちましょう。 ○ 身の回りで、お金の管理や暮らしの手続き等で困っている方がいたら、一人で抱え込まずに相談することが大切であると伝え、さまざまな相談窓口があることを紹介しましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 制度そのものを知らない市民が多いと思うため、わかりやすい講座の実施など、権利擁護に関する啓発活動は大切なことだと思う。
- 利用する人は徐々に増えていると感じるので、利用促進の取り組みを継続していくことが大事だと思う。

(2) 障がい者等への理解の促進と正しい知識の普及

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、障がいへの正しい理解と共生への意識が地域全体に広がるのが大切です。誤解や偏見をなくし、多様な人々がお互いに尊重し合える地域づくりに向けて、正しい知識の普及や啓発の取り組みを進めていきます。

(3) 生活困窮者世帯への支援の充実

経済的な困難を抱える生活困窮者世帯が、孤立することなく必要な支援につながるためには、早期の相談支援と継続的な見守りが重要です。就労、住まい、こどもの学習支援等、生活全般にわたる支援を関係機関が連携して行い、自立に向けた切れ目のない支援体制を充実していきます。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人への理解とともに、当事者が安心して過ごせるよう、市民向け、関係機関向けに啓発活動を行います。 ○ 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。 ○ 生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、経済的な生活困窮支援のみならず、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間におかれている人等への支援を実施するため、関係機関のネットワークのさらなる強化を図ります。 ○ 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、幅広い関係機関との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。 ○ 継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の充実に取り組みます。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、継続的な取り組みが広がり、多くの人が参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。 ○ さまざまな事情で困難な状況におかれている妊産婦及び母子に対し、助産施設または母子生活支援施設への入所や、出産費用の援助等、生活の安定のための相談及び自立支援を行います。 <p style="text-align: center;">関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭の自立支援事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ 児童入所施設措置事業 ・ 居住サポート住宅認定制度 ・ 生活課題を抱える高齢者世帯への各種支援体制の構築 ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金の支給 ・ 就労準備支援事業 ・ 家計改善支援事業 ・ 無料法律相談の実施 ・ 巡回相談
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉資金貸付や新型コロナ特例貸付の償還相談において、個々の生活状況に寄り添った対応に努め、必要に応じて他制度や関係機関へつなぐことで、世帯の経済的自立と生活の安定を多角的に支援します。 ○ 生活困窮者自立支援制度に則り、経済的に困難な状況にある生活困窮世帯が地域で孤立することのないよう、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。 ○ 就労準備支援事業において、地域の社会福祉法人等と連携し、個々のペースに合わせたプログラムを提供することで、就労に困難を抱える方の社会参加への意欲を引き出し、自立に向けた一歩を後押しします。 ○ 福祉サービスの利用や金銭管理に不安を抱える方に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進し、地域での安心した暮らしを支えます。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人一人ひとりの状況や希望に寄り添い、最適な支援を届けられるよう、日頃から関係機関との情報共有や連携強化に努め、地域全体の支援力を高めます。 ○ 障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに学び合い、成長し合える環境をつくります。 ○ 事業所が持つ専門性やネットワークを活かし、生活困窮者に対する就労体験の場の提供や、社会参加に向けた支援を行うことで、地域のセーフティネット機能の一翼を担います。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの有無や重さに関わらず、住み慣れた地域でのびのびと暮らせるよう、必要な支援に関する情報取得と情報交換に努めます。 ○ 障がい者等への理解を深めるため、施設や当事者団体との交流を推進します。 ○ 地域の子どもたちが幼い頃から、障がいのある友達と自然にふれあい、ともに関わる中で、お互いを理解し合える機会を設けます。 ○ 小中学校での体験学習を通じて、高齢者や障がいのある人への理解を深め、地域共生社会の実現に向けた意識を育みます。 ○ 地域の子ども食堂と協働して新たな居場所づくりに取り組むなど、経済的な困難を抱える世帯が孤立しないための支援を行います。 ○ 担当地域のひとり親家庭が孤立することなく、安心して生活できるよう、温かく見守ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいについて正しい知識を学び、誤解や偏見をなくしていきましょう。 ○ 障がいのある人もそうでない人も、お互いに尊重し合いながら、地域の活動や行事と一緒に参加するなど、誰もが孤立しないよう、日常的な見守りや交流を大切にしましょう。 ○ 困りごとを抱えている人を見かけたときは、声をかけたり、地域の相談窓口につなげるなど、思いやりのある行動を心がけましょう。 ○ 生活に困っている人が安心して支援を受けられるよう、地域の支援制度や相談先の情報を知っておきましょう。



3 誰もが暮らしやすい環境づくり

(1) 健康維持、生活支援の充実

地域での暮らしを支えるためには、健康づくりや介護予防、見守り活動、日常生活の支援等を一体的に進めることが重要です。高齢者や障がいのある人をはじめとする多様な住民が、地域で自立した生活を送れるよう、身近な場所で継続的に取り組める仕組みを整え、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりをめざします。

(2) 住環境や生活環境の整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、住環境の整備や、防災・防犯等生活環境の充実が欠かせません。高齢者や障がいのある人を含むすべての住民が安全で快適に暮らせるよう、地域の実情に応じた整備を進めていきます。

(3) 外出支援など日常生活を豊かにする支援の充実

高齢者や移動に困難を抱える方が、買い物や外出を楽しめることは、生活の質の向上や社会参加につながります。日常生活を豊かにする支援として、移動手段の確保や見守りを兼ねた外出支援など、多様なニーズに応じた取り組みを進めます。

行政	<ul style="list-style-type: none">○ 「交野市健康増進計画」に基づき、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくりに自主的に取り組むことができるよう、家庭や地域、行政がそれぞれの役割や特性を活かしながら連携し、市民一人ひとりの取り組みを支援します。○ 「交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画」に基づき、効果的・効率的な保健事業を推進します。○ こどもの頃からの健康的な生活習慣の形成、働く世代の健診の受診勧奨や生活習慣の改善、高齢者の介護予防・ロコモティブシンドローム予防・フレイル対策等、ライフステージに応じた施策を展開します。○ 「元気アップ教室」等の通いの場を拡充し、「老人クラブ活動」への支援等を行い、居場所づくりや社会参加の促進を進めます。○ 「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防施策と認知症対策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。○ 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「障がい者(児)福祉長期計画」に基づき、障がい者施策も含めた生活支援の取り組みを推進します。○ 外出・移動に支援が必要な人に対しては、個別移動手段を活用した外出・移動手段に係る支援策を実施します。また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。また、市民における互助の仕組みによる取り組みに対しての支援について検討します。○ 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、各種事業の実施内容や利用方法等について、周知を行います。
----	--

	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診 ・ 特定保健指導を含む保健事業 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ がん検診 ・ すこやか健診 ・ 成人歯科健診 ・ おおさか健活マイレージ「アスマイル」 ・ 妊産婦タクシー利用支援事業 ・ 高齢者等外出支援事業
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉有償運送(移送サービス)の安定的な運営に努め、運転ボランティアと協働することで、移動に困難を抱える方の社会参加と日常生活を支援し、孤立を防ぎます。 ○ 市民一人ひとりが生きがいや役割を持てるよう、地域の福祉活動への支援や相談体制の充実に努めます。 ○ 介護保険の要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス利用対象者が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、一人ひとりの状況や希望に応じて、介護予防や日常生活の支援に関するサービスを適切に利用できるよう支援します。 ○ 地域の医療の専門家(医師会・歯科医師会・薬剤師会)やささまざまな団体の代表者、行政等と協力して「地域包括ケア会議」を開催し、個別の支援内容等を通して見えてくる地域の課題を明らかにし、解決策を話し合うことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ○ 医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう支援します。 ○ 医療と介護のサービスが途切れることなく受けられるように、地域の病院や診療所、介護サービス事業者といった関係機関の連携を推進します。 ○ 認知症初期集中支援チームの運営や「にじ★カフェ」の開催、認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。 ○ 車いすや松葉杖の一時的な貸出を行い、突発的なケガや病気で移動に困っている方の移動を支援します。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども食堂や高齢者の居場所づくりの場等に食材や物資を提供します。 ○ 地元の良さや取り組みをチラシや掲示板等を活用して情報発信します。 ○ 認知症カフェ・交流カフェを通して、認知症や体力の低下がみられる方への継続的な支援を行います。 ○ 高齢者の健康寿命を延伸するため、レクリエーションの場を増やします。 ○ 人生の最後まで、自らの役割を持ち、自分らしく過ごせるwell-being(ウェルビーイング)な日常の実現に向け、ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発に取り組みます。 ○ 小中学校の児童・生徒や教員を対象に、出前講座や職業講話を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた理解啓発活動を推進します。

<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援ボランティアを推進します。 ○ 元気アップ体操やグラウンドゴルフ、ラジオ体操、料理教室等、高齢者が健康を維持し、生きがいを持って参加できる多様な活動を継続します。 ○ 認知症や体力の低下が見られる方でも参加しやすいようプログラムを工夫し、継続的な社会参加とフレイル予防に取り組みます。 ○ 地域の清掃活動を継続的に実施し、住民の郷土愛を育み、誰もが気持ちよく暮らせるきれいなまちづくりを推進します。 ○ 地域のつながりや交流を深めるため、自治会等と連携し、地域に潜在する未利用施設の効果的な活用を検討します。 ○ 身近な人の心身の状況に配慮しつつ、定期的な交流の機会を設け、コミュニケーションの活性化と孤立感の解消に努めます。 ○ 地域の老人会の活動を後押しすることで、高齢者の交流を深めます。 ○ 「お手伝いクラブ」等、高齢者の電球交換やゴミ出しといった、日常の「ちょっとした困りごと」を地域で支え合う活動を継続・推進します。 ○ 外出の機会が少ない高齢者等を対象に、地域の自然や歴史に触れる「大人の遠足」等を企画し、外出のきっかけづくりと交流を促進します。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の健康を守ることが、地域の元気につながります。運動や食生活に気を配り、健康づくりに取り組みましょう。 ○ 介護予防教室やサロン、地域の活動に参加し、人とのつながりを保ちながら、心と体の健康を維持しましょう。 ○ 住みやすいまちを保つために、ごみ出しのルールを順守したり、環境美化や防災・防犯の取り組みに協力しましょう。 ○ 高齢者や移動に不安のある方が外出しやすいよう、見守りや声かけなど、やさしい配慮を心がけましょう。 ○ 公園や歩道、集会所等、地域の共有空間を大切に使い、みんなが心地よく過ごせる環境を守りましょう。



基本目標 2 地域のつながりをつくる

◆ 現状と課題

- 地域では高齢化や単身世帯の増加、地域活動の担い手不足等により、人と人とのつながりが弱まり、孤立や支援の届きにくさが深刻化しています。多様な背景を持つ人々が安心して関わる場ができる場や関係づくりが求められています。また、住民同士のつながりに加え、多機関が連携する地域ネットワークを構築し、地域全体で支え合う基盤づくりが必要となっています。
- 生活課題を抱えているものの、社会的に孤立している世帯や個人は、外部から生活状況の把握ができず支援が届いていない、支援を受けることを望んでいないといったことなどから、支援が必要な状況にあるものの、支援に繋がっていないケースがあります。
- 福祉関係団体等ヒアリングアンケートでは、包括的な相談支援体制の強化・充実が重要という意見とともに、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められているという声がありました。
- 地域力の維持・向上に向けて、地域課題の解決に向けた活動等に気軽に楽しく参加・参画できる環境・仕組みづくりや、多様な主体のつながりづくりが必要です。年齢や分野の垣根を越えて、多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることに加え、つながりにくい潜在的な相談者を早期に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチも積極的に進めることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげていく必要があります。
- わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えています。犯罪をした人等の就労に関しては、前科等があることにより求職活動が円滑に進まず、職が見つかっていても定着率が低く離職してしまうといった課題があります。また、矯正施設を出るときに帰住先を確保できず、不安定な状況で生活をする中で再犯に至る人が多数おられ、帰住先がない人ほど、再び犯罪を繰り返す傾向があることもわかっています。
- 市民アンケート調査では、犯罪をした人の立ち直りへの協力について、協りに前向きな回答が増えている傾向にありますが、保護司の存在や「社会を明るくする運動」の認知度も含め、必ずしも高い割合とは言えない状況にあります。今後、誰一人取り残さない社会の実現や更生支援に対する地域の協力への動機を上げるためには、取り組みの周知や理解をより広げていくことが重要となります。
- わが国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成28年の改正で「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰もが必要な支援を受け入れられるよう、すべての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。
- 市民アンケート調査では、自殺対策に関する啓発物を見たことがあるという人の割合は半数弱となっており、そのうちポスターを見たことがある人が8割以上となっています。啓発物の認知度は比較的高いことから、より関心を惹くような内容・コンテンツの充実が有効だと考えられます。
- 一方で、ゲートキーパーの認知度については、「名称も内容も全く知らない」という回答が9割弱を占めており、福祉関係団体等ヒアリングアンケートの意見においても、具体的な活動がわかりにくいといった意見や、気軽に相談できる環境整備の必要性に関する意見がありました。

■めざす地域の姿■

- 「地域福祉」の大切さを理解する人が増えています。
- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- 世代や立場の違いを超えて誰もが安心して交流できる環境が整っています。
- 多様な人々がお互いに学び合い、支え合うことで地域の絆が深まっています。

1 多様な人々が交流できる場づくり

(1) 地域交流の場の整備

高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを充実しながら、分野や世代、属性を超えて交流できる場や多種多様な出会いや活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来からの各分野での地域づくり事業を充実するとともに、必要に応じて分野を越えた取り組みや共同事業を行います。 ○ 多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげます。 ○ 地域で行われている個別の活動や人を、必要に応じてつないだり、コーディネートすることで、活動の活性化や多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ・ 認知症カフェ・交流カフェの開催支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会による小地域ネットワーク活動(いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動等)を後方支援し、市民が主体となった顔の見える関係づくりを推進します。 ○ 活動の固定化や担い手不足といった課題に対応するため、各校区の取り組みや課題を共有する場を定期的に設け、校区間の連携強化と協働を後押しします。 ○ 市民が主体となる地域福祉活動が継続・発展できるよう、校区ごとのアクションプランの推進を伴走的に支援します。 ○ ボランティア活動を「している人(団体)」、「したい人」、「紹介してほしい人」が安心して相談・交流・活動できる「よりどころ」として、ボランティア

	<p>センターの機能を充実させるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを継続的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉フェスティバル等のイベントへ参画し、市民が福祉を身近に感じ、楽しみながら地域活動に関心を持てるきっかけを提供します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事業所が持つ専門性を活かし、出前講座等で地域の居場所づくりに協力します。 ○ サロン活動や地域行事の支援を通して、市民同士が交流し、つながりを深められるよう後押しします。 ○ 校区ごとのアクションプランに基づいた地域福祉活動を支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア同士の交流を深め、関わる人みんなが自然と笑顔あふれる活動を進めます。 ○ いきいきサロン、子育てサロン、喫茶サロン等、多様な世代や興味関心に応じた「集いの場」を継続して運営し、地域の交流拠点としての役割を担います。 ○ 高齢者向けの活動にこどもブースを設けるなど、既存の居場所を多世代が交流できる場へと発展させます。 ○ 校区福祉委員会が実施するサロン活動を通じて地域の困りごと等を把握し、適切な支援に結び付けます。 ○ 交流の場を、いつも参加している方だけでなく、より多くの地域の方が気軽に参加できる開かれた場所にしていきます。 ○ 事業所の食堂や会議室等の空きスペースを、地域のサロン活動や市民の集いの場として提供します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で行われている居場所づくりや集いの場へ関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ○ それぞれの立場や状況を尊重し、誰もが気持ちよく参加や活動ができる雰囲気づくりを心がけましょう。 ○ 地域のサロンやイベントに参加するだけでなく、新しく参加した人や、一人である人に「こんにちは」などと気軽にあいさつをし、輪に入れるような雰囲気づくりを心がけましょう。 ○ 自分の趣味や特技(将棋、手芸、スマホの使い方、昔の遊び等)を活かして、地域の集いの場でミニ講座を開いたり、教え合ったりしましょう。 ○ 地域のイベントや活動の情報を、友人との会話やSNS、井戸端会議等で積極的に広め、一人でも多くの人に参加するきっかけをつくりましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 高齢者や障がいのある人と子どもが関わるイベント等が、もっとあるとよいと思います。
- イベントでさまざまな人と出会い、社会と関わるきっかけづくりになるとよいと思います。
- 実施されるイベントや活動について、より多くの市民が知ることができる電子掲示板等があったらよいと思います。

(2) 地域活動と世代間交流の充実

地域における交流は、相互理解や支え合いを育む大切な基盤です。市民同士が気軽に関わる場や活動を充実させることで、世代や立場の違いを超えて誰もが安心して参加できる環境を整えていきます。子どもから高齢者まで多様な人々がお互いに学び合い、支え合うことで地域の絆が深まり、誰もが居場所と役割を感じられる共生のまちづくりを進めます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実施を支援します。 ○ 学校関連施設や公共施設等、地区の地域福祉活動の場としての有効活用の実施に向けて、関係機関と協議します。 ○ 多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人に参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とする子どもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。 ○ 子どもたちが放課後や休日等も安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守る教育コミュニティづくりを推進します。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ 放課後子ども教室事業 ・ 地域学校協働活動
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会と連携し、地域の小中学校等と連携した昔遊びや農業体験といった世代間交流活動の企画・実施を支援することで、子どもたちの豊かな人間性と郷土愛を育みます。 ○ 「かたの七タプロジェクト」等の更生支援と地域交流を目的とした事業に参画し、多様な背景を持つ人や多世代がつながる機会の創出に貢献します。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設でのボランティアの受け入れを推進することで、多様な世代の住民が施設や利用者と関わる交流の場をつくります。 ○ サロン活動や地域行事の支援を通して、市民同士が交流し、つながりを深められるよう後押しします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者一人ひとりの視点や個性を尊重し、多様な価値観を共有できる交流の場を創出し、相互理解と支え合いを深めます。 ○ 米づくり(田植え・稲刈り)、芋ほり、花いっぱい運動等、地域の特性を活かした土に触れる体験活動を通じて、多世代交流の機会を創出し、郷土愛を育みます。 ○ 地域の祭りやフェスティバル、ハロウィン祭り、クリスマス会等のイベントを企画・開催、または積極的に参加・協力し、地域のつながりを深めます。 ○ 社会福祉協議会と連携して、福祉教育の出前講座やボランティア体験の受け入れを行い、次世代とのつながりを育みます。 ○ 幼少期からボランティアや福祉体験をする機会をつくります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代の違う人とも積極的に交流し、お互いの立場や考え方を理解し合いましょう。 ○ 季節行事や地域の伝統行事等を通じて、地域の文化やつながりを次の世代へ受け継いでいきましょう。 ○ 若い世代の意見やアイデアを地域の活動に取り入れ、一緒にまちづくりを進めましょう。 ○ 多様な価値観や生き方を尊重し、誰もが居場所と役割を感じられる地域の雰囲気と一緒に作りましょう。

2 孤独・孤立を防ぐセーフティネットの構築

(1) 孤独・孤立を防ぐための地域のネットワーク構築

社会から孤独・孤立状態にある人や、相談につながらない、つながりにくい相談者を早期に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチに取り組み、個々の状況や状態等に寄り添った切れ目のない継続的な支援体制と地域ネットワークの構築に取り組みます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「まるまど」が、各支援事業や制度の狭間の支援を行うコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)へバトンをつなぐまでの間に、支援対象者(予備軍を含む)に対してアウトリーチ(伴走的支援)を行った際には、その活動に対する報償費を市が支払います。 ○ 協力事業者に対し、つなぎ先である各種相談支援窓口等の社会資源や相談援助技術等の習得に関する研修会を行います。 ○ 市民に身近な拠点として、「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し積極的に働きかけ、情報や支援を届けます。 ○ 専門職がいる福祉サービス事業者等にも、潜在的にニーズを抱える人を発見し、つなぎ役割として、本事業への参画・協力を働きかけます。
	<p style="text-align: center;">関連事業等</p>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロン活動や居場所づくりを後方支援し、地域住民同士の自然な見守り関係が生まれる環境を校区福祉委員会とともに整え、孤立の予防と早期発見につなげます。 ○ 民生委員や校区福祉委員会等との連携を密にし、支援が必要な方の情報を共有することで、地域における見守り活動の実効性を高めます。 ○ 不登校やひきこもり等の経験を持つ方の居場所「かたの×サードプレイス」や家族を支える「親のつどい」を開催し、社会とのつながりを回復する第一歩を支援します。 ○ 地域の中で活動する人や団体、企業等がつながり、協力しながら、暮らしの中の困りごとや課題を一緒に考え、解決していく仕組みづくりに取り組みます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「まるまど」の拡充と内容の充実を図り、地域における見守り機能や発見の目・耳をより一層増やしていきます。 ○ 長期間のひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人やその家族に対し、必要な支援を届けるためのアプローチを、「まるまど」やCSW等と連携して行います。 ○ 社会的孤立やセルフネグレクトが疑われる世帯の情報を、守秘義務に配慮しつつ、関係機関と共有し、早期の支援につなげます。

<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部研修会に積極的に参加し、孤立している人へのアプローチ方法や寄り添い方についての理解を深めます。 ○ サロンの参加者名簿を定期的に更新・整備し、ゆるやかな見守り活動に活用できる体制を維持します。 ○ 長期休暇中のこどもの居場所(寺子屋、サマースクール等)を設け、学習支援や多世代交流の機会を提供するとともに、こどもや保護者の孤立を防ぎます。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「郵便受けに新聞が溜まっている」「最近、姿を見かけない」「昼夜問わず大声が聞こえる」等、身近な人の「いつもと違う」小さな変化に気づくアンテナを持ちましょう。 ○ 心配なことに気づいたら、一人で抱え込まず、民生委員・児童委員や自治会の役員さん、または市の相談窓口情報をつなぎましょう。 ○ 日頃からの「おはようございます」「お元気ですか?」といったあいさつが、いざというときに「あの人に相談してみよう」と思える関係性の土台になります。あいさつを地域の文化にしていきましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 少しの変化や異変にすぐに気づくことで、さまざまな問題を未然に防ぐことができると思う。そのためにも地域住民の暮らしを支える仕組みづくりは重要だと感じる。
- ひきこもりの人へのサポートをしっかりと行ってほしいです。
- 福祉サービスなどの充実も必要だと思うが、サービスを行うスタッフの資質もとても大切だと思う。

(2) 支援が必要な人の見守り支え合い

複数の支援関係機関が、地域住民が抱える地域生活課題を解決するために、相互の連携のもと、一体的かつ計画的に支援を行う体制を整備します。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の調整機能を担うために、市が中心となって当該事業を実施します。 ○ 相談窓口が受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者(機関)では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関の協働により適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。 ○ 必要に応じて、国や大阪府等の相談支援機関や、専門的知見や経験等を有する専門職(弁護士・税理士・社会保険労務士・行政書士・大学教員・社会福祉士等)、人権相談員・就労支援相談員等がアドバイザーとしての立場で重層的支援会議等に参画し、専門的視点に立った助言を得ることができる体制を整備します。
-----------	--

	<p>○ 多機関協働事業における支援内容や連携体制等に関して全体共有する仕組みを、重層支援コーディネーターを中心として構築し、あわせて重層的支援体制整備事業ネットワーク会議等の活用により、交野市全体の関係機関等の支援力の向上につなげていきます。</p>
	<p>関連事業等</p> <p>・ 重層支援コーディネーターの配置 ・ 重層的支援会議・支援会議 ・ 重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・ 多機関協働会議</p>
社会福祉協議会	<p>○ 校区福祉委員会が主体となるサロン活動等の地域活動を支援し、支援につながりにくい方の早期発見と孤立の未然防止に向けた地域の取り組みを後押しします。</p> <p>○ 孤独・孤立対策強化月間等の機会を活用し、見守りや支え合いの重要性を広く啓発するとともに、地域の困りごとを共有し、解決策をとともに考える関係機関との連携を強化します。</p> <p>○ 地域における複雑かつ多様な課題に対しては、行政、関係機関・団体、地域住民等多様な主体と連携・協働しながら、支援を行います。</p>
福祉関係機関	<p>○ 研修会等の多職種が交流できる場へ積極的に参加し、市民や企業・団体とのネットワークの強化を図ります。</p>
福祉活動団体	<p>○ 困りごとのある人が必要な支援を受けられるよう、社会福祉協議会や福祉関係機関との日常的な連携を強化します。</p> <p>○ 企業や団体、福祉事業所等とつながりを持てる機会をつくり、困りごとや相談ごとを一緒に解決できるよう日頃からの連携を強化します。</p> <p>○ 困っている人を見つけたときに校区福祉委員と情報共有し、ちょっとした困りごとであれば地域で対応します。また、解決が難しいことは専門職につなぐ体制をつくります。</p>
市民	<p>○ さまざまな機関や団体と力を合わせ、地域の課題をとともに考え、支え合う取り組みに参加していきましょう。</p> <p>○ 小さな協力の積み重ねが、多機関協働を支える大きな力になります。さまざまな機関が連携して行う支援に対し理解を深め、地域での情報共有や協力を進めていきましょう。</p>

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 交野市は相談支援同士で横のつながりがあり、連携できていると感じる。
- これからは介護をされる人がもっと増えていくと思うので、福祉や保健のサービスを提供する事業者が増えてほしいですね。
- 生活に困っている人は増えていくと思うので、相談したら助けてもらえる仕組みが必要だと思います。

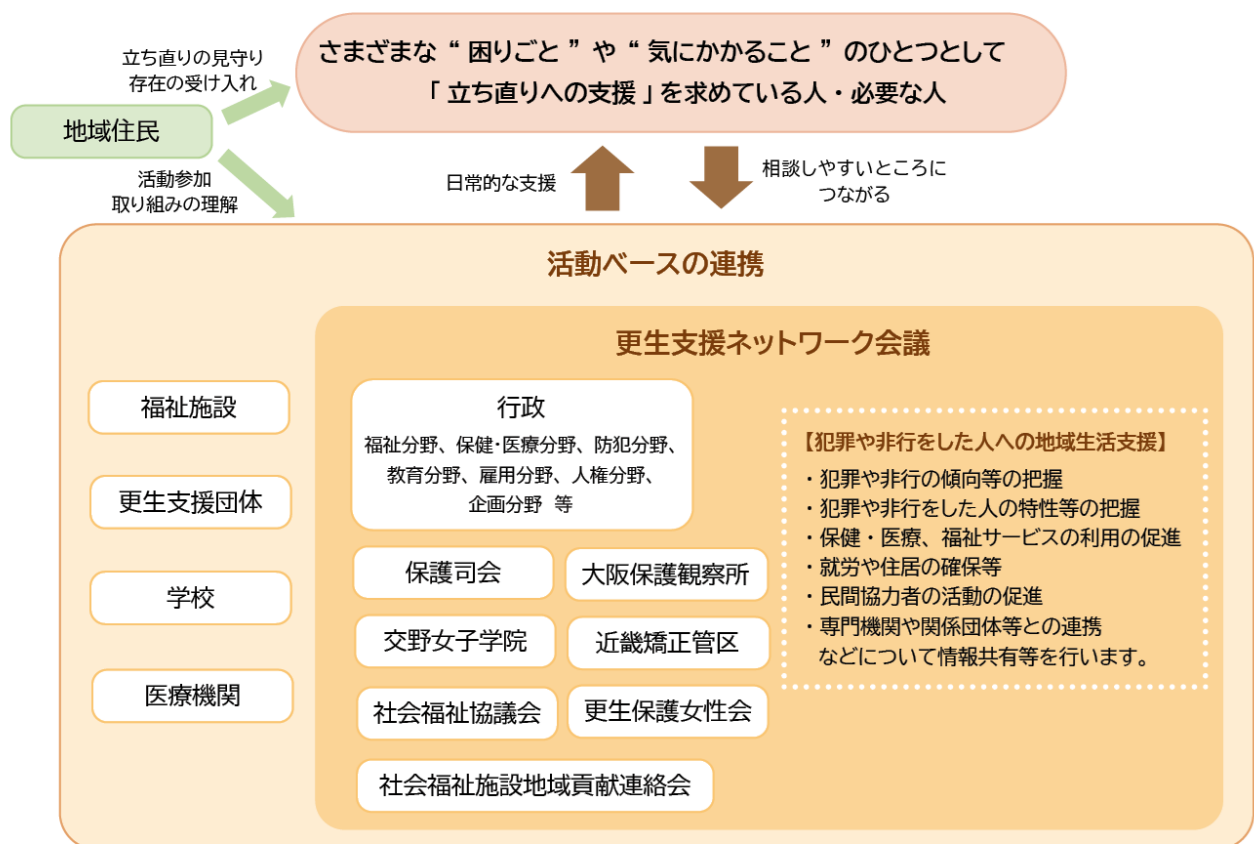
(3)再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止推進計画)

罪を犯してしまった人の中には、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多くいます。その人たちが円滑に社会の一員として復帰し、再犯を防止するためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域や周囲の人の理解と協力が不可欠であり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があります。

再犯の防止等に関する施策は、地域において罪を犯した人等の更生を支える保護司をはじめとした、多くの民間協力者の活動に支えられています。しかしながら、高齢化等による担い手の不足や地域社会における人間関係の希薄化といったことにより、民間協力者がこれまでのように活動を続けることが難しくなっています。こうした現状を踏まえ、民間協力者の活動促進のための支援や民間協力者との協力体制の構築に取り組みます。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

■ 交野市の更生支援のネットワークのイメージ



行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう、保護司会や更生保護女性会等の関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめ、多様な機会・場、媒体等を活用した市全体での再犯防止及び更生支援に関する周知・啓発や行事を行います。 ○ 交野女子学院との連携事業について、七夕プロジェクトやクリスマスプロジェクトといった取り組みの参加団体・事業賛同者が年々増加しており、今後の事業継続や新たな展開について、関係機関と協力して検討を行います。 ○ これまでの取り組みを通じてできた関係機関との連携を基礎に、個人支援に視点を移した取り組みについても検討します。 ○ 保護司が運営する「更生保護サポートセンター」の支援を行います。 ○ 罪を犯した人等が安定した生活を送ることができるよう、職に就き、そこに定着するための支援を検討し、生活の基盤となる住まいを確保できるよう、居住支援法人等との連携を強化します。 ○ ハローワーク、保護観察所、協力雇用主等関係機関と日常的な連携を可能にする意識づくりや環境づくりに取り組み、相談や支援の充実を図ります。 ○ 複合化した課題に対応した支援を効果的に行うため、「更生支援ネットワーク会議」を定期的開催し、福祉、保健・医療、教育、矯正等の分野横断的な連携・協働の取り組みを推進します。 ○ 協力雇用主支援として、保護観察対象者等の雇用実績等を社会貢献活動や地域貢献活動と評価し、総合評価落札方式等において、加点項目として採用するなどの検討を行います。 ○ 関係機関と協力し、犯罪の未然防止につながる講座等を学校で開催します。 ○ 市民が多く集まる場で、立ち直り支援の重要性を共有する機会を設けます。 ○ 薬物やSNSの危険性等、こどもたちが健やかに成長するために必要な知識を伝える講座を、専門機関と連携して実施します。 ○ コレワーク(法務省)等の専門的な就労支援があることを、本人や支える人たちにわかりやすく情報提供します。 ○ 交野女子学院に在院中に資格を取得した方が、自信を持って社会へ踏み出せるよう、地域内の福祉施設等での就労体験や実習の機会につなげるようパイプ役を担います。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会を明るくする運動」の周知・啓発 ・ 交野女子学院との連携事業の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「更生保護サポートセンター」の運営支援 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 更生支援ネットワーク会議の開催
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会につながりのない人や生きづらさを抱えている人、その家族の支援を行う居場所づくり活動を推進します。また、再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援を、関係機関等と連携して協議・検討します。 ○ ボランティア活動等を通じて、本人が「誰かの役に立つ」という自己有用感を感じられる機会を創出します。 ○ 本人の希望に応じて「裏方での役割」から社会参加を始めるなど、多様な関わり方を準備します。 ○ 認知症等により、本人の意図しないところで法に触れてしまう可能性について、地域全体の理解を深めるための啓発として認知症サポーター養成講座を推進します。 ○ 交野市更生支援ネットワーク会議に参画し、関係機関と連携した取り組みを推進します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等において、交野女子学院の出院前の実習等の受け入れに協力します。 ○ ヘルパー等の資格を持つ方が、その専門性を活かせるよう、地域の福祉施設として実習等を積極的に受け入れます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロンやこども食堂等が、さまざまな背景を持つ誰もが安心して過ごせる居場所となるよう、温かい雰囲気づくりや、気軽に参加できるプログラムづくりを工夫します。 ○ 保護司と学校との連携強化を推進し、地域に根差した具体的な活動に取り組みます。 ○ 更生保護サポートセンターにおいて、地域の教育・防犯・社会福祉関係機関や団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、市民からの犯罪・非行相談等に取り組みます。 ○ 地域で再出発をめざす方々の就労支援を推進するため、関係団体に協力雇用主の開拓を働きかけるとともに、保護観察対象者の就労に向けた道筋づくりを支援します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロンやイベント等に参加し、あいさつを交わすことで、誰もが孤立しない、温かい地域をつくりましょう。 ○ 罪を犯してしまった人たちの更生支援について、正しい知識や理解を深めるための講座や勉強会に参加し、偏見や差別のない地域にしましょう。 ○ 「社会を明るくする運動」や市の広報、七夕・クリスマスプロジェクトのようなイベントに関心を持ち、その背景にある方々の思いに触れてみましょう。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で再出発をめざす方々が、清掃活動や行事の手伝い等を通じて社会とのつながりを回復しようとするとき、その活動を温かく見守り、応援しましょう。
--	--

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 再犯防止のための定期的なフォローアップ体制等、再犯防止の取り組みはとても大切だと思う。
- 更生した方の話を聞く機会等を設けることで、再犯を防止するだけでなく犯罪を未然に防ぐことができ、市民の防犯意識の向上にもつながるのではないのでしょうか。

(4) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等のさまざまな社会的要因があります。

自殺に至る心理として、さまざまな悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」と考えられます。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。自殺を考える人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが非常に重要となります。

本計画においては、次に掲げる①～⑤の取り組みを着実に進める中で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなどの、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人(ゲートキーパー)を増やせるよう、養成研修の充実等の人材育成に重点的に取り組みます。

自殺対策を契機とした「生きるための支援」を充実させるため、すべての市民が主役となり、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、「誰も自殺に追い込まれることのない交野」の実現をめざし、市民一人ひとりが、つながり、支え合い、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。

① 地域におけるネットワークの強化

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な自殺対策を推進するため、自殺対策に関する情報を収集・分析し、庁内、関係機関、地域団体との情報共有・連携を推進するとともに、多様な関係者が連携・協力しながら、取り組みを推進します。 ○ 各世代が就学、就職、転勤、結婚、出産等のライフイベントの時々が生じる問題に対して、相談し合えるような関係性の構築や場づくりを支援します。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上の誹謗中傷等に苦しむ方や、性的マイノリティ等、生きづらさを抱え孤立した人たちに対して、例えばSNSでの相談窓口の周知を行う等、さまざまな方法やツールにより相談しやすい環境づくりを行います。
	<p>関連事業等</p> <p>《地域の関係機関の連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉団体等への支援(民生委員児童委員協議会、保護司会等) <p>《関係機関との連絡調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの配置 ・ 特定健診・特定保健指導 <p>《子育て家庭等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育てネットワーク事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センター事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護疲れや経済的困窮、社会的孤立等、利用者やその家族が発するサインを早期に察知し、適切な支援につなぎます。 ○ 本人の生きがいや社会参加の機会等、暮らしの豊かさに着目し、多職種と連携して多様な選択肢を情報提供します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間のネットワークを生かし、さまざまな人がつながることで相談しやすい相談窓口の効果的な運用に引き続き取り組んでいきます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤独・孤立感がなく、つながりを感じられるまちづくりを進めます。 ○ 活動に参加する一人ひとりが地域の中で孤立せず、つながりを感じられるような温かい居場所づくりを進めます。 ○ 校区福祉委員会を中心とした地域ネットワークの強みを活かし、登下校時のあいさつ・見守り・声かけ運動等を通じて、地域の中で孤独・孤立感がなく、つながりを感じられる地域づくりを進めます。 ○ 地域の子どもたちの安全を守る「子ども110番の家」の取り組みを広げるとともに、気になる様子の子どもや親子がいた際の情報共有・相談窓口への連携体制を整えます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策に関する正しい情報を知り、地域の中で広めることによって、助けを求めやすい地域づくりをめざしましょう。 ○ 家族や友人との日常会話の中でも、「無理していない?」「最近どう?」と声をかけ、関心を寄せることを大切にしましょう。

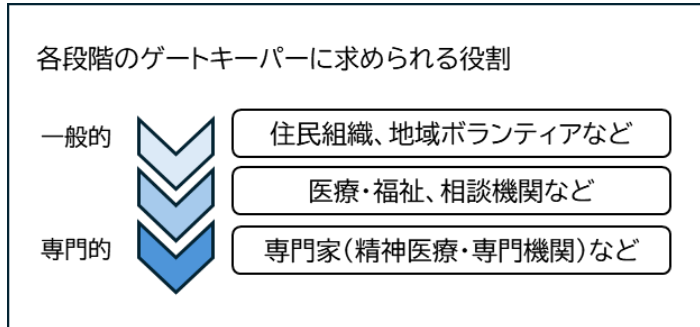
② 自殺対策を支える人材の育成

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や学校、職場等において、自殺対策に関する正しい知識の普及をはじめ、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどの仕組みを強化するため、ゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成を進めます。 ○ 人材の育成とともに、その存在や役割について、より一層の周知を図ります。 ○ 一人でも多くの市民にゲートキーパーとしての意識を持ってもらえるよう、ゲートキーパー養成研修の充実を図ります。
	<p>関連事業等</p> <p>《研修事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成研修 <p>《関係機関との連絡調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員協議会等 ・ 特定保健指導 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談員による相談業務(身体・精神・知的障害者相談員) ・ 障害者差別解消推進事業 ・ 基幹相談支援センター事業や障がい者相談支援事業(委託相談)との連携 <p>《支援者への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理事務
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防週間や自殺対策強化月間等を捉え、ゲートキーパーの重要性や命を支える地域づくりについて啓発するとともに、孤立感を抱える方が安心して集えるサロン活動等の地域福祉活動を推進します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの事業所で、行政と共同でゲートキーパー養成研修を開催するなど、職員一人ひとりが自殺の危険を示すサインに気づき、対応できる能力を習得し、支援の質を向上させます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺の危険を示す兆候が見られる方に対し、丁寧に話を聴き、必要に応じて保健所や医療機関、相談窓口と連携しながら、問題解決に向けて支援します。 ○ 自団体に関わる分野に特化したゲートキーパー研修を行政と共同で実施し、悩みを抱える人々への気づき、声かけ、支援のつなぎ方を学びます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりがゲートキーパーとしての意識を持ち、それぞれの立場で、できることから行動を起こしていきましょう。 ○ 命の大切さや支え合うことの大切さを、家庭や地域で語り合い、次の世代にも伝えていきましょう。

ゲートキーパーとは・・・？

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられます。

ゲートキーパーの心得として、以下の内容が挙げられています。



- 自ら相手と関わるための心の準備をする
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える
- ねぎらう
- わかりやすく、かつゆっくりと話をする
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先を知っておく
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切
- 温かみのある対応をする
- 相手の話を聴く
- 心配していることを伝える
- 一緒に考えることが支援

③ 市民への啓発と周知

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、市民の誰もが当事者となり得る問題であることを社会全体の共通認識として捉えられるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。 ○ 心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、市広報紙や市ホームページへの掲載によるPR、リーフレット等の作成・配布により普及啓発を推進します。 ○ 普及啓発に際しては、ライフステージや年齢、性差に配慮し、対象となる層の絞り込みを行いながら、きめ細やかで効果的な普及啓発を行います。 ○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)及び自殺対策強化月間(3月)については、市広報紙やホームページ以外の啓発媒体についても検討するとともに、同期間に街頭啓発等を行うことにより集中的に啓発します。
	<p>関連事業等</p> <p>《情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館活動の充実(資料の収集・提供、テーマ本のコーナー設置) ・ 人権啓発事業 ・ 行政の情報提供・広聴に関する事務(広報紙等による情報発信)

	<p>《各種相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期事業 <p>《周知・啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドブック作成事業 ・ 障がい者(児)のための福祉のてびき作成事業 <p>《イベント等による啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かたのしょくじチャレンジ ・ 男女共同参画事業(男女共同参画フェスティバル)
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ、SNS等で、各種相談窓口や支援制度の情報を発信し、悩みを抱えた人がいつでも相談できるという安心感を地域に広げます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の窓口等に、相談窓口に関するポスターやリーフレットを設置するなどして周知に協力します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防に関する広報物を、掲示板に貼ったり、定例会で配布したりして周知に協力します。 ○ 自殺対策に関する研修等を受講し、正しい理解を持つとともに、身の回りの人にもその知識を広めます。 ○ 身近な人にリーフレットを配布するなど、啓発活動に協力します。 ○ 店舗や事業所内に、ポスターの掲示やリーフレットを設置するなど、啓発活動に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策に関する正しい知識を学び、誤った情報や偏見をなくしていきましょう。 ○ 行政等から発信される相談窓口・啓発資料・講座情報等を必要としている人に伝えましょう。

④ 生きることへの包括的な支援

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策を「生きる支援」と捉え、それぞれの状況に応じた対策を実施するために、さまざまな分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。 ○ 自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺対策や精神保健の正しい知識を深めるための普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知に継続して取り組みます。 ○ 相談窓口の緊密な連携により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進めます。保健所等における心の健康問題に関する相談受付や、心の健康づくりにおける地域保健との連携を推進します。 ○ 消費生活センターに消費者金融・多重債務についての相談があった場合、あるいは病気や老齢、失業等の事情で生活困窮者に関する相談があ
----	--

	<p>った場合には、窓口職員は社会的な支援につなげるとともに、必要に応じて心の悩み相談等さまざまな生活上の問題に関する相談について専門機関につなげるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身のリスクを抱える人への支援として、健診や健康相談、福祉総合相談等を通して、メンタルヘルスの支援が必要な人の早期発見に努め、適切な支援につなげます。 ○ 出産後の心身共に不安定な時期にあって支援が必要な母親とその子に対し、心身のケア及び育児サポートを行うことにより、母子の心身の安定を図り、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。 <p>関連事業等</p> <p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭相談事業 ・ 巡回相談 ・ 各種相談事業 ・ 人権相談事業 ・ 消費生活相談事業 ・ こども子育て総合相談(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ・ 生活困窮者自立支援事業 <p>《災害時の支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所におけるメンタルヘルス対策事業 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者相談支援事業(委託相談)や地域活動支援センター事業との連携 <p>《子育て家庭等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の実施(公私立認定こども園等) <p>《妊産婦への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦健康診査 ・ 産後ケア事業 ・ 見守りおむつ定期便事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ サロン活動の情報を広く周知するとともに、新たな活動の立ち上げを支援することで、孤立しがちな方が安心して集える居場所づくりを推進し、社会的なつながりを維持・強化します。 ○ 生活上の困りごとや不安を抱える方の相談に応じ、生活再建に向けた計画をともに考え、関係機関と連携した包括的な支援を展開します。 ○ 相談対応の場で、心の健康に関する相談も丁寧に受け止め、必要に応じて保健所や医療機関等の専門機関へつなぎます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事や社会に少しずつ適応できるように中間的就労に取り組み、ひきこもりの方や発達障がいの方の心の支援を行います。 ○ 生活や子育てに不安を抱える保護者の方々に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、生活の見直しや改善に向けてサポートします。 ○ さまざまな媒体や機会を活用し、心の健康づくりや命の大切さについてのメッセージを発信し、社会全体の意識向上に協力します。

福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりに取り組みます。 ○ 郵便物の滞留や長期間の不在等、市民の生活状況に異変が見られる場合に、担当部署へ連絡する見守り活動を推進します。 ○ 地域住民が集う場を活用し、困りごとを抱える人の情報を収集・共有し、地域で孤立しないような地域全体での見守りの輪を広げます。 ○ 事業所の空きスペースや軒先を活用し、ミニイベントを開催し、自然な交流が生まれるきっかけをつくります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域での支え合いを意識し、社会につながりのない人や生きづらさを抱えている人が地域社会から孤立しないよう声かけや見守りを行いましょう。 ○ 日常生活の中で、近所の人や知人、同僚、家族の様子の変化に気を配り、「なんだか最近様子がおかしい」と思ったときに声をかけられる関係性をつくりましょう。 ○ 自殺や心の悩みについて話すことを避けず、安心して語り合える雰囲気づくりに協力しましょう。 ○ 自分自身の心の健康にも目を向け、疲れを感じたときは早めに相談したり、休む時間を持つようにしましょう。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校において、児童生徒からの相談や自殺未遂等が発生した場合には、児童生徒、教師や職員の精神的なケアも必要となるため、相談窓口等の事前・事後対応を促進します。 ○ 学校において、児童生徒からのSOSに対応するために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが相談に応じ自殺防止に努めます。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人に参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。
行政	<p>関連事業等</p> <p>《教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情(こころ)の教育実践支援事業 ・ 消費者教育啓発事業 <p>《居場所づくりへの支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来サポート事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 <p>《家庭力向上への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ型家庭支援事業 <p>《相談員への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談員配置事業 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもたちが悩みを安心して話せる「第三の居場所」等の取り組みについて周知を強化し、こどもたちがSOSを出しやすく、支援につながりやすい環境づくりに貢献します。

	○ こどもたちが地域住民と自然に交流し、安心して声をかけ合える関係づくりを通じて、地域全体での見守り体制の充実を図ります。
福祉関係機関	○ 「第三の居場所」等の取り組みについて、保護者や地域の方々への周知・広報活動を強化し、こどもたちの安心・安全な育ちを支える環境の充実を図ります。
福祉活動団体	○ イベントやあいさつ運動を通じて、こどもたちが学校や家庭以外の「地域の大人」と顔見知りになり、気軽に声をかけられる関係づくりを進めます。 ○ 長期休暇中のこどもの居場所をつくり、多世代交流や相談、見守りにつなげます。
市民	○ 家庭と地域・学校が連携し、いじめを許さない学校づくりをめざしましょう。 ○ こどもの悩みを家庭だけで抱え込まず、専門機関や学校に速やかに相談しましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 人権や福祉に関する啓発活動は大切。啓発活動により、さまざまな方とのつながりや関係性を築くことができ、人権意識の向上や福祉のこころを育むことができると思う。
- つながりをつくる活動は多く取り組まれていると感じる。
- ひとり親家庭、生活困窮家庭、学びの格差等、世間に知られていることについては対策が進んでいるが、見えにくいネットでのいじめ等にも対策を考えないとならないと思う。
- 発生してしまったことへの対応だけでなく、問題が発生しにくい、発生しても気づきやすいまちづくりが重要だと感じています。

(5) ちょっとした困りごとと支援等の仕組みづくり

日常の中で生じるちょっとした困りごとを、地域で気軽に支え合える関係を築くことは、つながりのある温かなまちづくりにつながります。助けを求めやすく、手を差し伸べやすい仕組みを整えることで、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相互の助け合い活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを支援します。 ○ 地域住民、福祉施設、社会福祉協議会ほか、地域の福祉資源と連携して、問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。 ○ 複雑化・多様化する可能性がある事例について、あらゆる機会を通じて情報を収集し、対応に努めます。 ○ さまざまな関係・専門機関が集まる会議を定期的を開催し、情報を共有します。 ○ 家庭の適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、居宅を訪問し養育に関する助言や育児等の支援を行います。また、子育ての不安等を抱える世帯に対し悩み等を傾聴し、家事・子育て支援を行うことで養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。
	<p>関連事業等</p> <p>・ 養育支援訪問 ・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ 「まるまど」協力事業所</p>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の多様な困りごとや相談に対し、制度・サービスのみならず、地域の支え合い活動やボランティアにつなぐなど、柔軟な発想で対応することで、課題解決を支援します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困りごとのある人を支えられるよう、専門職同士の横のつながりをつくりまします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物や、生活上の小さな困りごと等、お互いにできることは助け合います。 ○ 市民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるため、地域の支援者同士が連携し、情報共有や協力体制を強化します。 ○ 困りごとを抱えている人がいれば相談窓口につなぎ、相談支援のプロとの懸け橋になります。 ○ 「お手伝いクラブ」のような助け合い活動を継続し、「お互いさま」で支え合える関係づくりを推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ちょっと手伝って」「少し困っている」と言える、頼り合える関係をつくりましょう。 ○ 助けを求めた人が安心して話せるよう、あたたかく受け止める姿勢を大切にしましょう。 ○ 地域の助け合い活動や見守りネットワークづくりに関心を持ち、できる形で参加・協力しましょう。 ○ 小さな支援の積み重ねが大きな安心につながります。日常の中での思いやりを広げていきましょう。

3 日常的なふれあいを通じたつながりづくり

(1) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進

日常的なあいさつや見守り、声かけは、地域の絆を強め、孤立やトラブルの早期発見につながる重要な役割を担っています。こうした身近な交流を通じて、住民がお互いに支え合う文化を育むために、一人ひとりが積極的に関わりやすい環境づくりと、地域団体や行政との連携をさらに強化することが求められています。

(2) 気軽に参加できる地域活動の充実

誰もが無理なく参加できる地域活動は、住民同士の交流や支え合いの基盤となります。多様なニーズや関心に応じた活動の企画・運営を通じて、参加のハードルを下げ、地域の一体感を高めることが重要です。地域団体や行政が連携し、気軽に参加できる環境づくりを進めていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あいさつ・声かけ」運動の普及啓発を行います。 ○ 孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。 ○ 民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自治会等が行うあいさつ・見守り・声かけ活動の充実を支援します。 ○ 地域住民のつながり及び地域と行政の連携を強化するため、自治会への加入促進を図ります。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制(見守りネットワーク)の整備 ・ 独居、夫婦のみ世帯への見守り体制の拡充
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の絆を強くするあいさつ・見守り・声かけ運動について、その意義と効果を広く周知し、活動の輪がさらに広がるよう努めます。 ○ 市民主体の多様な地域福祉活動が持続的に展開できるよう、各種助成金の情報提供や先進事例の紹介、団体間の連携促進等、多角的な後方支援を行います。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の業務の中で市民へのあいさつや声かけを行い、広範囲的な見守りを行います。 ○ 地域に根差したあいさつ・見守り・声かけ運動が継続できるように支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校の見守り活動に加え、駅前でのあいさつ運動といった声かけを校区全体に広める運動を展開し、顔見知りの関係を築きます。 ○ あいさつ運動の対象を小学生だけでなく中学生にも広げるなど、全世代であいさつを交わす文化を醸成し、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。 ○ 地域のイベントに積極的に参加して、私たちの活動を紹介しながら、たくさんの人と顔なじみになります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が日常的にあいさつや声かけを行い、世代を超えた交流を促進することで、安心して暮らせる明るいまちづくりをめざします。 ○ 団体や活動についての周知を継続し、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。 ○ 自治会への加入者が減少している現状に対し、あいさつ運動や地域の清掃活動等、誰もが気持ちよく関われる機会を通じて、自然な「顔見知り」の関係を育みます。 ○ 校区福祉委員会や福祉事業所等と気軽に情報交換できる場をつくりま す。 ○ 料理教室やピンポン、囲碁等、これまで地域活動への参加が少なかった層(特に男性や若い世代)が興味を持って参加できるような活動を企画します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学・通勤・買い物の途中等、地域で出会う人に気軽に声をかけましょ う。 ○ いつもと様子が違う人や、元気のない様子の人に気づいたら、さりげなく声をかけてみましょう。 ○ 興味のある地域の活動やイベントに、気軽に参加してみましょう。 ○ 家事や仕事の合間等、自分のペースで関われるボランティアや活動を見つけましょう。 ○ 参加しやすい雰囲気づくりのために、初めて参加する人にやさしく声をかけましょう。 ○ 「こんな活動があったらいいな」と思うことを、地域の人や団体に提案してみましょう。 ○ 参加した活動の楽しさや気づきを、家族や友人に伝えて、参加の輪を広げましょう。

基本目標 3 地域福祉の担い手をつくる

◆ 現状と課題

- 地域の見守りや福祉活動を担ってきた住民の多くが高齢化しており、活動の中心が固定化しています。若い世代や新たな担い手の参加が進まず、今後の継続に課題を抱えています。
- 本市では、ボランティア活動に関する相談対応や調整、市民に向けたボランティアセンターや活動のPR、ボランティアグループ連絡会の後方支援を行っていますが、担い手不足によりボランティア活動が困難な状況に直面しています。活動の停滞を防ぐため、相談対応やモチベーション維持のための支援を行い、ボランティアグループの自立を後押ししています。
- 市民アンケート調査では、福祉に関心があると答えた人が全体の7割程度いる一方で、活動につながらない理由に「自分が何をすればよいかわからない」や「忙しく時間が取れない」という回答が見られました。
- 福祉関係団体等ワークショップでも、潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)は多く存在すると考えられるが、時間や内容がわかりにくいという声があるため、それらの人をつなげるマッチングの仕組みが必要との意見がありました。
- 新たな担い手の確保には、若者や子育て世代等の生活スタイルにあわせた情報提供のあり方を検討し、気軽に・短時間で福祉に関わることのできる活動やグループを増やしていくなど、参加しやすい仕組みづくりも重要です。
- また、福祉へ関わることへの前提には、偏見や差別のない地域づくりが不可欠です。子どもや若者の段階から福祉や人権についての教育を行うことで、将来的な福祉意識や共生社会の理解が深まります。特に、将来福祉業界で働く人材や、地域社会のリーダーになる若者たちが、福祉に対する理解を深めることは、持続可能な地域社会の形成に寄与するため、学校教育や地域活動を通じた福祉教育の充実が求められます。

■めざす地域の姿■

- さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識が定着しています。
- お互いに理解し、思いやりのこころを持つ人が増えています。
- 福祉活動に参加する体制が整い、多くのボランティアが活躍しています。
- 住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 福祉活動に参加する人たちがスキルアップするための体制があります。
- 多様な人々がそれぞれの関心や得意分野を活かしながら活躍できる多くの場があります。

1 誰もが活躍できる機会や場の創出

(1) 多様な活動機会の提供

住民が自分の関心やライフスタイルに合った形で参加できる、多様な活動の機会を提供することが重要です。幅広いニーズに応え、多様な人が活躍できる環境を整えることで、地域の支え合いの輪をさらに広げていきます。また、既存の制度では対応できない複雑な課題を持つ個性の高いニーズに対し、地域における社会資源の活用や調整によりさまざまな活動機会を提供し、社会とのつながりをつくり、社会参加や就労につながるよう支援します。

(2) 一人ひとりの強みを活かした活動ができる地域づくり

住民一人ひとりが持つ多様な経験や能力を尊重し、それぞれの強みを活かせる地域づくりが求められます。個々の特性に応じた役割や活動を見出し、誰もが自信を持って参加できる環境をつくることで、地域の力を高めます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の事業の中で、ボランティア活動の機会・場をつくります。 ○ 中学生等が乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての喜びや重要性を実感できる体験の機会、子育てに関する知識や技術を学ぶ場を提供するとともに、世代間の相互理解を深める取り組みを行います。 ○ 市民活動団体ネットワーク「わいわいネット」において、登録団体の活動を支援し、活動の活性化・団体同士のつながり強化を図ります。 ○ 社会参加が難しい人の参加支援を考えるための場を設け、関係機関と協力して、事業の枠組みを越えた連携や、新たな社会資源を拡充・開発することで多様な支援メニューを生み出していきます。 ○ 本人やその世帯のニーズ、抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 ○ マッチングした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。 ○ 障がい福祉施策における「地域生活支援拠点」での体験の機会及び場の提供を、対象者を広く当てはめて実施します。 ○ これまでの取り組みを通じてできた関係機関との連携を基礎に、個人支援に視点を移した取り組みについて検討します。例えば、交野女子学院との連携事業について、セタプロジェクトやクリスマスプロジェクト、出院後の居場所づくり、社会とつながるための体験等といった取り組みについて、今後の事業継続や新たな展開も含め、関係機関と協力して検討を行います。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 地域子育て支援拠点事業 <li style="width: 33%;">・ 歩く歩くDAY <li style="width: 33%;">・ 自発的活動支援事業 <li style="width: 33%;">・ 地域生活支援拠点等事業 <li style="width: 33%;">・ 外出支援事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 就労準備事業 ・ 一時生活支援事業 ・ 住居確保給付金事業 ・ 交野女子学院との連携事業 ・ 就労支援事業 ・ 重層的支援会議・支援会議
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターの運営主体として、活動したい個人・団体と支援を必要とする人や地域活動を効果的につなぐことで、市民の社会参加を促進し、地域課題の解決にも貢献します。 ○ ボランティア活動を通じて、多様な人々が交流し、お互いを理解し合うことで地域への愛着を育む機会を創出します。 ○ 「夏のボランティア体験プログラム」や「ボランティアサロン」等を通じて、市民がボランティア活動を始めのきっかけを提供します。 ○ 社会とのつながりが希薄な方に対し、「かたの×サードプレイス」等を通じて、本人のペースに合わせた社会参加の機会を創出します。 ○ ボランティア・地域福祉活動を、生きがいや役割につながる「身近な居場所」として積極的に周知し、誰もが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。 ○ 「交野市社会福祉施設地域貢献連絡会」の事務局として、地域貢献活動の推進に向けた研修の企画や地域とのつながりづくりを支援します。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設でのボランティアの受け入れを進めます。 ○ 「大阪しあわせネットワーク」や、「交野市社会福祉施設地域貢献連絡会」に参画する市内社会福祉法人及び社会福祉施設等による社会貢献事業、地域貢献事業を実施します。 ○ 子育て支援や地域交流を通じて、専門職が地域の一員として果たす役割を大切にし、こどもたちの健やかな育ちと地域福祉の向上に寄与します。 ○ 障がいのある人が趣味やサークル活動等を通じて生きがいを見つけ、社会参加できる機会づくりを支援します。
<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験や趣味を誰かのために活かしてみたいという方が、その力を発揮できるようなきっかけをつくります。 ○ お祭りやイベント等地域の福祉活動に協力します。 ○ 小・中・高校生や大学生が、地域の祭りやイベントの企画・運営に参加したり、ボランティアとして活躍したりできる機会と仕組みを検討します。 ○ こども会やPTAにも積極的に呼びかけ、サロン活動やイベント企画に新しいアイデアを取り入れます。 ○ 地域内外の他団体との協働によりそれぞれの強みを活かし、協力者の輪を広げます。 ○ 地元の保育園や幼稚園の園児、小学校の児童とお互いに楽しみ、いきいきと活動できる場をつくります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に住む人々の経験や特技(趣味、資格等)を活かせる「地域人材バンク」の構築に取り組み、多様な人材が担い手として活躍できる場を創出します。 ○ 運営する居場所が、多様な背景を持つ人々にとって安心できる第三の居場所となるよう、利用者の声に耳を傾け、誰もが歓迎される雰囲気づくりに努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題や活動の情報を知り、興味のある分野で自分なりの関わり方を考えてみましょう。小さなことでも、自分にできる活動や役割を見つけて、無理のない形で参加してみましょう。 ○ 地域活動やボランティアの場を、誰もが安心して初めの一步を踏み出せる「参加の入り口」にしていきましょう。 ○ 自分の得意なことや経験を振り返り、地域で活かせる場を見つけてみましょう。趣味や特技を共有しながら、世代や分野を超えて地域の人とつながりを広げましょう。 ○ 活動の中で得た学びや経験を、仲間と分かち合い、地域全体の力にしていきましょう。 ○ 多様性を受け入れ、誰もが参加しやすい活動や居場所づくりに取り組みましょう。支援が必要な人が地域の中で挑戦できるように、「試してみる」「失敗しても大丈夫」という雰囲気を育みましょう。 ○ 居場所や活動の場では、「何をするか」よりも「安心していただけること」を大切にしましょう。 ○ 居場所の運営や活動を通じて、誰もが役割を持てるよう工夫し、お互いに支え合う関係をつくりましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- こどもたちのボランティアへの参加は少しハードルが高い気がします。授業の一環として取り組めるように工夫すれば、身近に感じて参加しやすくなると思います。
- 生きがいになるようなボランティアや体を動かせる場所が充実すると、健康長寿が伸びることにつながるのではないのでしょうか。
- 小学校の放課後、校庭開放を毎日にして、そこに高齢者のボランティアに見守りに入っていただけたら、交流も生まれ、よいかなと思います。

2 福祉のこころを育む取り組みの充実

(1) 人権福祉に関する教育の充実

人権と福祉の理解を深める教育は、多様な人々が尊重される共生社会の基盤です。市民や関係者を対象に、正しい知識や意識を広げるための学習機会を充実させることで、偏見や差別のない温かな地域づくりを推進していきます。

(2) 多様性を認め合い支え合う意識づくり

さまざまな価値観や背景を持つ人々がともに暮らしていくためには、違いを認め合い支え合う意識を育むことが重要です。啓発活動や交流の場を通じて、多様性への理解を深めるとともに、お互いに尊重し合う気持ちや行動が日常に根付くよう、地域全体で意識づくりを進めていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな機会において人権教育を推進します。 ○ 認知症や障がいに対する基本的理解、福祉・介護等の課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。 ○ 障がいのある人やLGBTQ+等、偏見や差別が起こらないよう、学習・教育機会の拡充を図ります。 ○ 地域における福祉体験学習の機会を提供します。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 人権啓発事業 ・ 福祉・介護への理解・啓発
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交野市版 福祉教育プログラム」を通して、小中学校等と連携して出前講座(アイマスク体験、車いす体験、点字体験等)を実施し、体験を通じた学びの機会を充実させます。 ○ 福祉教育を通じて、「思いやりのこころ」を育むだけでなく、福祉を自分たちの身近な課題として捉え、自ら考え行動する「生きる力」を育む機会となるよう支援します。 ○ 福祉教育を推進する「ふくしボランティア」の養成を通して、地域における活動の担い手を育みます。 ○ 次代を担うこどもたちが、多様性を認め合い、ともに支え合う地域共生社会の担い手となるよう、教育機関、当事者団体、ボランティアグループ等をつなぐコーディネーターとして福祉教育を推進します。 ○ 地域の福祉関係者を対象とした人権研修会を企画・開催し、多様性を尊重する意識の醸成を図ります。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に向けて、こどもの頃からの福祉のこころの形成が大切であることを周知します。 ○ 自分らしい生き方や多様性の意味や理解についての講座、勉強会の機会を設けます。 ○ こどもたちが幼児期から日々成長していることを自覚し、生きる喜びを感じ取れるかわりを大切にします。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもたちへの絵本の読み聞かせ等を通じて、多様な生き方を自然に受容できるようにします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な価値観や背景を持つ人々への理解を深めるため、勉強会やセミナーに参加し、地域全体で多様性を尊重する意識を醸成します。 ○ 多様な担い手と出会う場をつくり、地域全体で支え合い「お互いさま」の意識を持てるよう取り組みます。 ○ 福祉に関する学びの機会を設け、見守りの視点や気づく力を養います。 ○ コミュニティスクールと連携し、地域住民が学校行事に参加することを通じて、福祉教育や世代間交流を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉や人権に関する講座・研修・地域学習会に積極的に参加し、正しい知識を身につけましょう。 ○ 新聞・広報・SNS等を通じて福祉や人権に関する情報に関心を持ち、学び続けましょう。 ○ 家庭や学校、職場等、身近な場でも「相手の立場に立って考える」習慣を大切にしましょう。お互いの違いを認め合い、尊重し合う気持ちを日常の中で育てていきましょう。 ○ 誤った情報や偏見に気づいたときは、正しい理解を広める行動を心がけましょう。偏見や差別を感じるような言動を見かけたときは、まず「気づく」「伝える」行動を心がけましょう。 ○ 「お互いさま」「ありがとう」といった温かな言葉を日常で交わし、信頼の輪を広げましょう。



3 担い手確保と活動支援

(1) 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を持続的に推進していくためには、地域の中で活動を担う多様な人材の育成が不可欠です。福祉活動への理解を深める学びの機会を提供し、誰もが自分らしい関わり方で参加できるような環境を整えることで、地域全体の支え合いの力を高めていきます。

あわせて、地域の課題解決や活動の推進をリードする人材の育成にも取り組みます。多様な意見をまとめ、地域の強みを活かして協働を進めるリーダーの育成は、次世代へとつながる地域福祉の基盤づくりを支える重要な取り組みです。これにより、地域の自立的な運営力と継続性を高めていきます。

(2) 住民が活動しやすい環境整備

誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の環境づくりは、担い手の増加と活動の継続にとっても重要な要素です。多様な生活スタイルに応じた柔軟な支援体制や交流の場を整備するとともに、住民が主体的に活動し、安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。

また、地域に存在する人材や公共・民間の設備等の地域資源を有効に活用し、活動の場や仕組みを充実させます。これらの連携を通じて、多様な人々がそれぞれの関心や得意分野を活かしながら活躍できる地域づくりを推進していきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。 ○ 地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。 ○ 商店、企業等の事業所の地域福祉活動への参画・参加を促進します。 ○ 社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。 ○ 既存の公共施設の活用と新たな地域資源の発掘により、活動拠点の確保を支援します。 ○ 地域団体やボランティア団体が自主財源を確保できるよう、必要な情報提供等を行います。 ○ 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、日常的な見守り活動等に必要個人情報の提供を適切に行います。 ○ 地域住民のつながり及び、地域と行政の連携を強化するため、自治会への加入促進を図ります。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な人材確保・育成の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の対象を学校だけでなく地域全体へと広げ、あらゆる世代が福祉を「自分ごと」として捉える機会をつくります。 ○ ボランティアグループ連絡会の後方支援を通じて、活動の活性化やグループ間の連携を促進し、担い手のやりがいやモチベーション向上を支援します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の対象を学校だけでなく地域全体へと広げ、あらゆる世代が福祉を「自分ごと」として捉える機会をつくります。 ○ ボランティアグループ連絡会の後方支援を通じて、活動の活性化やグループ間の連携を促進し、担い手のやりがいやモチベーション向上を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアに関心を持つ人が最初の一步を踏み出せるよう、活動体験や活動者との交流の機会を創出します。 ○ 地域の担い手を育成するため、活動者向けの研修や交流会を定期的に開催します。 ○ 未来の福祉人材を育成するため、社会福祉士等の専門職実習や中学生等の職場体験を積極的に受け入れます。 ○ ICTサポーターと連携し、ボランティア活動者向けのスマホ講座等を開催することで、活動のデジタル化を支援し、情報発信力の強化を図ります。 ○ 広報紙やSNS等を活用し、活動の魅力や参加者の声を伝えることで、新たな参加への関心を高めます。 ○ 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金運動を展開し、地域福祉活動を支えます。 ○ 市域での社会福祉協議会活動や校区福祉委員会による地域に根差した福祉活動を推進するため、区長会や校区福祉委員会の協力を得ながら、市民や企業を対象とした会員募集を通じて安定的な財源の確保に取り組みます。 ○ 市民からの善意の寄付金や物品をお預かりする「善意銀行」を運営し、地域の福祉活動や緊急的な支援が必要な方への払出しを通じて、市民の「たすけあい」の心を地域に還元します。 ○ 地域の企業や事業所の社会貢献活動(CSR)の相談に応じ、地域で働く人々が住民とともに活動する新たな担い手となるよう支援します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の専門職の仕事の魅力を伝え、人材の発掘・育成を行います。 ○ 施設の見学や実習の受け入れを継続して行い、将来を担う人材の育成につなげます。 ○ 地域とつながりを持ち、さまざまな地域活動に参画します。 ○ こどもたちが誰かの役に立つ喜びを感じる活動を工夫します。 ○ 児童・生徒を対象に、福祉や福祉の仕事についての理解を深めるための職業講話を実施し、将来の福祉人材の育成につなげます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たなボランティア人材の発掘に取り組むとともに、活動の継続性を確保するために、新しいアイデアを積極的に取り入れます。 ○ SNS(インスタグラム等)やホームページを活用し、活動を多世代にPRし、新たな担い手や協力者を募集します。 ○ 地域の企業や事業所の社会貢献活動との連携を模索し、イベントへの参加や協力を依頼します。 ○ 若い世代が地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、若者の興味に応じた企画の実施、柔軟な参加形態を検討し、新たな人材の発掘を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設で製作された自主製品の認知度向上と購買促進を支援します。 ○ 集まりの場まで来られない人が、どのようにすれば参加できるのかを考えます。 ○ 地域の元気な高齢者に参加を呼びかけ、新たな担い手を発掘します。 ○ イベント時に短期・単発で手伝ってくれるボランティアを募集するなど、担い手の負担が集中しないような工夫を行います。 ○ 近隣の校区福祉委員会と合同でイベントを開催するなど、「ヨコのつながり」を活かして、活動の継続や担い手不足の解消につなげます。 ○ 「ようこそベビーちゃん訪問」を通じて、子育て家庭が地域の人々や支援者と顔を合わせ、交流を深める機会を提供します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の得意分野や経験を活かして、地域の活動や支援の担い手になってみましょう。 ○ 活動を通して得た知識や経験を周囲に伝え、次の世代に引き継いでいきましょう。 ○ 活動に必要な情報や場の情報を地域で共有し、参加のきっかけをつくりましょう。活動の場所を提供できるときは、地域での活用に協力しましょう。 ○ 忙しい人や子育て世代、高齢者等、さまざまな人が関われるように工夫を提案しましょう。 ○ 活動に参加している人を応援したり、感謝の気持ちを伝えたりして、続けやすい雰囲気をつくりましょう。 ○ 学びと経験を通して、できることから地域を支える力を高めていきましょう。

基本目標 4 安全・安心な地域をつくる

◆ 現状と課題

- 防犯対策は、すべての住民の暮らしの基盤を支える重要な取り組みです。しかし、近年では子どもや高齢者を狙った犯罪、不審者情報の増加、空き家の増加に伴う治安の悪化等、新たなリスクが顕在化しています。こうした背景を踏まえ、地域の実情に即した防犯体制の強化が急務となっています。
- 各種アンケート結果からは、本市は見守りの取り組みや防犯・防災に関して住民の意識が高いという評価があります。特殊詐欺対策機器の貸し出しの増加や、地域と連携した青色回転灯防犯パトロール等、防犯意識の普及啓発の効果は着実に広がっています。また、非常時や災害時だけでなく、日頃からの住民のつながりがあることで、安心して過ごせる地域をつくることできるという、地域のつながりの重要性に関する意見もありました。
- 防災訓練については、一部の方への負担の集中や参加者の固定化といった課題が挙げられています。災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を丁寧に周知していく仕組みづくりが必要です。
- 災害時の要援護者への支援については「避難行動要支援者支援事業(愛称:おりひめ支え愛プロジェクト)」として実施しています。市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。
- また、個別避難計画の見える化についても、推進を求める声がありました。見える化を進めるためには、市、社会福祉協議会、福祉関係団体、医療機関、消防等、さまざまな機関との情報共有と連携が必要です。避難計画が見える化されても、市民一人ひとりがその計画に対して理解し、実際の避難時に自ら積極的に行動できるかどうかを鍵となります。見える化を単なる紙やデータとしてではなく、市民一人ひとりが実際に活用できる形で提供することが、効果的な避難支援につながります。

■めざす地域の姿■

- 市民一人ひとりの防災意識や地域の防災力が高まっています。
- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。
- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。
- 市民一人ひとりが犯罪や交通事故に対する正しい知識や対応能力を身につけています。

1 地域を基盤とした防犯活動等の促進

(1) 地域における防犯活動の促進・防犯意識の向上を図る啓発の推進

地域の安全を守るためには、住民が主体的に参加する防犯活動の推進が重要です。防犯意識を高める啓発活動を積極的に行い、一人ひとりが自覚を持って協力し合い、安全で安心できるまちづくりをめざします。

(2) 交通事故を無くすための取り組み

交通事故の防止には、地域全体での意識共有と具体的な対策が求められます。交通安全に関する教育や見守り活動の強化を図り、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者情報の提供体制を充実するとともに、「こども110番」「動くこども110番」「こどもの安全見守りパトロール」等の活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪等からこどもを守る取り組みを推進します。 ○ 犯罪に対する注意を喚起する掲示や、防犯カメラ、LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。また、警察や関係団体と連携して、防犯キャンペーン等による啓発や防犯教室を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。 ○ 高齢者等が消費者被害等にあわないよう、関係機関と連携して、消費者被害防止等の啓発活動を推進します。 ○ 園や学校、地域において、警察や関係団体等と連携して交通安全教室を開催し、こどもや高齢者をはじめとする市民の交通ルールとマナーの習得を図ります。 ○ 地域や民間団体の主体的な取り組みや活動を支援します。 ○ 高齢者の振り込め詐欺等の対策として特殊詐欺対策機器を貸与します。 ○ 高齢者の運転による交通事故の防止を図るために運転免許の自主返納をされた方に対して補助を行います。 ○ 犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。 ○ 生徒の通学路や園児の移動経路において、警察や道路管理者と連携し、こどもの移動経路安全推進会議を開催し、市内道路の危険個所の安全対策を図ります。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行訓練 ・ 自転車教室 ・ 防犯教室 ・ 交通安全教室 ・ 特殊詐欺対策機器の貸出 ・ 犯罪被害者等見舞金 ・ 高齢者運転免許証自主返納支援事業 ・ 高齢者の交通安全対策の推進
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの気づきを警察や消費生活センターへつなぎ、警察や消費生活センターの注意喚起情報を地域へ届ける双方向の連携を推進することで、地域全体で犯罪や消費者被害を防ぐ体制を強化します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者や判断能力に不安のある方が悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者被害に遭わないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用を促進し、福祉的な視点から財産と暮らしを守る取り組みを強化します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察や関係機関との連携を強化し、防犯・防災に関する最新の情報を収集し、情報発信を行うことで、犯罪や災害のリスクに備えます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防犯設備を確認するなど、防犯意識を高め、安心・安全のまちづくりをします。 ○ 警察や関係機関の協力のもと、サロン等で防犯・防災に関する出前講座を開催し、意識の醸成に取り組みます。 ○ こどもたちの安全な登下校を見守る活動を、次世代にも引き継げるよう、新たな協力者を募りながら継続します。 ○ あいさつ・声かけ運動を地域全体で強化することが、地域の防犯力向上につながることを周知し、実践します。 ○ 地域のこどもたちの安全を守る「こども110番の家」の取り組みを広げるとともに、気になる様子の子どもや親子がいた際の情報共有・相談窓口への連携体制を整えます。 ○ 介護事業所や警察、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、地域住民やボランティアとも協力して、犯罪リスクの早期発見と防止に取り組みます。 ○ 定期の地域パトロール時にごみの掃除を継続することで、地域への愛着と防犯意識を高め、コミュニティ全体の安全と結束力を強化します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的なあいさつや声かけは、地域の見守り力を高め、犯罪の抑止にもつながります。お互いの顔がわかる関係づくりを意識しましょう。 ○ 不審な人や車、見慣れない行動を見かけたときは、ためらわずに警察や地域の関係機関に連絡しましょう。 ○ 「何かおかしい」と感じたときの早めの通報が、犯罪の未然防止に役立ちます。小さな気づきを見逃さず、地域全体で防犯意識を高めましょう。 ○ 地域の防犯パトロールや見守り活動、防犯灯の設置・点検等、できる範囲で地域の防犯活動に参加しましょう。 ○ 地域全体で交通ルールを守る意識を高め、こどもや高齢者への声かけや見守りを行いましょう。 ○ 地域の交通安全運動や街頭啓発活動等に積極的に参加し、交通事故ゼロをめざす地域の気運を高めましょう。 ○ 地域に住んでいるからこそ気づく危険な箇所については、放置せず、自治会や町内会等を通じて情報を集め、関係機関と連携して安全な環境整備につなげましょう。

2 暮らしの安心を支える仕組みづくり

(1) 災害時の支援体制整備

災害発生時に迅速かつ適切な支援を行うためには、地域の実情に即した体制づくりが重要です。関係機関や市民が連携し、情報共有や役割分担を明確にすることで、被害の軽減と市民の安全確保を図ります。

(2) 地域の自主防災活動の促進・防災知識の普及啓発

市民が自ら防災に取り組む意識を高めることが、災害への備えを強化する第一歩です。自主防災活動の支援や防災知識の普及啓発を通じて、地域全体で安全・安心を築く力を育てていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時にすべての人に必要な情報が適切に届くよう、配慮した情報発信に努めます。 ○ 「おりひめ支え愛プロジェクト」(避難行動要支援者支援事業)を周知し、避難行動要支援者登録数の拡充を図るとともに、災害時には関係機関へ情報提供をします。 ○ 地域において避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援します。 ○ 福祉避難所の開設(指定)・設備・運営等を行います。 ○ 災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と協力して設置します。 ○ 住民基本台帳等の情報を元に、避難行動要支援者名簿を更新していきます。また、名簿を使い、日頃の見守り等にも活用してもらえるよう支援します。 ○ 自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。 ○ 各地区が設置している自主防災組織と情報共有のため、連絡協議会を開催します。 ○ 防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。 ○ 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページ等で提供していきます。 ○ 「交野市地域防災計画」や「総合防災マップ」の普及啓発を図ります。 ○ 災害時に衛生環境(トイレ、入浴、清潔な衣服)が保たれるよう対応に努めます。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「おりひめ支え愛プロジェクト」 ・ 自主防災組織資機材助成 ・ 出前講座 ・ 災害支援車の整備 ・ 災害発生後の体制確保方策の検討 ・ 介護サービス事業者に対する災害対策検討の推進
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害の発生時に円滑に災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、平時から備えを続けます。


	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市社会福祉協議会との合同訓練や研修会に積極的に参加し、広域連携体制を強化します。 ○ 地域の防災士の指導のもと、発電機等の災害備品の管理・動作確認を定期的に行い、いざというときの実用性を確保します。 ○ 赤い羽根共同募金が、地域の福祉活動を支えるだけでなく、大規模災害に備えるための災害等準備金として積み立てられ、被災地支援活動の重要な財源となることを広く周知し、協力を呼びかけます。 ○ 赤い羽根共同募金運動の周知に施設として協力することで、地域が災害に備えるための資金確保を後押しします。 ○ 福祉と防災が連携する「福防連携」の視点に立ち、平常時の見守りや支え合い活動が、そのまま災害に強い地域づくりにつながることを推進します。 ○ 地域住民や福祉団体を対象に、避難所運営ゲーム(HUG)や車いす操作訓練等の防災に関する出前講座を関係機関と協働して実施し、防災スキル向上を支援します。 ○ 法人として業務継続計画(BCP)を定期的に見直し、災害時においても福祉サービスを継続できる体制を維持します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症や災害発生等における事業所・法人の垣根を超える相互支援体制の構築を行います。 ○ 個別避難計画の作成に向け、協力して取り組んでいきます。 ○ 車いす体験等、専門職の持つスキルを活かして地域での防災訓練や研修会の開催を支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時の活動を通じて、災害時に支援が必要な地域住民を把握します。 ○ サロン活動の場等を活用し、定期的に避難訓練を実施することで、災害への備えと地域の連携を強化します。 ○ 地区と協力し、「おりひめ支え愛プロジェクト」の登録や更新を支援するとともに、周知啓発に協力します。 ○ 災害時の避難所の場所や仕様を確認し、避難行動に支援が必要な方が二次避難所へ移動する際に困らないよう、行政から具体的な支援方法について聞くなどして、普段から不安を取り除いておくようにします。 ○ 関係施設と連携し、避難行動に支援が必要な方の防災訓練・避難所訓練、避難誘導や避難所対応に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に一人で避難することが難しい方が身近にいないか、日頃から気にかけておくことが、支援体制づくりの第一歩です。あいさつや日常的な交流を通じて、お互いの存在を確認し合いましょう。 ○ 支援を必要とする方の情報については、個人のプライバシーに配慮しつつ、自治会や地域の支援者と適切に共有・連携できるようにしましょう。 ○ 災害時に備え、地域の中で「誰が誰を支援するか」「どう避難を手伝うか」といった役割分担について、事前に話し合いましょう。

	<ul style="list-style-type: none">○ 自治会や自主防災組織が実施する防災訓練や避難所運営訓練に積極的に参加し、顔の見える関係づくりと防災意識の向上を図りましょう。○ 家庭での備えとあわせて、地域の防災体制の一員としての意識を持ち、近隣の方々と協力しながら支え合える関係をつくりましょう。○ 自主防災組織を中心に、要配慮者(高齢者・障がいのある人等)の支援体制や災害時の集合場所等について、普段から話し合い、情報を共有しておきましょう。
--	--



第5章

計画の推進に向けて



- 1 地域福祉の推進体制
- 2 計画の進行管理・評価

第5章 計画の推進に向けて

1 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進していくためには、地域福祉に携わるあらゆる主体が連携・協働し、一体となった推進体制が不可欠です。地域に根差した福祉の実現には、単独の機関や団体だけではなく、多様な主体が連携していくことが求められます。そのため、地域福祉を効果的に進めるための推進体制を整備し、地域の課題を共有しながら解決に向けた取り組みを強化していくことが重要です。

そのためには、福祉に関わる情報の共有とネットワークの強化が重要なポイントです。さまざまな主体が円滑に連携できるよう、情報提供の仕組みを整え、各々の活動を相互に理解し合うことで、支援の質を向上させます。このような連携により、迅速かつ適切な支援が可能となり、より効果的な地域福祉の実現が期待されます。

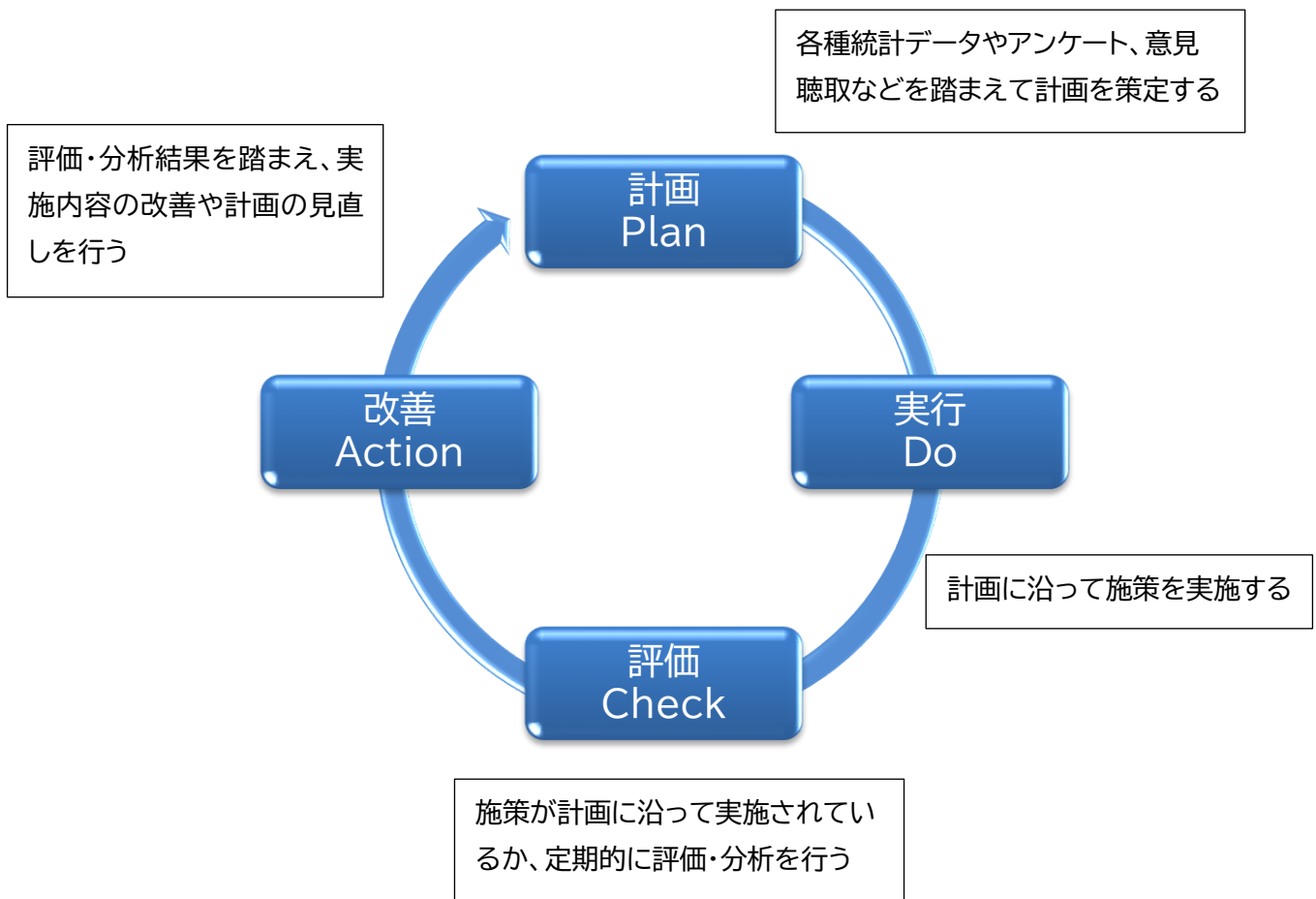
さらに、住民参加型の推進体制の強化が不可欠です。市民のニーズや意見を取り入れるため、定期的に意見交換の場を設け、市民が主体的に福祉活動に参加できる機会を創出します。また、ボランティア活動や地域リーダーの育成を支援し、地域福祉の担い手を増やしていくことで、地域全体の福祉活動を活性化させていきます。

2 計画の進行管理・評価

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。本計画で設定(Plan)した「取り組みの方向性」や「主な取り組み」を実施(Do)していく過程において、定期的の実施状況を把握・点検(Check)し、課題や成果を明確化したうえで、必要に応じて改善策を講じ(Action)、より効果的な取り組みとなるよう見直しを行います。


計画の進行管理にあたっては、庁内関係部署の連携はもとより、関係団体や市民の意見も取り入れながら、協働による計画の推進を図ります。こうした取り組みを通じて、地域の実情に即して計画の実効性を高めるとともに、評価結果は地域福祉推進審議会に報告し、次期計画の策定や施策の立案に反映させ、持続可能な地域福祉の推進につなげていきます。

【本計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



第6章

小学校区域ごとの取り組み



- 1 アクションプランとは
- 2 アクションプランがめざすもの
- 3 各小学校区の目標
- 4 各小学校区の取り組み

第6章 小学校区域ごとの取り組み

本計画がめざす「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり」の実現には、市全体の取り組みとあわせて、それぞれの地域での主体的な活動が不可欠です。

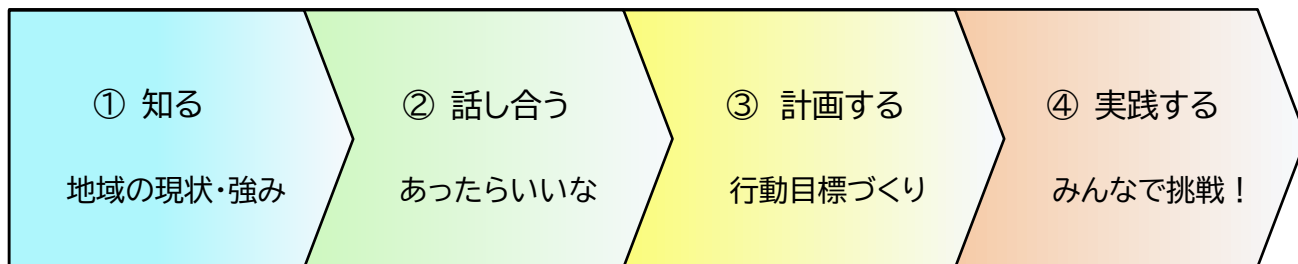
本計画に基づき、交野市内の9小学校区を単位として組織された校区福祉委員会を主体に、それぞれの地域の実情に応じた具体的な行動計画として「アクションプラン」を策定しました。このアクションプランは、市民が主役となって、関係団体等と連携をしながら、支え合いの地域づくりを進めていくための道しるべです。

1 アクションプランとは

アクションプランとは、各小学校区の市民や関係団体が、自分たちの地域の「現状」や「強み」を踏まえて、「あったらいいな・できたらいいな」「これからできそうなこと」を出し合い、話し合いを重ねて作り上げた、地域に根差した行動計画です。

地域に関わるすべての人が地域福祉を「自分ごと」と捉え、自分たちの手でより良い地域を創造していくための、具体的な目標を示しています。

【アクションプランのフロー】



2 アクションプランがめざすもの

アクションプランは、地域住民同士の顔の見える関係づくりを基本に、日常的なあいさつや声かけといった小さなつながりを育むことから、地域の困りごとを協働で解決する仕組みづくりまで、多様な取り組みを推進します。

また、こどもから高齢者、さまざまな背景を持つすべての人が、「お互いさま」の気持ちで支え合い、いきいきと安心して暮らし続けられる地域を育むことをめざします。

そして、地域の伝統や資源を大切にしながら、社会の変化に対応した新しい活動にも挑戦し、次世代へとつながる持続可能な地域共生社会の基盤を築いていきます。

3 各小学校区の目標

交野市内の9つの校区福祉委員会で策定されたアクションプランをご紹介します。それぞれのプランには、各地域の特色や市民の温かい想いが込められています。

各小学校区がめざす地域の姿(目標)は次ページのとおりです。

名称	目標
	特色ある取り組み
交野みらい校区福祉委員会	地域のつながりを深め、誰もが安心して暮らせる明るいまちづくりをめざします
	米づくりや花いっぱい運動などの土に触れる体験を通して、多世代交流を行い、郷土愛を育もう
倉治小学校区福祉委員会	笑顔いっぱい、絆を深め これからもずっと倉治で暮らしたいまちづくり
	認知症になっても住み慣れた場所で生活できるようなコミュニティをつくろう
郡津小学校区福祉委員会	みんなで支え合う、安心安全な住みよいまちづくり
	登下校時の見守り活動を継続して共にご近所の挨拶から始まる支え合いを推進する
旭小学校区福祉委員会	赤ちゃんから高齢者まで 安心して暮らせるまちづくりをめざし みんなの手で幸せを紡ぎます
	地域のつながりや交流を深めるため、自治会等と連携し、地域に潜在する未利用施設の効果的な活用を検討しよう
星田小学校区福祉委員会	星田を知り、すべての世代が星田で暮らしてよかったと思える地域にしていこう
	コミュニティスクールと地域が連動することにより、地域住民も学校行事に参加して世代間交流を増やそう
妙見坂小学校区福祉委員会	みんなの福祉にみんなで向き合い「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できる地域にしよう！
	「あいさつ運動」でつながりを深め、地域福祉、地域安全活動を実践しよう！ あいさつと声かけ運動で、あたりまえのことをみんなで実践する
岩船小学校区福祉委員会	誰もがつながりを実感できる豊かな地域にしよう
	地域の良さを実感できるようなイベント(栗拾いやさつま芋ほり、稲作など地域の特性を活かす)を継続し、郷土愛を育もう
私市小学校区福祉委員会	ともに生きる時代を大切にして 見守り合う楽しい地域にしよう
	高齢者のちょっとした困りごとに対応する「お手伝いクラブ」の活動を継続し、活用してもらおう
藤が尾小学校区福祉委員会	地域のつながりを深め、障がい者や高齢者、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します
	お隣さん『元気デッカ！』から始まる声かけを全域にひろめよう

4 各小学校区の取り組み

各小学校区の具体的な取り組み内容(アクションプラン)は、次ページ以降で詳しく紹介します。



交野みらい校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

地域の特徴

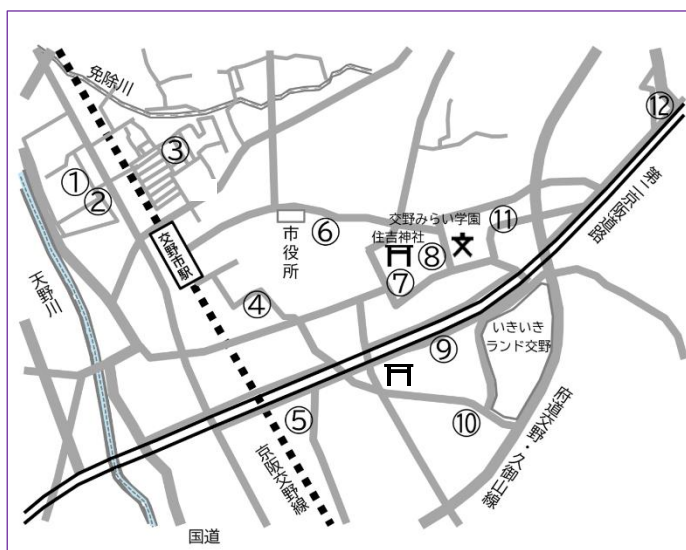
私たちの地域は、市のほぼ中央部に位置し、市役所や郵便局、商店街等主要な拠点があります。青山、梅が枝、駅前住宅、私部、向井田で構成されており、校区内には鉄道・高速道路が走っています。通勤・通学などの交通アクセスや買い物にも便利な地域です。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	15,601人	16,514人	-5.5%
世帯数	7,353世帯	7,498世帯	-1.9%
年少人口 (0～14歳)	1,947人	1,933人	+0.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	9,074人	9,842人	-7.8%
高齢者人口 (65歳～)	4,580人	4,739人	-3.4%
高齢化率	29.4%	28.7%	+0.7%

※令和7年4月付で、郡津区の一部が交野みらい学園校区から郡津小学校区に変更となっています

地域の拠点マップ



《拠点》	
①梅が枝住宅第一集会所	⑨向井田集会所
②梅が枝住宅第二集会所	⑩私部公園
③交野市駅前住宅自治会集会所	⑪青山自治会集会所
④青年の家 交野市地域子育て支援センター	⑫介護老人保健施設 青山
⑤介護老人福祉施設 サール・ナートかたの	
⑥わかばこども園	
⑦私部会館	
⑧私部保育園	

地域の組織

♣自治 ♡福祉・教育
◇地域振興 ♡防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♡交野みらい学園 ◇青少年指導員 ♡保護司 ♡更生保護女性会会員 ♡民生委員・児童委員 ♡主任児童委員 ♡PTA ♡自主防災会 ♡防犯委員会
青山区	♣青山自治会 ♡青山長寿会 ◇まちづくり委員会
梅が枝区	♣梅が枝住宅自治会 ♡梅が枝シニアクラブ
駅前住宅区	♣駅前住宅自治会 ♡はつらつ会
私部区	♡長寿会 ♡私部保育園 ♡わかばこども園
向井田区	♣向井田自治会 ♡白寿会

校区福祉委員会の活動内容

※日時・場所については、変更する場合あり

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	いきいきふれあいサロン	地域の高齢者	梅が枝住宅第一集会所	毎月第1火曜日 14:00～
			交野市駅前住宅自治会集会所	毎月第1火曜日 14:00～
私部会館			毎月第3金曜日 10:00～	
	子育てサロン	未就園児と保護者	私部会館	毎月1回 10:00～
個別援助	あいさつ・声かけ運動 (ふれあい・見守り)	地域住民	地域内	随時
	友愛訪問	一人暮らし高齢者	対象者宅	年1回(12月)
世代間交流	花いっぱい運動	交野みらい学園1年生	交野みらい学園	年1回
	おはなし会	交野みらい学園の児童	交野みらい学園	年10回
	米づくり (田植え・稲刈り)	交野みらい学園5年生	校区内の田んぼ	6月・10月
	わかばこども園との交流	地域の高齢者	わかばこども園	年1回
	私部保育園との交流	地域の高齢者	私部会館	年1回



▲子育てサロン (芋ほり)



▲世代間交流 米づくり (田植え)



▲いきいきふれあいサロン (落語会)

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- ボランティア活動への支援については、情報提供・活動先の紹介等が求められている
- 災害時や治安など地域の安全・安心に関して重要だと考えている人が多い
- 忙しくて時間が取れないこと、健康に自信がないことが地域活動への参加の支障となっている
- 福祉に関心があるが、これまで福祉活動等をしたことがない、自分が何をすればいいのかわからないという人が多い

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートで87%以上の方が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も8割以上いる
- 参加や手助けができると思う活動では、地域清掃活動・防災対策・日常生活支援などの割合が高い
- 福祉に関心がある人については、特に高齢者・認知症・こどもに関する福祉に関心が高い
- こどもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験がある人、関心がある人が多い
- 地域の行事やまちの清掃活動といった地域での交流に関する満足度が比較的高い
- 福祉に関心がない人でも、地域清掃活動や災害・防災対策には参加できると答えている人が一定数いる

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- あいさつ運動を全世代で（こども、保護者、高齢者）
- 地域の特性を活かして土に触れる体験がこどものころからできるといいな
- 活動の情報を発信していく
- 男性の参加がもっと多い方がいいな（囲碁、将棋、マージャンなど）
- 気軽に相談できる場所があったらいいな
- 地域の人々が気軽に集まることができる機会があるといいな
- 個人で備蓄することの大切さを知ってもらえるといいな。トイレトラック、ポータブルトイレ、使い捨てトイレなどについて知る機会をもつ。サロン等で勉強会ができるといいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- こどもと高齢者のサロンを合同で出来たらおもしろい（芋ほりなど）
- 大人のあいさつ運動：ふだんからの皆があいさつする地域にしたい
- 出前講座で防災について学ぶ機会をもつ
- 若い人の協力。学生たちが参加できる活動
- 趣味などでつながりをつくる
- 地域の社会福祉施設などとの交流
- 世代を超えた交流会

◆ 私たちのアクション ◆

交野みらい校区福祉委員会の目標

地域のつながりを深め、誰もが安心して暮らせる
明るいまちづくりをめざします

交野みらい校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 地域住民がもつそれぞれの強みを活かし、地域の活性化につなげよう
- 高齢者の交流できる場をつくり、見守り合える関係づくりにつなげよう
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるような仕組みを考えよう
- 世代間交流などを通して、ともに生きる力を育み、『こども発』で大人も一緒に学び、多様な人との交流や地域の良さを知る機会をつくろう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 地域であいさつ・声かけ（ふれあい・見守り）運動を継続し、つながりの輪を広げよう
- 米づくりや花いっぱい運動などの土に触れる体験を通して、多世代交流を行い、郷土愛を育もう
- 地域の医療機関、福祉事業所などの協力を得て、勉強会を開き、サロンの活性化や近隣で気軽に相談できる場所につなげよう
- 長期休暇中のこどもの居場所をつくり、多世代交流や相談、見守りにつなげよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 校区福祉委員に向けた、福祉に関する学びの機会をつくり、見守りの目（芽）を育もう
- SNSなどを活用して、校区福祉委員会の活動を多世代に知ってもらおう
- 中・高・大学生が校区福祉委員会活動で活躍できる仕組みをつくろう

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- サロンの参加者名簿を作成し、見守り・安否確認につなげよう
- 各区や消防団、地域の福祉事業所などの協力を得て、防災・避難訓練などを行い、つながりを深めよう
- こどもから大人まで、全世代を対象とした、防災・防犯意識を高める取り組みをしよう
- あいさつ・声かけ運動により地域のつながりを強化し、誰もが安心して暮らせる地域にしよう

倉治小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

地域の特徴

私たちの地域は、市の北部に位置し、倉治、東倉治、神宮寺、浜の池で構成されています。かつての農村地帯に住宅開発がすすみ、歴史ある古い町並みと新興住宅が混在しています。町委員・校区福祉委員・民生委員・児童委員・シニアクラブさんゆう会・自主防災会など、それぞれの団体が協力し合いながら福祉活動を展開しています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	10,640人	10,478人	+1.6%
世帯数	4,549世帯	4,298世帯	+5.8%
年少人口 (0～14歳)	1,574人	1,663人	-5.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	6,405人	6,205人	+3.2%
高齢者人口 (65歳～)	2,661人	2,610人	+2.0%
高齢化率	25.0%	24.9%	+0.1%

地域の拠点マップ



《拠点》	
①特別養護老人 ホーム美来	⑨ひかりの子幼稚園
②東幾野ふれあい館	⑩山手町集会所
③カンガルー公園 (3丁目)	⑪くらじワーク センター
④倉治公民館	⑫倉治公園・倉治 グラウンド
⑤いこいの郷	⑬特別養護老人 ホームかたの美来
⑥はたもの広場	⑭第二きんもくせい 保育園
⑦東田中央公園	
⑧倉治こども園	

地域の組織

自治 地域振興
 福祉・教育 防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♡倉治小学校区福祉委員会 ♡倉治小学校 ♡第二中学校 ♡青少年指導員 ♡保護司 ♡更生保護女性会 ♡民生委員・児童委員 ♡PTA ♡シニアクラブさんゆう会
倉治区	♣倉治18町自治会 ♡こども会 ♡地域ボランティアグループ ♡倉治消防分団

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	いきいきサロン	世代問わず	倉治いこいの郷	毎月第1月曜日 10:00～
			山手町集会所	毎月第2木曜日 10:00～
			東幾野ふれあい館	毎月第3木曜日 10:00～
	子育てサロン	未就園児と保護者	倉治公民館	毎月第4水曜日 10:00～
	ジョイフル・ビー	世代問わず	東幾野ふれあい館	毎週月曜日 10:00～
	歌声喫茶	世代問わず	倉治いこいの郷	毎月第3水曜日 13:00～
	くらじっ子夏の家	倉治小学校児童	倉治公民館	夏休み期間に数回
	元気アップ体操	高齢者	大仏町集会所	毎月第2, 4金曜日 10:00～
			東田町集会所	毎週水曜日(第5を除く) 10:00～
			山手集会所	毎週水曜日10:00～
東幾野ふれあい館			毎月第1, 3, 5金曜日 第2, 4木曜日10:00～	
栄町集会所			毎月第1, 3水曜日10:00～	
世代間交流	あいさつ・声掛け運動	世代問わず	倉治小学校区	通年
	倉小1年生との交流会	倉治小学校児童	倉治小学校	年1回
	かたの郷土史かるた会	倉治小学校児童	倉治公民館	年1回
	倉治こども園との交流会	園児	倉治こども園	年1回
	倉小ふれあい広場	倉治小学校児童	倉治小学校	年1回
	倉治小学校青パト見守り	世代問わず	倉治小学校区	通年



▲子育てサロン



▲くらじっ子夏の家



▲いきいきサロン

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 自治会に加入していると回答した人の割合が9校区で最も低く、近所づきあいをわずらわしいと感じている人が多い
- 安心して暮らせる地域には、防災・安全・困ったときの相談場所が重要だと考えている人が多い
- 地域の人材活用や世代間交流等、多分野・多世代のつながりに関することへの満足度が低い

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートでは約9割の人が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も9割近くいる
- 地域活動に参加経験がある人の割合は高くないが、機会があれば参加したいという人は多い
- こどもの登下校の見守り等、安心して暮らせる地域に関する項目への満足度が高い
- 地域の行事やまちの清掃活動といった地域での交流に関する満足度が比較的高い
- こどもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験がある人、関心がある人が多い
- 福祉に関心がない人でも、居住地域での地域美化活動や災害・防災対策には参加できると答えている人が一定数いる

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 災害時のためにも地域の交流をしっかりとできればいいな
- 地域の福祉施設と顔がみえるつながりの強化
- 家の中の困りごと（ちょっとしたこと）を手伝ってもらえたらいいな
- 地域の人と地域で働いている人の関わる仕組みがあるといいな
- ぶどう狩り、みかん狩りで交流できたらいいな
- こどもたちも一緒に参加できるイベントができたらいいな
- 倉治を知ってもらおう機会をつくりたい

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 世代間交流として夏休みなどにラジオ体操
- 認知症カフェ
- 家の中の困りごと（ちょっとしたこと）を手伝える組織づくり
- いきいきサロンを午後からにして、こどもたちの居場所としての役割にして、世代間交流の機会を増やす
- 小学校や中学校に校区福祉委員会を知ってもらう時間を作ってもらう
- 家に引きこもっている人を連れ出す機会（外出促進）を作る
- 両隣を知って助けあっていける関係づくり

◆ 私たちのアクション ◆

倉治小学校区福祉委員会の目標

笑顔いっぱい、絆を深め
これからもずっと倉治で暮らしたいまちづくり

倉治小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 認知症になっても住み慣れた場所で生活できるようなコミュニティをつくろう
- 地域のこども食堂と協働して新たな居場所づくりに取り組もう
- これからも外出したくなるような元気アップ体操やいきいきサロンを続けていこう
- 赤ちゃんから高齢者までが安心して暮らすことができるよう、地域内の資源の活用、情報を分かりやすくお知らせしよう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 地域の産業と住民のつながりをつくり、そのつながりをサロンでも活用しよう
- あいさつ運動の取り組みを小学生だけでなく、月に1回中学生に対しても行おう
- 地域のまつりやイベントで校区福祉委員会としてブースを出したり参加しよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 校区福祉委員会のSNSを活用してスマホ世代に向けて活動のPRをしよう
- 子ども会やPTAに呼びかけ、サロンや世代間交流に新しいアイデアを取り込もう
- 活動の内容を見える化し、校区だよりでボランティア募集を行おう
- こどもボランティアが主体的に活動できる場をつくろう

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- サロン参加者や何らかの理由で来られなくなった人の見守り・安否確認をしよう
- 日中の災害を想定し、警察・消防分団・福祉施設等とのつながりを深めよう
- 避難時の行動と避難所での役割を理解し、適切に対応できる力を身につけよう
- さまざまな困りごとへの理解を深め、やさしく声をかけあえるコミュニティをつくろう

郡津小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

地域の特徴

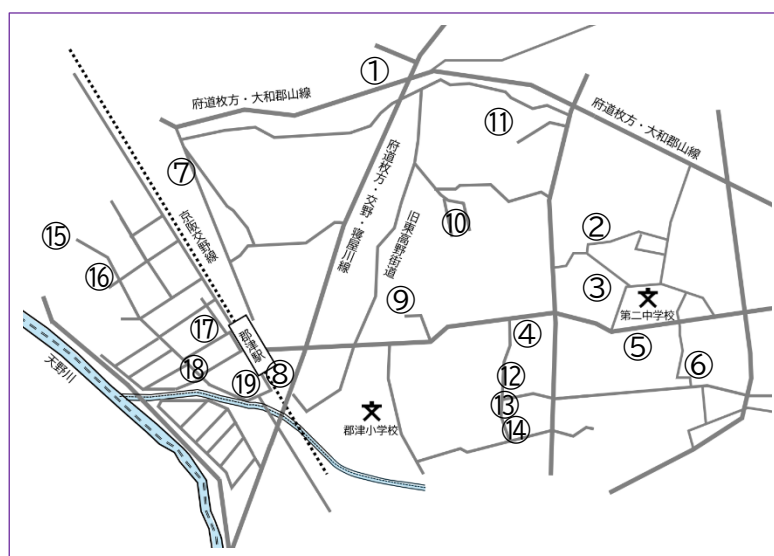
私たちの地域は、市の北西部から最北部にかけて位置し、東高野街道など歴史の面影と、昭和以降に開発された比較的新しい住宅地が併存する地域です。戸建てやマンション、府営団地など多様な住まいがあり、若い世代の流入で活気づいていますが、従来の地区では、高齢化も進んでいます。美化活動やラジオ体操といった住民の交流も盛んに行われています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	11,818人	11,534人	+2.5%
世帯数	5,476世帯	5,039世帯	+8.7%
年少人口 (0～14歳)	1,251人	1,297人	-3.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,136人	6,979人	+2.3%
高齢者人口 (65歳～)	3,431人	3,258人	+5.3%
高齢化率	29.0%	28.2%	+0.8%

※令和7年4月付で、郡津区の一部が交野みらい学園校区から郡津小学校区に変更となっています

地域の拠点マップ



《拠点》	
①幾野西集会所	⑩郡津2丁目 ちびっこ広場
②幾野会館	⑪交野女子学院
③くらやま幼稚園	⑫児童公園
④第一児童センター	⑬郡津神社
⑤郡津公園	⑭老人センター
⑥幾野南集会所	⑮交野病院
⑦第二きんもくせい 保育園分園	⑯松塚ふれあい館
⑧交野幼稚園	⑰交野会館
⑨郡津公民館	⑱交野保育園
	⑲松塚公園

地域の組織

自治 地域振興
福祉・教育 防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	◇郡津財産区 ♥郡津小学校PTA ♥交野第二中学校PTA ♥青少年指導員 ♥保護司 ♥更生保護女性会会員 ♥民生委員・児童委員
郡津区	♣自治会（18町）役員会 ◇郡津同友会 ◇公民館管理（趣味サークル等） ♥和光会（老人会） ♥郡津子ども会 ♡郡津消防分団 ♡避難行動支援者組織 ♣自主防災組織
幾野区	♣連合自治会 ♣5自治会 ◇2中親地の会 ♥老人会（幾久栄会） ♥幾野連合子ども会 ♣子ども見守り隊 ♡避難行動支援者連絡会 ♡自主防災組織（I-BOU）
松塚区	♣自治会（9自治会） ♣松塚地区連絡協議会 ◇松塚ふれあい館運営委員会 ◇交野会館運営委員会 ♥花と緑の会 ♥福祉ネット松塚 ♥シニア松塚 ♡自主防災会

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	元気アップ体操	高齢者	郡津公民館	毎週火曜日 10:00～
	元気アップ体操	高齢者	松塚ふれあい館集会所	毎週月曜日 13:30～
	ふれあいサロン	高齢者	郡津公民館	毎月第1木曜日 10:30～
	お楽しみサロン	高齢者	幾野南集会所	毎月第4月曜日 13:30～
	ふれあい喫茶	高齢者	松塚ふれあい館別館	毎月第3水曜日 14:00～
	喫茶「松の実」	世代問わず	松塚ふれあい館別館	毎週月曜日 9:30～
	ふれあいカフェ &図書室	世代問わず	幾野南集会所	毎月第1・2・4土曜日 9:30～
	グランドゴルフ教室	世代問わず	松塚ふれあい館広場	毎週土曜日 9:00～
	あいさつ運動	世代問わず	京阪郡津駅	4回
	登下校見守り	児童	郡津小学校区内各箇所	学校登校日毎日
	美化運動	世代問わず	幾野地区	6・9・11・2月
	夏休みこども塾	小学生（1～6年生）	郡津公民館	夏休み
	夏休み社会見学会	小学生（3～6年生）	幾野5丁目工業団地他	夏休み
	個別援助	委員アンテナ活動	健康不安把握者	郡津地区
お助け幾野		高齢者	依頼者宅（幾野）	随時
友愛訪問		一人暮らし高齢者	対象者宅（幾野）	年2回
敬老の日記念事業		90歳以上の方の お祝いと見守り	対象者宅（松塚）	敬老の日
世代間交流	郡津小学校昔遊び	小学1年生と高齢者	郡津小学校	年1回(2月)
	ふれあい広場	児童と高齢者	郡津小学校	年1回(10月)
	子どもラジオ体操	児童と高齢者	二中前公園	夏休み期間中
	七夕まつり見学	園児と高齢者	くらやま子ども園	年1回(7月)
	ハロウィーン祭り	世代問わず	二中前公園	年1回(11月)
	クリスマス会	世代問わず	松塚ふれあい館集会所・ 広場	年1回(12月)
	大人のティータイム	世代問わず	松塚ふれあい館集会所	年1回(3月)
	「郡津歴史さんぽ」で スタンプを集めよう	世代問わず	郡津小学校区内	年1回(4月)



▲元気アップ体操



▲ふれあいカフェ&図書室



▲夏休み子ども塾

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 近所づきあいをわずらわしいと感じている人が多く、立ち話やあいさつをする程度という人の割合が高く、福祉活動等をしたことがないという回答が多い
- 情報提供・活動先の紹介があればボランティア活動が行いやすいという回答が多い
- 安心して暮らせる地域には、災害時や治安など地域の安全安心が重要だと考えている人が多い

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートでは85%以上の方が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も7割以上いる
- 参加や手助けができると思う活動では、見守り活動・災害や防災対策の割合が高い
- 福祉に関心がある人については、特に高齢者・子どもに関する福祉に関心が高い
- 子どもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験がある人、関心がある人が多い

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 登下校時の見守りを継続、人員不足の解消できないか
- 悩み事を相談できる場が近所にあったら良いな
- イベントとして、フリーマーケット、バザー、交換会ができたらいいな
- 地域の防災面でも向こう三軒両隣のあいさつ、コミュニケーションを復活してほしい
- 地域の歴史を知るイベント、地域の企業などを知るイベントの開催できないか
- 地域清掃を楽しみながら出来ると良い
- 具体的な呼びかけ（イベント）でボランティアの活動人員を増やす
- 地域にはいろいろな人が住んでいる。「地域人材バンク」をつくろう

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 防災訓練などへの中学生の参加を推進する
- 地域の交流につながるイベント、フリーマーケットなどを開催、または参加する。幾野地区の「ハロウィーン祭り」を校区全体に拡大する
- 「男の料理教室」男性が主役の料理教室を開催する。または応援する
- インスタグラムなどSNSを活用した広報方法をし、住民の力を借りて、人材バンク登録を広げていく
- 悩みを聞いてもらっただけで元気になる人もいる。共感できる人とのマッチングをする
- 郡津歴史さんぽ、工場社会見学会を通して交野を知ることにより郷土愛を育てる
- 住民の力を借りる。人材バンク登録を広げていく
- 企業のCSR（社会貢献）を依頼し参加していただく

◆ 私たちのアクション ◆

郡津小学校区福祉委員会の目標

みんなで支え合う、安心安全な住みよいまちづくり

郡津小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 「郡津歴史さんぽ」でのスタンプラリー企画を継続して開催し、郷土愛を育てる
- 地域の企業などと協力し、夏休みの社会（工場）見学会を継続して行う
- あいさつ運動や登下校時見守りを通じてのあいさつ（声かけ）活動を続ける
- 地域の清掃活動を継続して実施し、郷土愛あるキレイな町を維持し続ける

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 地域の交流につながるイベント、フリーマーケットなどを開催、または参加する幾野地区で「ハロウィーン祭り」をする
- ふれあい喫茶&図書室の開催時に、こどもブースを設置する
- 隣近所のちょっとした困りごとを「各種活動でアンテナを張り情報収集・共有化」し、地域で解決が難しい困りごとは専門職（社会福祉協議会等）につなぐ体制を整える同時に子育て世代には、ポラリスなどを紹介する
- 「男の料理教室」男性が主役の料理教室を開催する

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 地域にはいろいろな人材が住んでいるので、「地域人材バンク」をつくる
- 地域の企業や施設と連携したイベントを開催する
- 各イベント時に手伝う人を募集して負担がかからないように協力者を募る
- 校区福祉委員会が主体でなくても既存の団体（趣味のグループ）の広報活動を行うことで福祉の担い手確保に繋げる

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- 自主防災組織に協力して防災訓練などへの小中学生の参加を推進する
- 小中学校に魅力あるチラシを配布し、参加を促す活動をしていく
- 登下校時の見守り活動を継続して行う
- ご近所のあいさつから始まる支え合いを推進する

旭小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

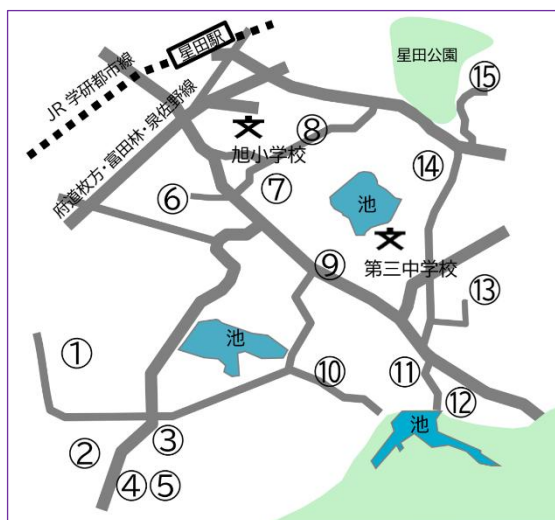
地域の特徴

私たちの地域は市の南西の端に位置し、中央を流れる傍示川には地域の手によって整備された桜並木があり、今も内外の人々の心を魅了します。地域は星田、星田山手、星田西の3つの区で構成され、星田は旧家、戸建て、マンションが混在、星田山手は戸建て住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地、星田西は住宅と生活サービス機能が融合した地域で、地区によって特徴はありますが、思いやる気持ちを持って進めてきたまちづくりが大きな地域力となっています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,670人	7,031人	-5.1%
世帯数	2,948世帯	2,913世帯	+1.2%
年少人口 (0～14歳)	726人	813人	-10.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,818人	4,135人	-7.7%
高齢者人口 (65歳～)	2,126人	2,083人	+2.1%
高齢化率	31.9%	29.6%	+2.3%

地域の拠点マップ



《拠点》

- | | |
|--------------|------------------------|
| ①星田ゴルフセンター | ⑩星田山手自治会館 |
| ②星田西4丁目集会所 | ⑪星田山手東集会所 |
| ③ふれあいプラザ | ⑫きんもくせい特別養護老人ホーム |
| ④星田西体育施設 | ⑬きんもくせいケアプランセンター |
| ⑤星田西3丁目集会所 | ⑭特別養護老人ホーム明星 軽費老人ホーム明星 |
| ⑥府営住宅集会所 | ⑮星田会館 |
| ⑦高岡幼稚園 | |
| ⑧ほしのまち保育園 | |
| ⑨ぼっかぽか7丁目保育園 | |

地域の組織

♣自治
♥福祉・教育
 ♠地域振興
♠防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♥旭小学校区福祉委員 ♥旭小学校 ♥第三中学校 ♥青少年指導員 ♥更生保護女性会会員 ♥民生委員・児童委員 ♥主任児童委員 ♥PTA ♡学童見守りボランティア ♡自主防災会 ♡自主防災会消防団星田分団
星田山手区	♣星田山手自治会 ♣星田山手東自治会 ♡星田山手ボランティア街づくり推進会 ♥ごきげんさん連絡協議会 ♥星田山手熟年会 ♥星田山手東さくらの会 ♥星田山手子ども会 ♥星田山手東子ども会
星田西区	♣コモンシティ星田自治会 ♥星田西遊友クラブ ♥コモンシティ星田連合子ども会 ♡CGS（星田西ボランティア）
星田区	♣町会 ♥星田寿会 ♡だんじり保存会

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ活動	ふれあいいきいきサロン	高齢者	星田山手自治会館（偶数月） 星田西3丁目集会所（奇数月）	毎月第1土曜日 10:00～
	子育てサロン	未就園児と保護者	星田山手東集会所（第2水曜日） 星田西3丁目集会所（第3金曜日）	毎月第2水曜日 10:00～ 第3金曜日 10:00～
	サロン街かど	世代問わず	星田山手東集会所	毎月第1・3水曜日 10:00～ 第4水曜日 13:30～
	あさひ茶話会	高齢者	旭小学校	年6回 10:00～ （奇数月第4日曜日）
	オレンジサロン	認知症当事者とその家族、介護者・一般	星田山手自治会館	偶数月第4日曜日 13:30～
世代間交流	久貝さんの料理教室	世代問わず	星田西3丁目集会所	年4回（季節毎）
	あいさつ声かけ運動	校区役員、地域住民、小中学校児童会・生徒会	通学路・旭小学校 第三中学校	年2回（春・秋） 月曜～金曜5日間
	星の子屋	小学校低学年	星田山手東集会所	第1・2・3水曜日 15:00～



▲ふれあいいきいきサロン



▲久貝さんの料理教室



▲子育てサロン

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- ボランティアの経験がある人は3割程度で、活動に関する情報提供を多くの人が望んでいる
- 学童見守り活動は地域ボランティアで実施しているが、協力者の高齢化が進んでいる
- サロンや集う場はあるが、運営する側の人手(ボランティア)が増えない
- 高齢者世帯の増加への不安が高い
- 福祉への関心が低い人の理由として、身近にそういう人がいない、情報がないとの回答が多い
- 安心して暮らせる地域には防災・安全・困ったときの相談場所が重要だと考える人が多い
- 身近に活動グループや仲間がないという割合が9校区中最も高い

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートでは85%以上の方が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も7割弱いる
- 自治会行事などの地域活動に参加意向がある人は8割以上いる
- 福祉に関心がある人が約7割おり、特に高齢者・認知症・こどもに関する福祉に関心が高い
- 暮らしやすく住み続けたいと感じ、町内会行事など地域活動に何らかの形で参加している
- こどもの登下校の見守りやあいさつ運動が充実し、安心して暮らせる地域と感じる人が多い
- 参加や手助けができると思う活動では、地域美化・世代間交流・防災対策の割合が高い
- 世代間交流への参加意識が9校区中最も高い

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- イベントごとのお手伝いやボランティアをきめ細かく募集してくれたらいいな
- こどもがいない世帯や高齢者のみの世帯も、地域の人やこどもたちと関わりが持てる場所があればいいな
- 自治会役員の任期後も、引続きボランティア活動をしてくれるといいな
- 地域を散歩中にひと休みできる場所ができたらいいな
- 小さい子から高齢者までが集まって楽しく交流できる場所ができたらいいな
- 高齢者や認知症の介護、子育ての悩みを相談できる身近な場所があればいいな
- 近所で助け合い同盟を結成した班や町レベルに広がるといいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 老人クラブの行なっている活動が地域に周知されていないので、広報を充実させる
- 自治会行事において、大学生・高校生・中学生に入ってもらい企画を一緒に考える
- 気軽に立ち寄り、お喋りができるサロンや談話室のような場所を設ける
- 広く人材を募りデータベース化して、ボランティア活動に多数の人が関わられるようにする
- 夏休みや冬休みにこどもたちが集まれる居場所をつくる
- 小さい頃からボランティア活動に参加してボランティアを身近なものとして感じてもらう
- 得意な趣味を持つ人を講師にして教室や講座を開く

◆ 私たちのアクション ◆

旭小学校区福祉委員会の目標

赤ちゃんから高齢者まで 安心して暮らせるまちづくりをめざし
みんなの手で幸せを紡ぎます

旭小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- いきいきとした暮らしを支えるため、地域に根差したサロン活動を活性化しよう（ふれあいいきいきサロン、サロン街かど、あさひ茶話会、ふらっとサロン）
- 子育て世代から高齢者までが参加できる「料理教室」を通して生活力を高め、交流を深めよう
- 認知症患者と家族や介護をする人の憩いの場である「オレンジサロン」を広げよう
- 後期高齢者の居場所づくりの輪を広げるため、包括支援センターや介護施設等との連携を深めよう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 地域の祭りやフェスティバルを通して世代間交流を行い、郷土愛を育もう
- 子育て世代の孤立を防ぎ、つながりを育む「子育てサロン」の輪を広げよう（子育てサロン、ひまわりっ子）
- 「校区だより」は、地域の広報誌として地域に寄り添い、丁寧に発行を続けよう
- 地域のつながりや交流を深めるため、自治会等と連携し、地域に潜在する未利用施設の効果的な活用を検討しよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 地域とともにある学校として開かれた学校づくりの推進に向け、世代間交流を深めよう（土曜教室、旭小まつり、昔あそび、三中校区ふれあいフェスティバル）
- 地域のこどもは地域で育てる「こどもの居場所づくり」を発展させよう（サマースクール、ウインタースクール、星の子屋）
- 地域住民が持つそれぞれの強み（地域力）を活かし、地域の活性化につなげよう
- 地域の担い手を育むために若い世代が地域で活躍できる機会を創出しよう
- 誰もが気軽に福祉活動に参加できるよう情報の周知や声掛けをしよう

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- こどもたちが安全に登下校できるよう見守り活動を次世代にもつなげよう
- 地域で交わすあいさつが安全・安心なまちづくりにつながることを認識し、今後も「あいさつ声かけ運動」強化週間の取り組みを継続しよう
- 防災を始めとして、医療や法務、健康に関する「地域セミナー」を開催し、知識を高めよう
- 福祉に関する勉強会を開催し、校区福祉委員の気づき、見守る力のレベルアップを図ろう

星田小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

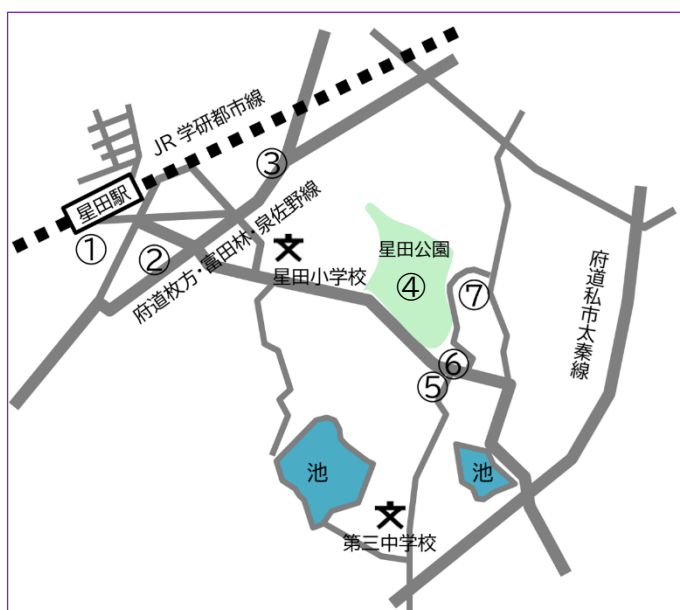
地域の特徴

私たちの地域は、市の南西端に位置し、星田駅前にはスーパー・銀行・福祉施設等、生活関連施設が充実しています。また、星田区には星田小学校区の他に旭小学校区・妙見坂小学校区・藤が尾小学校区の4つのエリアが混在しています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,102人	6,329人	-3.6%
世帯数	2,882世帯	2,823世帯	+2.1%
年少人口 (0～14歳)	722人	800人	-9.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,784人	3,856人	-1.9%
高齢者人口 (65歳～)	1,596人	1,673人	-4.6%
高齢化率	26.2%	26.4%	-0.2%

地域の拠点マップ



《拠点》

- ①星田駅前ちびっこ広場
- ②ほっこりa tホーム星田
- ③あさひ認定こども園
- ④星田公園
- ⑤特別養護老人ホーム明星
軽費老人ホーム明星
- ⑥星田こども園
- ⑦星田会館

地域の組織

自治 福祉・教育 地域振興 防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	◇星田財産区 ♥星田小学校PTA ♥第三中学校PTA ♥青少年指導員 ♥保護司 ♥更生保護女性会会員 ♥民生委員・児童委員
星田区	♣町会 ♣星田だんじり保存会 ♥星田寿会 ♡交野市消防団星田分団 ♡自主防災会

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	いきいきサロン	高齢者	星田会館	毎月第4土曜日 10:00～
	子育てサロン	未就園児と保護者	星田こども園	毎月第2木曜日 10:00～
	喫茶サロン	世代問わず	星田会館	毎月第2土曜日 12:30～
	囲碁サロン	世代問わず	星田会館	毎月第2・4水曜日 10:00～
	元気アップ教室	世代問わず	星田会館	毎週金曜日 13:30～
個別援助	星降る里 絆ステーション	高齢者	依頼者宅	随時
世代間交流	星田小学校昔遊び	小学1年生	星田小学校	年1回
	星田小学校七夕飾り	小学1年生	星田小学校	年1回
	スタンプラリー	世代問わず	星田地域	年1回
	星田区サマーフェスティバル	世代問わず	星田地域	年1回
	三中校区ふれあいフェスティバル	世代問わず	交野三中	年1回
	グラウンドゴルフ	世代問わず	星田公園	毎週土曜日



▲元気アップ教室



▲喫茶サロン



▲子育てサロン

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 自治会の加入率が低く、加入したことがない、近所との付き合いがほとんどないと答えた人の割合が他校区に比べて高い
- 福祉への関心が低いのは、情報が少ない、自分が何をすればいいかわからない、という回答が多い
- 災害時や治安など地域の安全・安心に関して重要だと考えている人が多い
- 地域の人材活用や世代間交流等、多分野・多世代のつながりに関することへの満足が低い
- 福祉に関心があるが、何をすればいいかわからないという人が多い

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートでの約97%以上の人々が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も9割いる
- 町内会行事などの地域活動に参加意向がある人は8割以上いる
- 参加や手助けができると思う活動では、見守り活動・災害や防災対策の割合が高い
- 福祉に関心がある人については、特に高齢者・子ども・認知症に関する福祉に関心が高い
- こどもの登下校の見守り等、安心して暮らせる地域に関する項目への満足が高い、また子どもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験がある人、関心がある人が多い
- 地域の行事やまちの清掃活動といった地域での交流に関する満足度が比較的高い

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 絆ステーション、ゴミ屋敷の片づけなど、元気アップ体操、サロンを継続
- いきいきサロンを通じて子ども達と高齢者との交流ができたらいいな
- 星田にかかる4校区（旭・星田・妙見坂・藤が尾）の横のつながりを大切にする
- 福祉施設での介護知識を生かし、防災時にできることなどの講座を開き、講演できたらいいな
- 学生が4年間、交野市で在住している間に地域ボランティアとして活躍できる場や関わりができたらいいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 豆まき・祭りなど行事への参加のきっかけ作りをし、会館をたくさん利用できるようにする。また若い世代の参加が増えるといいな
- 認知症の当事者の話を聞く機会をつくって地域住民の理解を深める
- 子どもや年輩者と一緒に遊べるようなトランプ・モルック・ポッチャ・輪なげをする
- 忙しい年代の人たちが興味を引くイベント開催
- 歴史のある場所をめぐるスタンプラリーを継続する
- 中学生・高校生に協力をしてもらう
- コミュニティスクールと地域との連動をさせる（地域の人と交わることができたらいいな）

◆ 私たちのアクション ◆

星田小学校区福祉委員会の目標

星田を知り、すべての世代が星田で暮らしてよかった
と思える地域にしていこう

星田小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 「星降る里 絆ステーション」の活動を広め、暮らしに不安を抱えている人の発見、見守りにつなげよう
- 地域住民がフレイルを予防しココロもカラダも健康に暮らし続けられるように、サロンや元気アップ体操を継続しよう
- 星田寿会や軽費老人ホーム明星の福寿会と連携し、高齢者の生きがいづくりを考えよう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- コミュニティスクールと地域が連動することにより、地域住民も学校行事に参加して世代間交流を増やそう
- 福祉施設や学校と連携し、見守り・あいさつ声かけ運動を継続しよう
- 星田行政区をはじめとした各団体との連携により、友愛訪問やスタンプラリー等の活動を継続しよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 小学生・中学生・高校生に地域の活動に参加する機会を増やそう
- こどもたちが主役になれる行事を企画し、こどもたちの自己有用感と郷土愛を育もう
- 広報活動を充実し、より多くの方に校区福祉委員会の活動を知ってもらおう

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- サロンの参加者名簿を定期的に更新し、参加者の見守り・安否確認を続けよう
- 星田地域子育て支援センターや子育て支援団体などと連携し、こどもや保護者にとって安心できる地域づくりを考えよう
- 星田行政区、民生委員・児童委員、青少年指導員、星田寿会と連携し、「おりひめ支え愛プロジェクト」を推進しよう
- 防災を想定し、福祉施設や学校とも連携を深め、地域のつながりを強めよう

妙見坂小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

地域の特徴

私たちの地域は、市の南部に位置し、川や緑に恵まれた自然環境が整っている地域です。山手にあり一戸建てが多く高齢者も多く、住民の世代交代が進んでいます。今までは同じ企業の出身者など退職後も地域のつながり意識は共有できました。今後は自主的な参加者により、地域の福祉活動と一体的な新しい地域運営方法をめざしていきます。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,444人	6,574人	-2%
世帯数	2,654世帯	2,640世帯	+0.5%
年少人口 (0～14歳)	890人	881人	+1%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,552人	3,609人	-1.6%
高齢者人口 (65歳～)	2,002人	2,084人	-3.9%
高齢化率	31.1%	31.7%	-0.6%

地域の拠点マップ



《拠点》

- ① きんもくせい
特別養護老人ホーム
- ② ケアハウスきんもくせい
- ③ 南星台南の星公園
- ④ 南星台集会所
- ⑤ 妙見坂中央公園
- ⑥ 妙見坂自治会館
- ⑦ 妙見東自治会館
- ⑧ 妙見東中央公園
- ⑨ 妙見東自治センター

地域の組織

♣自治 ♡福祉・教育 ◇地域振興
 ♣防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♡妙見坂小学校区福祉委員会 ♡妙見坂小学校 ♡第三中学校 ♡青少年指導員 ♡民生委員・児童委員 ♡保護司 ♡更生保護女性会会員 ♡きんもくせい
妙見坂地区	♣妙見坂連合自治会（5自治会） ♣地区防災会 ♣地区防犯協議会 ◇まちづくり委員会 ♡ふれあい会 ♡かがやきクラブ ♡連合子ども会
妙見東地区	♣妙見東自治会 ♣地区自主防災会 ◇まちづくり委員会 ♡やわらぎ会 ♡妙見東応援団
南星台地区	♣南星台自治会 ♣地区自主防災会 ◇まちづくり委員会 ♡子ども会 ♡星寿会
星田地区	♣星田区12町会（自治会） ♡星田小学校区福祉委員会

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	いきいきサロン	高齢者	妙見坂自治会館	毎月第2土曜日 10:00～
			妙見東自治センター	奇数月第2金曜日 10:00～
			南星台区集会所	毎月第2木曜日 10:00～
	元気アップ体操	高齢者	妙見坂自治会館	毎週火曜日 10:00～
	歌声サロン	高齢者	妙見坂自治会館	毎月第3金曜日 10:00～
	映画鑑賞	高齢者	妙見東自治センター	随時
	園芸講座	高齢者	妙見東自治センター	随時
	スマホ教室	高齢者	南星台区集会所	毎月第3木曜日 10:30～
	子育てサロン	未就園児と保護者	妙見坂自治会館	毎週水曜日 10:00～
共生サロン	世代問わず	各地区自治会	年間 交流行事	
世代間交流	妙小校昔遊び	小学生	妙見坂小学校	年1回
	農園野菜作り	世代問わず	妙見坂小学校	通年
	あいさつ運動	世代問わず	小学校・地区内	通年



▲子育てサロン



▲歌声サロン



▲あいさつ運動

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 地域活動の担い手不足や、空き家の増加に不安を感じている
- 安心して暮らせる地域には災害や治安、高齢者への支援が重要だ
- 公共交通やインフラ整備など住みよい環境に関する満足度が低い
- 忙しくて時間が取れない、健康に自信がないことが地域活動への参加の支障となる
- 情報提供・活動費の補助があればボランティア活動しやすい
- 友人・知人、隣近所など、周囲の人に相談したり手助けを求める人が減っている
- ボランティア活動の経験者は3割程度で、活動に関する情報提供を望んでいる

地域の強み ～市民アンケートより～

- 8割弱の人が地区を暮らしやすいと感じ、住み続けるという人も7割程度いる
- 自治会へ加入している人の割合が高く、近所づきあいや地域活動への意識が高い
- 参加や手助けができる活動は、地域美化活動・防災防犯・日常生活支援の割合が高い
- 隣近所の交流やあいさつなどの声掛けなど、地域のつながりに関する意識が高い
- 地域への参加意識や高齢者・認知症に関する福祉への関心度が高い
- こどもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験、関心がある人が多い
- 地域の行事や清掃活動といった地域での交流に関する満足度が比較的高い

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 見守り情報共有、空き家情報共有で見守りを強化する
- 地域のつながりを強め、困っている人を支える
- 地域のつながりを強めて安全・安心・快適な暮らしの基盤をつくる
- 地縁・郷土愛を大切に地域で育ち地域を愛する意識を育む
- こどもの遊び場確保、学校のグラウンド開放などで自由に遊べる
- 参加しやすい地域活動、負担を減らした自治会活動のあり方
- 地域に住む人・働く人の強みを活かす

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 地域のつながりづくりの場づくりと見守り活動を実践する
- 地域のつながりを強化して、困りごとを抱える人を支える
- 地域の福祉活動と一体化して安全・安心・快適な地域をつくる
- 地縁・郷土愛を大切に、地域を愛する風土づくりの機会を設ける
- こどもの遊び場確保のため、学校のグラウンド開放などを実現する
- 参加しやすい地域活動、負担を減らした活動により参加者を増やす
- 地域に住む人・働く人の強みを活かすための交流会を実施する

◆ 私たちのアクション ◆

妙見坂小学校区福祉委員会の目標

みんなの福祉にみんなで向き合い「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できる地域にしよう！

「あいさつ運動」でつながりを深め、地域福祉、地域安全活動を実践しよう！

妙見坂小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 個人を大切にしてその人らしく安全・安心・快適に暮らせる地域づくりをめざす
- コミュニティ活動へ参加しやすくして、「つながりや居場所づくり」で生活を充実させる
- 「ゆるやかなつながり」、近所の挨拶だけでも地域とつながる機会をつくる
- 支援の必要な人が気軽に相談できる場を設け、相談窓口と情報連携を円滑にする

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 多世代交流イベントとして、地域の祭りなど共生サロンの企画を充実させる
- あいさつと声かけ運動で、あたりまえのことをみんなで実践する
- 情報共有ツール（LINEグループなど）を活用し情報共有と問題解決に生かす
- 野菜作りなど各世代みんなが活躍できる場で、得意分野・スキルを生かし交流する

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- ボランティア活動への参加ハードルを下げる、担い手の負担を軽減する
- 多様な担い手と出会う場をつくり、地域全体で支え合い「お互いさま」の意識をもつ
- 地域内外の他団体との協働によりそれぞれの強みを活かし、協力者の輪をひろげる
- 校区福祉事業活動費について、利用しやすい予算の仕組みをつくる

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- 防災・防犯・交通安全などで参加しやすい活動を地域福祉一体で推進する
- こどもの安全見守りの強化、遊び場確保、学校グラウンドの有効利用を実現する
- 高齢者の安全の支援体制を充実させる
- 災害時に実効性のある要援護者支援体制をつくる

岩船小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

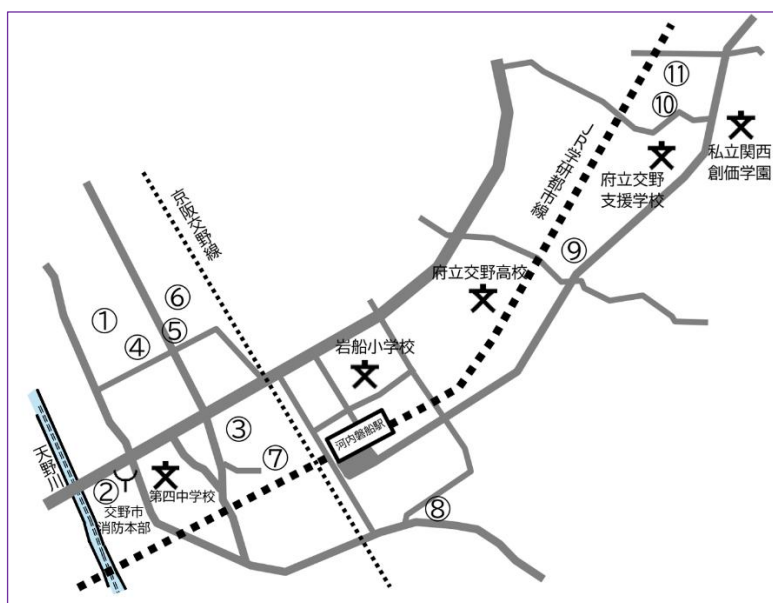
地域の特徴

私たちの地域は、市の東部に位置し、旧家と戸建て住宅からなる森地区・寺地区、昭和45年頃に開発された住宅からなる天野が原町地区、4世帯からなる傍示地区で構成されています。地域活動は、森、寺、天野が原町の3地区において独自性を活かして実施しながら、各地区の連携を図り、校区としてまとめて、活動を展開しています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,734人	6,657人	+1.2%
世帯数	3,069世帯	2,914世帯	+5.3%
年少人口 (0～14歳)	800人	829人	-3.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,892人	3,759人	+3.5%
高齢者人口 (65歳～)	2,042人	2,069人	-1.3%
高齢化率	30.3%	31.1%	-0.8%

地域の拠点マップ



《拠点》
①さくら丘自治会館
②天野が原集会所
③社会福祉法人心生会
④西公園
⑤天野が原自治会館
⑥北公園
⑦保健福祉総合センター (ゆうゆうセンター)
⑧森区民ホール
⑨寺会館
⑩交野自立センター
⑪ワークハウスやわらぎ

地域の組織

♣自治 ♡福祉・教育 ◇地域振興
 ♣防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♡岩船小学校 ♡第四中学校 ♡交野支援学校 ♡岩船小学校PTA ♡青少年指導員 ♡保護司 ♡更生保護女性会会員 ♡民生委員・児童委員 ♡主任児童委員 ♡かたの福祉会 ♡心生会
天野が原町地区	♣連合自治会 ♣自主防災会 ◇まちづくり・委員会 ♡星友クラブ ♡子ども会 ♡第一文庫 ◇青少年育成部会
寺区	♣区会 ♣自主防災会 ♡寺みどり会 ♡子ども会 ◇世代間交流の会 ◇さともりの会
森区	♣組長会 ♣自主防災会 ◇森山地保全 ♡森友クラブ ♡子ども会 ♡森なかよし文庫

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	ふれあいサロン	高齢者 (おおむね65歳以上)	さくら丘自治会館	毎月第2水曜日 13:30～
			寺会館	毎月第2金曜日 13:30～
			森区民ホール	毎月第2月曜日 13:30～
	子育てサロン	未就園児と保護者、妊婦	森区民ホール	毎月第1月曜日 10:00～
	パソコン教室	地域住民	さくら丘自治会館	毎月第1・2・4火曜日 14:00～
	みんなで歌おう会	地域住民	森区民ホール	毎月第1木曜日 14:00～
	栗拾い・芋ほり	地域住民	校区内の畑	秋頃
個別援助	あいさつ声かけ運動	岩船小学校児童	校区内	随時
世代間交流	稲作 (田植え・稲刈り・炊飯)	岩船小学校5年生	校区内の田んぼ	各年1回
	オセロ大会	岩船小学校児童	岩船小学校	年1回
	グラウンドゴルフ	岩船小学校4年生	岩船小学校	年1回
	昔くらし体験	岩船小学校3年生	岩船小学校	年1回
	栗拾い体験	岩船小学校2年生	校区内の畑	秋頃
	昔あそび体験	岩船小学校1年生	岩船小学校	年1回
		交野支援学校児童	交野支援学校	年1回
岩小わいわいフェスタ	岩船小学校児童と地域住民	岩船小学校	年1回	



▲ふれあいサロン



▲子育てサロン



▲みんなで歌おう会

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- ボランティア活動をしたことがある人は3割程度で、情報提供・活動先の紹介があればボランティア活動が行いやすいという人が多い
- 地域活動の担い手や、住民同士の触れ合いが少なくなっていることに不安を感じている人が多い
- 安心して暮らせる地域には、災害時や治安など地域の安全・安心が重要だと考えている人が多い
- 忙しくて時間が取れないこと、健康に自信がないことが地域活動への参加の支障となっている

地域の強み ～市民アンケートより～

- 多くの人が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人が多数いる
- 町内会や自治会へ加入している人の割合が高く、近所づきあいや地域活動への意識が高い
- 福祉に関心がある人の割合が高く、特に高齢者・認知症・病気療養中の人に関する福祉への関心が高い
- こどもの登下校の見守り等、安心して暮らせる地域に関する項目への満足度が高い
- 近所づきあい・助け合いの意識が強い
- 成年後見制度や再犯防止に関する制度等の認知度が上がっており、啓発活動の効果が見られる

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- デジタル化に伴い、シニア世代に使い方教えてほしい。
- つながりを深める、コミュニケーションの場（それを維持するスタッフ確保）
- 交野高校や関西創価高等学校とも一緒に活動をするなどお互いを知りつながり深めよう
- 岩小校区ならではのイベント（栗林を活用したイベント、収穫物を活用）
- 独居高齢が多いので、要望の集約する場（窓口）をつくりボランティアの方と一緒に助け合う
- 傍示の里（山）の活用ができるといいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 社会福祉施設と協働することでお互いを知ることからはじめよう
- 夏休みなどの長期休暇に、ゆうゆうセンターなどを活用して、子どもたちが自分で自分の食事をつくるなどの機会をもてるといいな（社会福祉施設の栄養士の話聞きながら）
- 世代交代するためのバトンタッチの機会、方法、システムの構築
- 地域の資源はあるが、人の資源の情報が少ない。技術を持っている人の掘り起こし
- 田畑が多い地域で育てた野菜を使っての交流
- 若い人向けのイベントを実施し、参加やボランティア活動のきっかけをつくる

◆ 私たちのアクション ◆

岩船小学校区福祉委員会の目標

誰もがつながりを実感できる豊かな地域にしよう

岩船小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 高齢者を含めて交流できる場をつくり、見守りあえる関係づくりにつなげよう
- こどもの安心・安全な居場所作り、相談や見守りのできる場を増やそう
(長期休暇時の世代を超えたふれあいの場)
- 各サロンに参加することにより趣味・興味を増やすことで、仲間づくりや健康増進につなげよう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 休耕田・畑を活用して多世代での交流の輪をひろげよう(栗拾い、さつまいも掘り、稲作)
- 地域であいさつ・声掛け運動の仲間を増やし、見守りの輪を広げよう
- 地域の良さを実感できるようなイベント(栗拾いやさつま芋ほり、稲作など地域の特性を活かす)を継続し、郷土愛を育もう
- 地域の福祉事業所などとの交流を通して、お互いを理解し、協力し合える関係づくりをしよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 広報委員会の活動を拡大し、積極的に校区福祉委員会活動をPRしよう
- 避難所運営ゲーム(HUG)などの研修により、災害時に若手が中心の運用ができるようにしていこう
- 地区の祭・行事などに参加することで、地域の状況や状態を把握するようになる
- 近隣の校区福祉委員会と協力し合いながら、イベントなどの集いの場の継続や担い手不足の解消につなげていこう。(ヨコのつながり)

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- サロンの参加者名簿を定期的に更新し、見守り・安否確認を続けよう
- 地区と連携し、「おりひめ支え愛プロジェクト」の登録、更新の支援をしよう
- 中学生・高校生を対象に、防災・防犯意識を高める取り組みをしよう
- あいさつ・声掛け運動を継続し、地域のつながりを深めよう

私市小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

地域の特徴

私たちの地域は、市の南東部に位置し、自然に恵まれ、また、神社・寺院・文化財等が多くある歴史のある地域です。地域は、大きくは旧地域である私市地区と新興住宅地である私市山手地区に分かれており、独自の活動を展開しています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,938人	7,076人	-2%
世帯数	3,027世帯	2,936世帯	+3%
年少人口 (0～14歳)	887人	997人	-11%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,202人	4,219人	-0.4%
高齢者人口 (65歳～)	1,849人	1,860人	-0.6%
高齢化率	26.7%	26.3%	+0.4%

地域の拠点マップ



《拠点》

- ①井手之内会館
- ②私市会館
- ③青葉台自治会館
- ④私市山手自治会館
- ⑤私市山手集会所

地域の組織

♣自治 ◇地域振興
♥福祉・教育 ♠防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♥私市小学校 ♥第四中学校 ♥私市小学校PTA ♥子ども会 ♥私市小学校区地区委員会 ♥青少年指導員 ♥保護司 ♥民生委員・児童委員 ♥主任児童委員 ♥ボランティア
私市区	♣私市財産区 ♠私市消防団 ◇文化財保護委員会 ◇健康維持増進プロジェクト
私市山手地区	♣私市山手自治会 ◇私市山手地区まちづくり委員会 ♠私市山手地区自主防災会 ♣青葉台自治会 ♥私市山手老人クラブ(さわやかクラブ) ♥青葉台老人会(楽友会)

校区福祉委員会の活動内容

※祝祭日に重なった場合は、休み

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	子育てサロン	未就園児と保護者	井手之内会館	毎月第1金曜日 10:30～ (4・5月は第2金曜日、1・8月は休み)
	いきいきサロン	地域の高齢者	私市会館	毎月第3金曜日 13:30～ (8月・12月は休み)
	まごころサロン	地域の高齢者	私市山手自治会館	毎月第4火曜日 10:00～ (8月・12月は休み)
	男のきさいちサロン	地域の高齢者	井手之内会館	毎月第2・4火曜日 13:30～ (8月は休み)
	元気アップ体操	地域の高齢者	私市会館	毎週水曜日 13:30～ (第5は休み)
	すずめの杜	地域の高齢者	私市会館	毎月第4金曜日 13:30～ (8月は休み)
個別援助	お手伝いクラブ	一人暮らし高齢者	依頼者宅	随時
	あいさつ運動	地域住民	私市駅・河内森駅・私市小学校	年2回(春・秋)
世代間交流	昔遊び	私市小学校1年生と地域の高齢者	私市小学校	年1回
	昔語り	私市小学校3年生と地域の高齢者	私市小学校	年1回
	フレンド私市	小学生と地域住民	井手之内会館	夏休み中(週1回)



▲子育てサロン(七夕)



▲フレンド私市(遊び)



▲元気アップ体操

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 地域活動の担い手や、住民同士の触れ合いが少なくなっていることに不安を感じている人が多い
- 福祉への関心が低いのは、福祉活動などをしたことがない、自分が何をすればいいかわからない、という回答が多い
- 災害時や治安、困ったときの情報提供など地域の安全・安心に関して重要だと考えている人が多い
- ふくしに関心はあるが、何をすればいいかわからないという人が多い

地域の強み ～市民アンケートより～

- 9割以上の方が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も7割以上いる
- 参加や手助けができると思う活動では、地域美化活動、災害や防災対策・高齢者支援の割合が高い
- 隣近所の交流やあいさつ、声掛けなど、地域のつながりに関する項目への満足度が高い
- こどもに関するボランティア活動・助け合い活動の経験がある人、関心がある人が多い
- 成年後見制度や再犯防止に関する制度などの認知度が上がっている

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 散歩をしているときにこどもに声を掛けてくれるまち
- こどもから声を掛けてくれたらうれしい
- 趣味のつながりの中で話をしあえると良い
- 私市山手地区のウォークラリーを続けてくれたらいいな
- 他市より転居されてきた人の参加を進める
- サロン等で屋外での活動ができたらいいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 校区福祉委員会活動の一覧を口コミで広げていく
- 見守りのできている地域なので、日々のあいさつをしたり声掛けを継続していく
- 校区福祉委員会の活動を知ってもらうために、委員が自発的にPRする
- こどもたちに地域の夏祭り・秋祭りへの参加を促し、地域を知ってもらう
- 世代間交流を通して地域の活性化につなげる
- 大人の遠足（近場でよいので交流できる場所）

私たちのアクション

私市小学校区福祉委員会の目標

ともに生きる時代を大切にして
見守り合う楽しい地域にしよう

私市小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 地域の方が自由に交流できる場所をつくろう
- ラジオ体操、元気アップ体操などを継続し、見守りの輪を広げながら、健康寿命を延ばそう
- 寿命100年、自分の人生を楽しいものにするために行動しよう
- 子育てサロンでは、参加される保護者同士の「おしゃべりタイム」をつくり、ひと時の安らぎを感じてもらおう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- 高齢者のちょっとした困りごとに対応する「お手伝いクラブ」の活動を継続し、活用してもらおう
- 学校などで地域の方と交流できる機会をつくろう
- 幼少期からボランティアや福祉体験をする機会をつくろう
- 近隣の校区福祉委員会との交流活動や、お互いに参加しやすい仕組みをつくろう。

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- SNSなどを活用し、幅広い世代に校区福祉委員会の活動を知ってもらおう
- 小学生や中学生に校区福祉委員会活動に参加してもらおう機会をつくろう
- 夏休みのこどもの居場所「フレンド私市」を継続し、世代を超えた交流を行うとともに新たな担い手の確保に向けた取り組みを考えよう
- 近隣の校区福祉委員会と協力し合いながら、集いの場の拡大や担い手不足の解消につなげていこう（ヨコのつながり）

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- さまざまな災害を想定し、サロン活動時などに定期的に避難訓練をしよう
- サロンなどで出前講座を開催し、防災・防犯意識を高める機会をつくろう
- 校区福祉委員会で区などの訓練に参加協力しよう
- 「向こう3軒両隣」で支え合い、災害時や日ごろの困りごとを助け合おう

藤が尾小学校区福祉委員会アクションプラン

私たちの地域の基礎データ

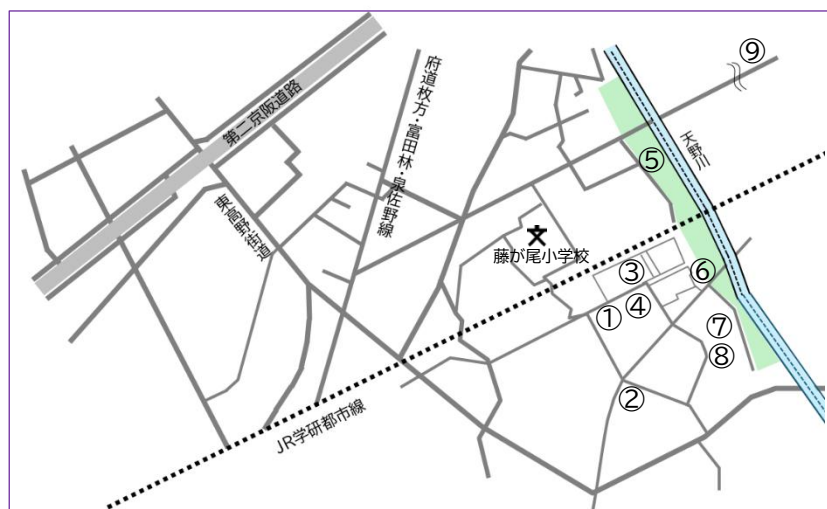
地域の特徴

私たちの地域は、市の中央部に位置し、近年では、宅地開発がすすみ、新しい戸建も増加傾向にあります。自治会よりも組織、地縁、意識ともに「テラス」「公社」「団地」の属性が中心で、福祉関係施設が多いのが特徴であり、日頃から連携を図っています。

地域の概要

	令和7年(9月末)	令和3年(8月末)	増減率
人口	6,338人	5,172人	+22.5%
世帯数	2,903世帯	2,263世帯	+28.3%
年少人口 (0～14歳)	879人	685人	+28.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,838人	3,024人	+26.9%
高齢者人口 (65歳～)	1,621人	1,463人	+11.0%
高齢化率	25.6%	28.3%	-2.7%

地域の拠点マップ



《拠点》
①藤が尾ふれあい会館
②ふじが丘保育園
③府営団地集会所
④藤が尾会館
⑤天野川緑地
⑥府営団地第二集会所
⑦特別養護老人ホーム 天の川明星
⑧公社集会所
⑨地域活動支援センターみのり

地域の組織

♣自治 ◇地域振興
♥福祉・教育 ♡防犯・防災

地域	組織・団体名
広域	♥藤が尾小学校 ♥第四中学校 ♥藤が尾小学校PTA ♥第四中学校PTA ◇青少年指導員 ♥保護司 ♥更生保護女性会会員 ♥民生委員・児童委員 ♥医療法人 ♥ボランティア
藤が尾区	♣藤が尾自治会 ◇まちづくり委員会 ♥老人会（あけぼの会） ♥こども会 ♣自主防災会
星田区	♣自治会 ♡消防団

校区福祉委員会の活動内容

	名称	対象者	場所	日時
グループ援助	ふれあいサロン	高齢者	藤が尾会館	毎月第1金曜日 10:00～
	子育てサロン	未就園児と保護者	ふれあい会館	毎月第1火曜日 10:00～
	ピンポンサロン	地域住民	藤が尾会館	毎月第1・3木曜日 13:30～
	喫茶「陽だまり」	地域住民	藤が尾会館	毎月第3木曜日 13:30～
	一人暮らし高齢者懇談会	高齢者	藤が尾会館	年1～2回
個別援助	なごみの部屋	地域住民	藤が尾会館	毎月第1木曜日 13:30～
	友愛訪問	地域住民	対象者宅	適宜
	あいさつ・声掛け運動	地域住民	校区内	月～金曜日
世代間交流	夏の居場所「寺小屋」	地域住民	藤が尾会館	夏休みの木曜日
	サマーフェスティバル	地域住民		夏 年2日
	もちつき交流会	藤が尾小学校2年生と地域住民	藤が尾会館・ふれあい館	年末 1回
	しめ縄づくり	地域住民	藤が尾会館	年末 1回
	グラウンドゴルフ	藤が尾小学校3年生と地域住民	藤が尾小学校	年1回
	防災訓練	地域住民	藤が尾小学校	2年ごと
	昔遊び	藤が尾小学校1年生と地域住民	藤が尾小学校	年1回



▲夏の子ども居場所 寺小屋



▲いきいきサロン(三味線)



▲ピンポンサロン

◆ 私たちの地域の声 ◆

地域の現状 ～市民アンケートより～

- 情報提供・活動先の紹介があればボランティア活動が行いやすいという回答が多い
- 安心して暮らせる地域には、災害時や治安、困ったときの情報提供など地域の安全・安心が重要だと考えている人が多い
- 友人・知人、隣近所など、周囲の人に相談したり手助けを求めている人の割合が減っている
- ボランティア活動をしたことがある人は3割程度で、活動に関する情報提供を多くの人が望んでいる

地域の強み ～市民アンケートより～

- アンケートでは約74%の人が居住地区を暮らしやすいと感じており、住み続ける予定という人も7割以上いる
- 町内会行事などの地域活動に参加意向がある人は8割以上いる
- こどもの登下校の見守り等、安心して暮らせる地域に関する項目への満足度が高い
- 障害福祉に関心があると回答した人の割合が他校区よりも高い
- 地域の行事やまちの清掃活動といった地域での交流に関する満足度が比較的高い
- 福祉に関心がない人でも、居住地域での地域美化活動や災害・防災対策には参加できると答えている人が一定数いる

できたらいいな ～地域アンケート&地域懇談会より～

- 知らんぷりをされても、声かけ・あいさつを続ける「おせっかい屋」になろう
- AEDの設置場所や使用方法について、定期的に講習会があるといいな
- 不審者の訪問などについて、相談できる場所がほしい
- 顔を見て会話ができるベンチがあったら良いのになあ
- 施設の見学などの交流会を通じて、福祉に興味を持ちいづれ働く機会のひとつになればと思う
- 地域の要請があれば、手伝い、協力できる人材の体制ができるといいな

できそうなこと ～地域アンケート&地域懇談会より～

- ピンポンサロンのPRを小中学生向けに行う
- 月1回、町内の掃除後に連絡会を実施しているので、その際に近所で気になっている人などの情報共有を行ってはどうか
- 各地区の当番が月1回定例会に参加するので、その場で各地区からの情報を集約して、民生委員や福祉部、地域包括支援センターなどにつなげられるのでは
- 朝の声掛けに、中学生も参加してもらおう

◆ 私たちのアクション ◆

藤が尾小学校区福祉委員会の目標

地域のつながりを深め、障がい者や高齢者、
誰もがいきいきと暮らせるまちづくりをめざします

藤が尾小学校区福祉委員会の重点取り組み

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 地域の行事に積極的に誘いをかけ、閉じこもりを減らそう
- 『今日いくところがある!!』作りを心がけ外出の機会を増やそう
- 誰でも気軽に入りやすいサロンを準備して、参加者の健康・安否・見守りにつなげよう
- ピンポンサロン、ラジオ体操などを通じて、多様な人との交流や健康維持に努めよう
- 看護師によるよろず相談「なごみの部屋」を継続し、気軽に相談できる場所にしよう

基本目標2 地域のつながりをつくる

- お隣さん『元気デッカ!』から始まる声かけを全域にひろめよう
- サロン活動の周知と誰もが参加しやすい場所にしよう
- 地域の定期清掃の後に、ミーティングを実施し、情報交換を続けよう
- 地域にある福祉事業所などとの交流を通して、お互いの理解を深めていこう
- 近隣の校区福祉委員会とのヨコのつながりを活かし、地域の活性化と担い手不足の予防に努めよう

基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

- 自治会の広報誌などで積極的に活動内容を発信しよう
- 団塊の世代へ社会参加を促そう
- 校区だよりを活用して星田北地区でお手伝い可能な人に呼びかけよう
- もちつき大会、しめ縄づくりなどの伝統行事を守り、地域の良さを実感できるような取り組みを継続することで、担い手となる人材を発掘していこう

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- 高齢者の見守りを通して孤立しないようにサポートしよう
- こどもの登下校見守り・防災訓練など安心して暮らせる地域にしよう
- 地域の防犯設備を確認するなど、防犯意識を高め、安心・安全のまちづくりをしよう
- 区と協力しながら防災訓練を実施し、災害時に近所で助け合って避難できるように備えよう

【資料編】

I 統計データ等からみる交野市の現状	130
1 統計データ	130
2 地域における福祉の主な担い手	139
3 市民の意識と実態(市民アンケート調査より)	146
4 関係団体等の状況(アンケート調査及びワークショップ)	162
5 地域懇談会からみる交野市	166
II 第4期計画の進捗評価	168
III 計画策定経過	176
IV 交野市地域福祉推進審議会条例及び審議会委員名簿	178
1 交野市地域福祉推進審議会条例	178
2 交野市地域福祉推進審議会委員名簿	180
V 用語解説	181

I 統計データ等からみる交野市の現状

1 統計データ

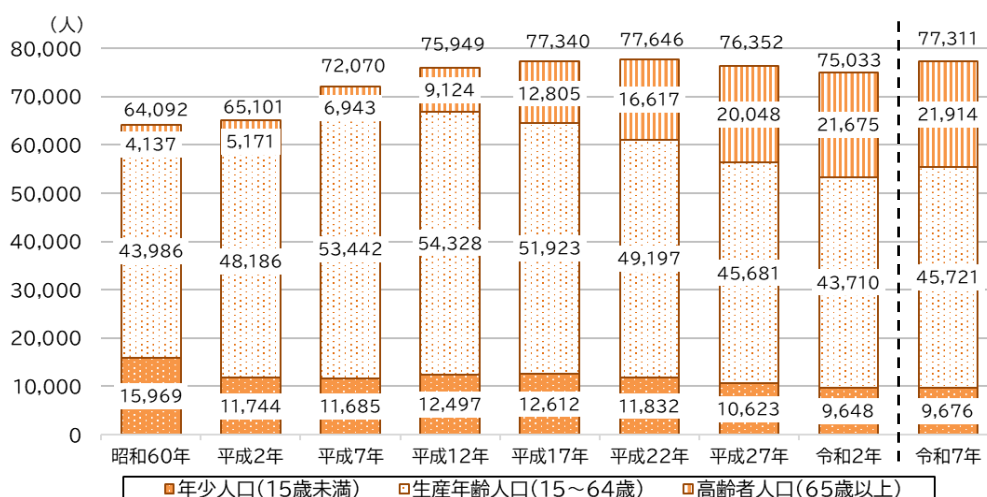
(1)人口・世帯数の状況

① 人口の推移

人口は、近年はやや減少傾向にありましたが、令和7年9月末時点では77,311人となっています。年齢3区分別に見ても、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)ともに増加しています。

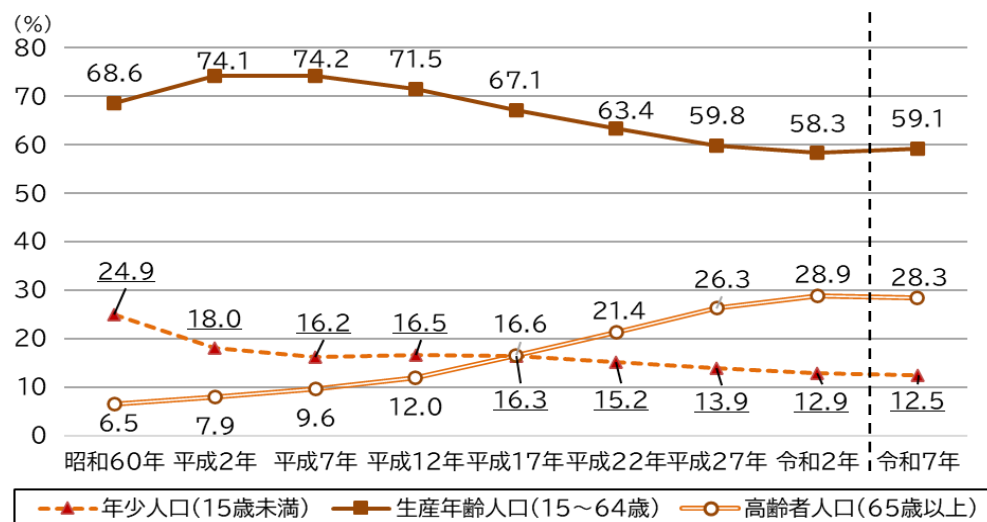
また、総人口に占める割合で見ると、高齢者人口(65歳以上)割合は、令和7年9月末時点で28.3%と、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。

年齢3区分別人口の推移



- ※ 「年齢不詳」の方がいるため、3区分別人口の合計と総人口数は一致しない。
- ※ 以降のグラフにおいて、構成比を示す場合はすべて小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%とならないことがある。

年齢3区分別人口割合の推移

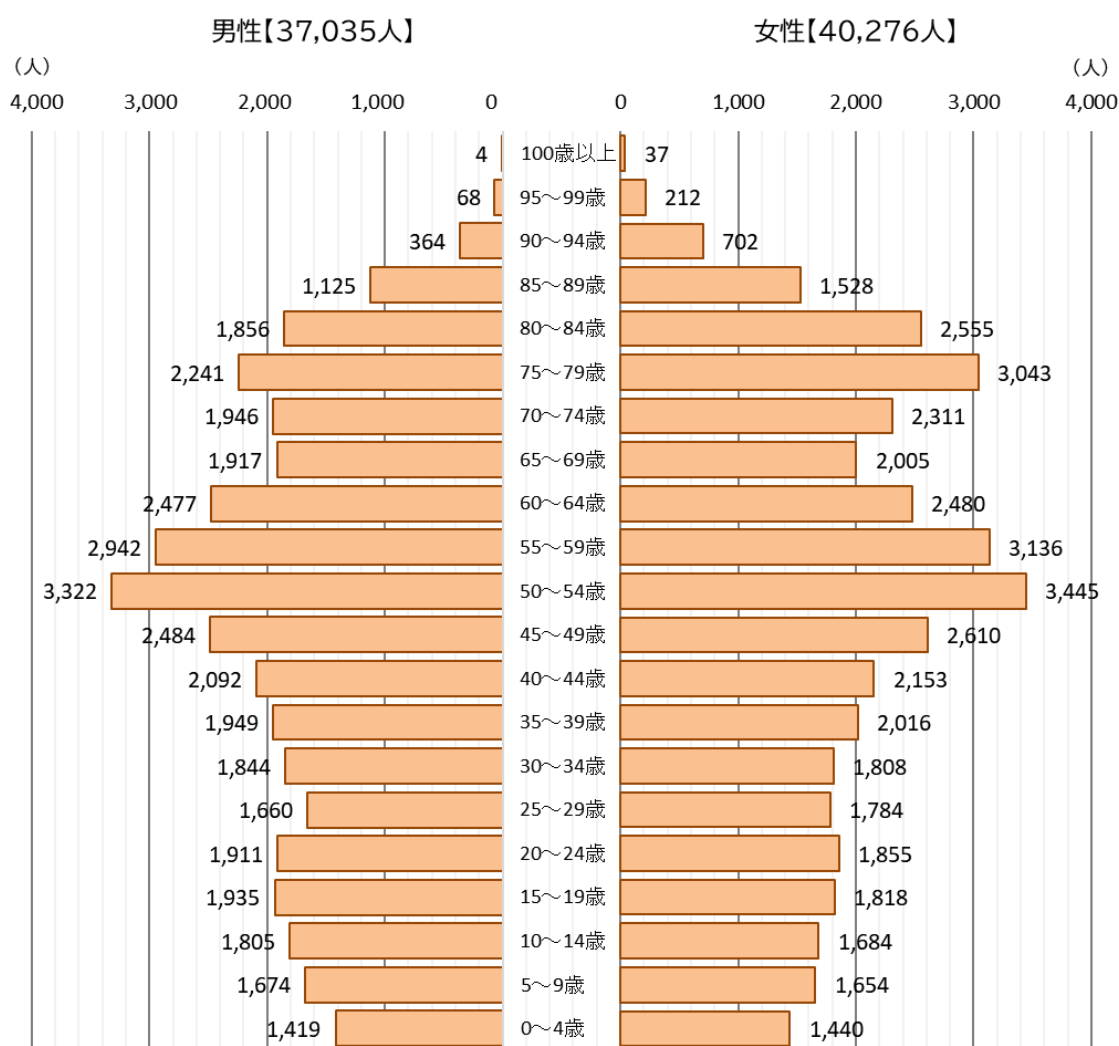


【資料】昭和60年～令和2年：国勢調査(各年10月1日現在)、令和7年：住民基本台帳人口(9月末現在)

② 人口ピラミッド

令和7年9月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる「団塊の世代」(第1次ベビーブーム世代:昭和22～24年生まれ)にあたる75～79歳と「団塊ジュニア世代」(第2次ベビーブーム世代:昭和46～49年生まれ)にあたる50～54歳の年齢層が多くなっています。「団塊ジュニア世代」も今後10～20年の間に現役世代から高齢期へと移行し、地域の中核的な担い手でありながら、自身の介護や健康に関する課題を抱える時期を迎えることとなります。こうした世代構成の変化は、地域の支え合いのあり方や、福祉サービスの提供体制にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

人口ピラミッド(令和7年9月末現在)



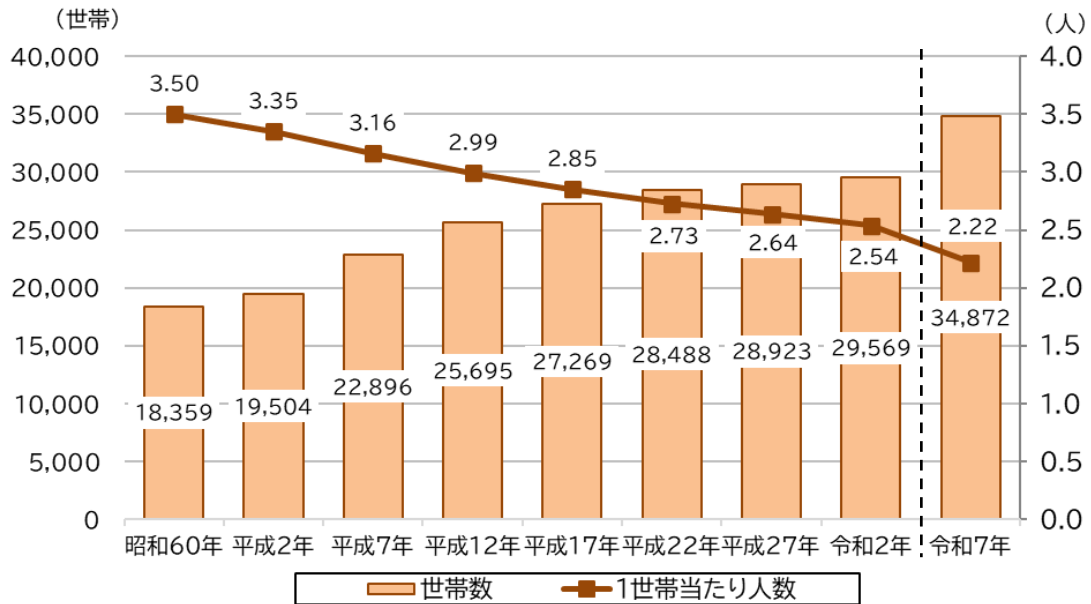
【資料】住民基本台帳人口(令和7年9月末現在)

資料編

③ 世帯数の推移

世帯数は、令和7年9月末時点で34,872世帯となっており、昭和60年以降、増加傾向となっています。一方で、世帯の少人数化が進んでおり、令和7年9月末時点で1世帯当たり人数は2.22人となっています。

世帯数の推移



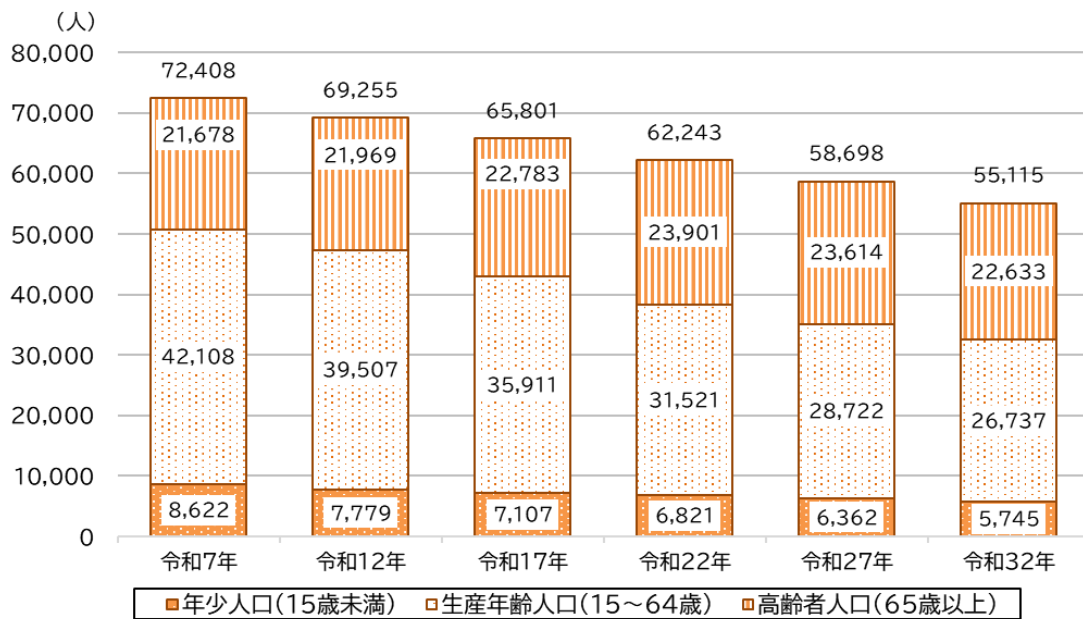
【資料】昭和60年～令和2年：国勢調査(各年10月1日現在)、令和7年：住民基本台帳人口(9月末現在)

④ 人口推計

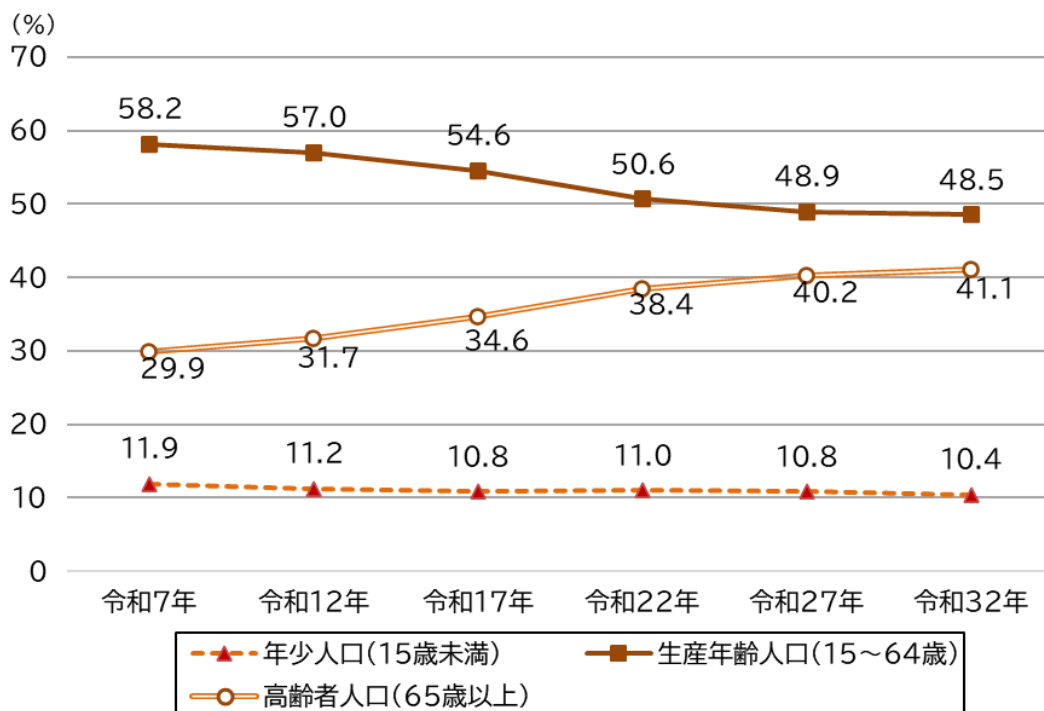
今後の推計をみると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の令和17年には65,801人となり、20年後の令和27年には58,698人と6万人を下回るなど、急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、10年後の令和17年には34.6%と、人口の3人に1人以上が高齢者になると予測されています。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



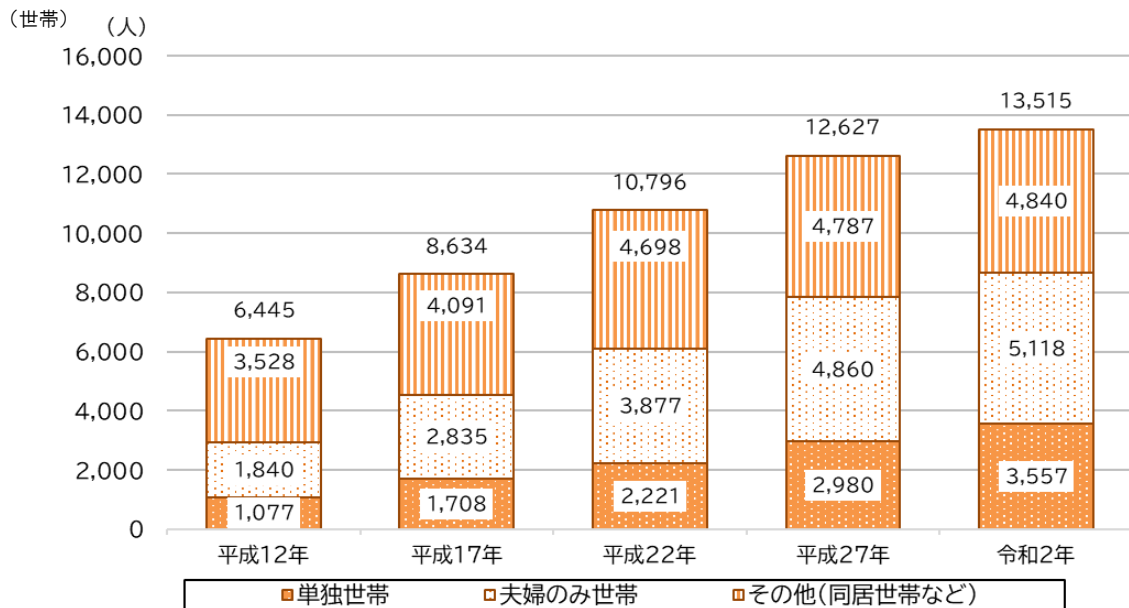
【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 高齢者のいる世帯の状況

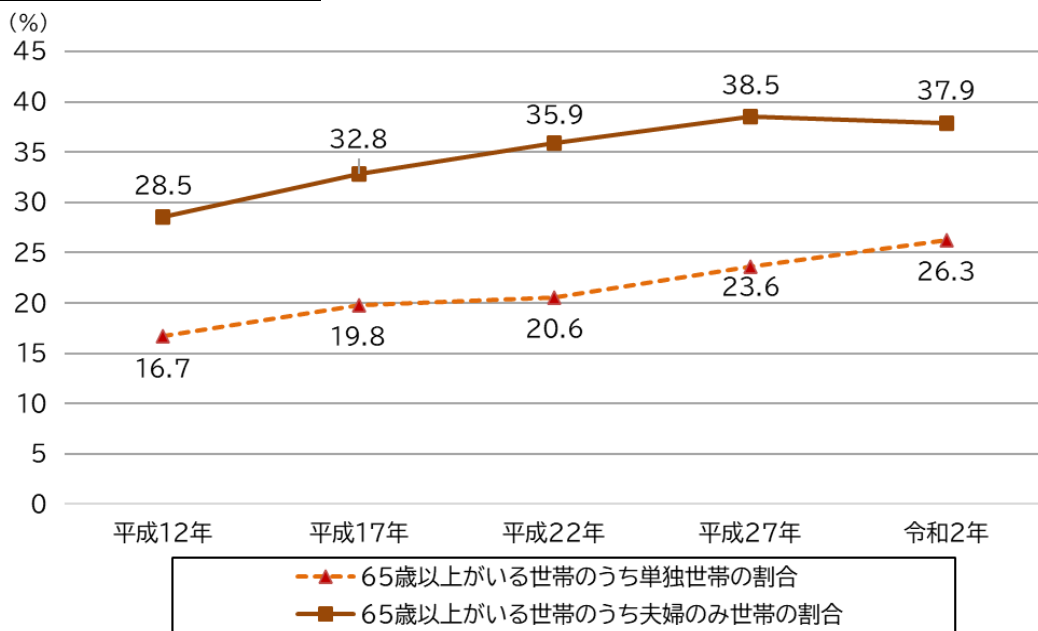
① 高齢者のいる世帯及び世帯割合の推移

65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加し、令和2年には13,515世帯となっています。また、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち単独世帯(ひとり暮らし)や夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、令和2年には、高齢者がいる世帯のうち、単独世帯(ひとり暮らし)及び夫婦のみ世帯が6割以上を占めています。

高齢者のいる世帯の推移



高齢者のいる世帯割合の推移



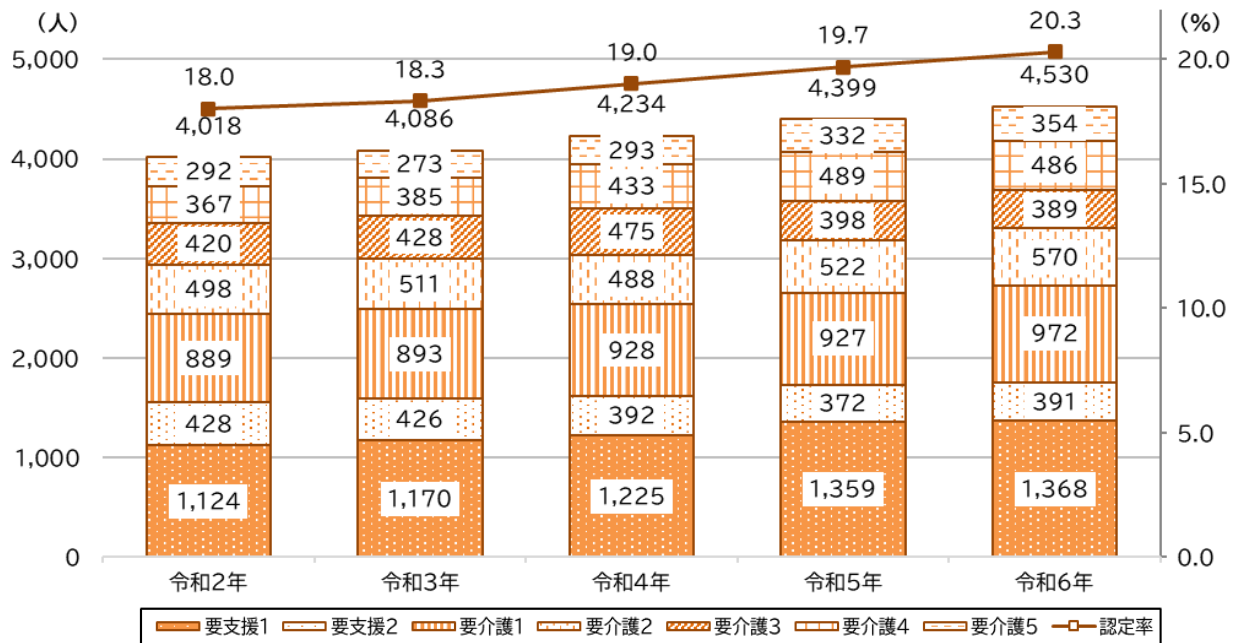
【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

② 要介護認定者数の推移

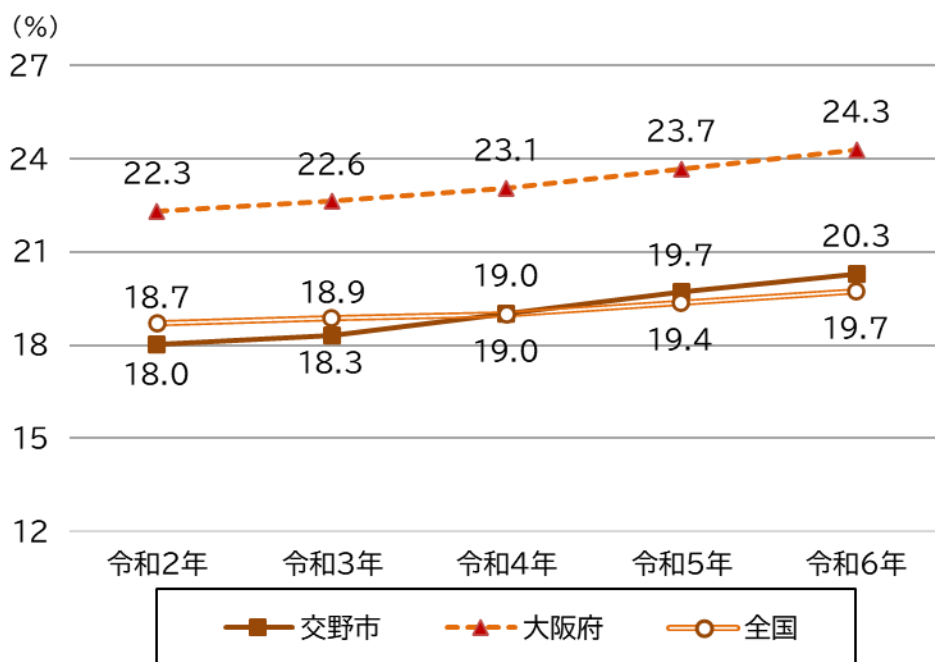
要介護認定者数の推移をみると、令和2年度以降、増加傾向となっており、令和7年3月末時点で4,530人となっています。

認定率でみると、令和2年度以降、やや上昇傾向となっており、令和7年3月末時点で20.3%となっています。今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。認定率は、大阪府と比べると低い数値で推移していますが、全国値よりは若干高くなっています。

要介護認定者数の推移



認定率の推移(全国・大阪府との比較)

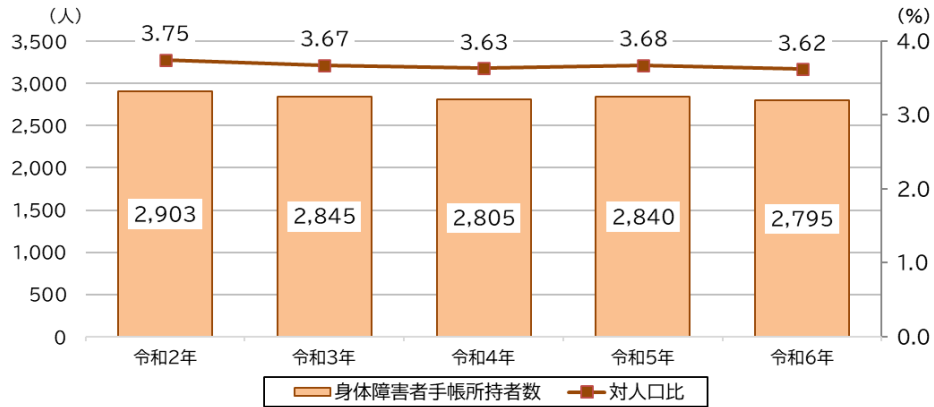


【資料】令和2年～令和5年：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(各年度3月末現在)
令和6年：「介護保険事業状況報告(3月月報)」(令和7年3月末現在)

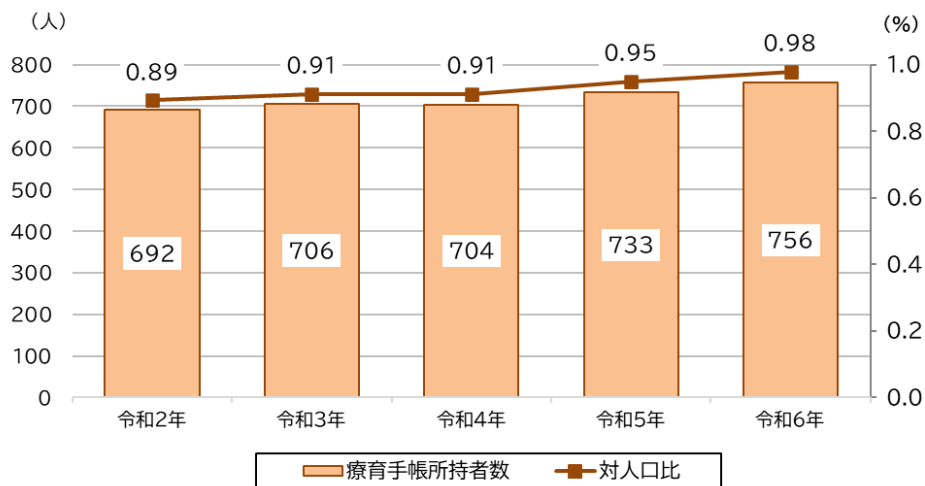
(3)障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)は横ばい傾向となっているのに対し、知的障がいのある人(療育手帳所持者)、精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)は増加傾向となっています。

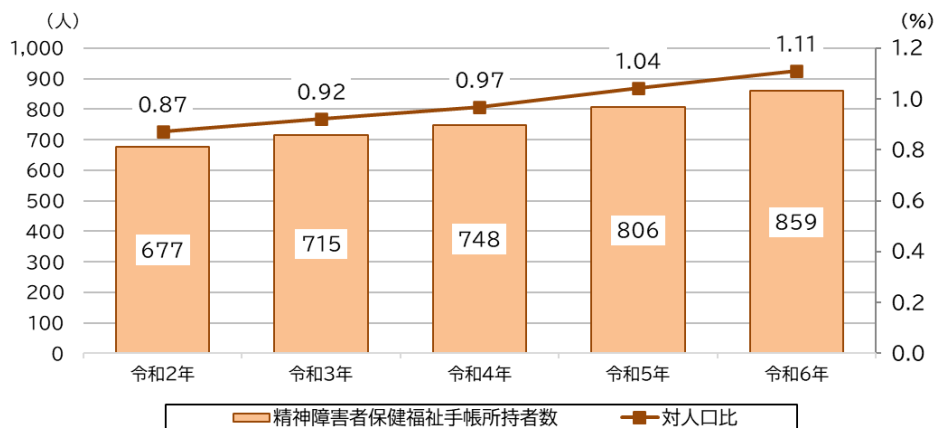
身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者数)の推移



知的障がいのある人(療育手帳所持者数)の推移



精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の推移



【資料】障がい福祉課(各年度3月末現在)

(4) 子どもがいる世帯の状況

総世帯数はやや増加傾向にありますが、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、交野市の令和2年の「6歳未満の子どもがいる世帯」は2,630世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は7,026世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯」(核家族世帯)は825世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の1割以上となっています。

子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況

	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数	28,869	100.0	29,517	100.0
6歳未満の子どもがいる世帯	2,797	9.7	2,630	8.9
18歳未満の子どもがいる世帯	7,779	26.9	7,026	23.8
うち母親と子どもの核家族世帯	802	2.8(10.3)	742	2.5(10.6)
うち父親と子どもの核家族世帯	88	0.3(1.1)	83	0.3(1.2)

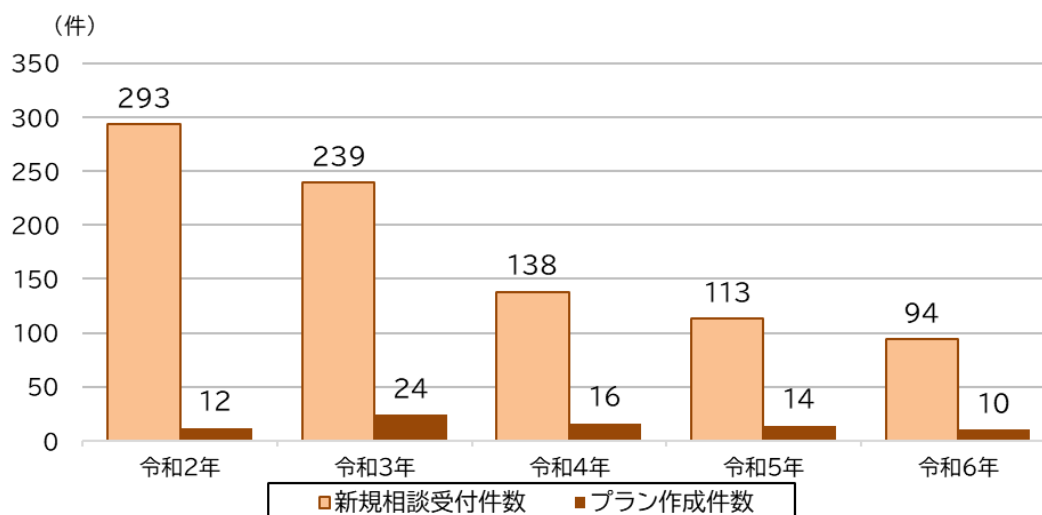
※()内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 生活困窮者の支援状況

生活困窮に関する新規相談受付件数は、令和6年度に94件となっており、プラン作成件数は10件となっています。令和2年度以降の推移をみると、新規相談受付件数は減少傾向となっています。

生活困窮に関する新規相談受付件数等(延べ件数)の推移

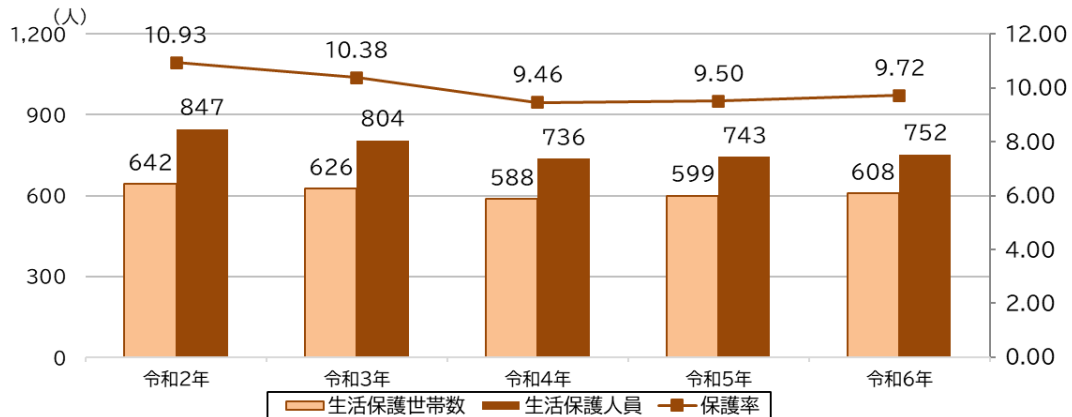


【資料】福祉総務課(各年度3月末現在)

(6)生活保護世帯等の状況

生活保護世帯等の状況は、令和6年度の生活保護世帯数は608世帯、被保護世帯人員は752人、保護率は9.72%(パーミル)*となっています。令和4年度以降、生活保護世帯数・被保護世帯人員、及び人口千人対の保護率についてもほぼ横ばいとなっています。

生活保護世帯数等の推移



※保護率(%)は、人口1,000人に対する被保護人員の割合を表している。なお、他市町村等においても、生活保護の状況を示す場合、一般的な単位としてパーミル(%)を使用している。

【資料】生活福祉課(各年度3月末現在)

(7)自殺者数の状況

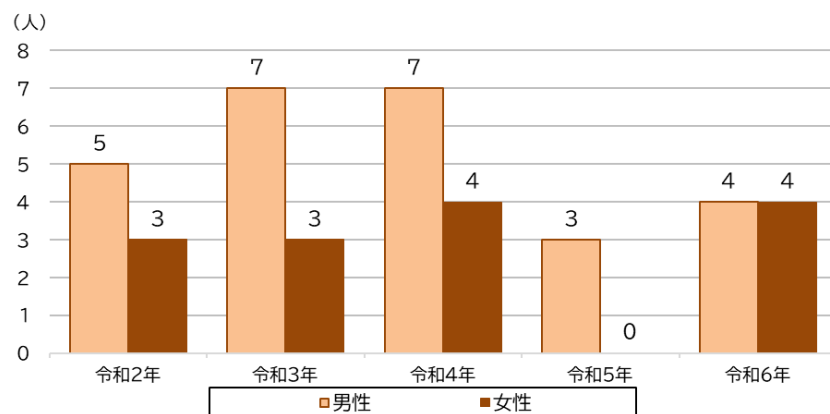
自殺者数については、令和5年に3人と一時的に少ない年がありましたが、その他の年はおおむね10人前後となっています。性別で見ると、男性の自殺者数が女性よりも上回る年が多い傾向となっています。

自殺者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男性	5	7	7	3	4
女性	3	3	4	0	4
合計	8	10	11	3	8

【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男女別自殺者数の状況



【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 地域における福祉の主な担い手

(1)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性を持つ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政等が参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

■社会福祉協議会における主な地域福祉活動

- ・ 地域の住民自身が自発的に参加できる場づくり
- ・ 地域の見守り、情報収集、連絡調整
- ・ 地域の団体や機関がその問題を共有し、解決推進体制を創り出す

(2)民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、令和7年4月1日現在、本市では90人の民生委員・児童委員が活動しています。(定数100人)

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がいのある人の世帯の見守りや安否確認等にも重要な役割を果たしています。

また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。主任児童委員は、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動等に取り組んでおり、本市では10人の主任児童委員が活動しています。

(3)保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の更生を任務として活動を行っています。

本市では、枚方・交野地区保護司会の保護司として活動し、令和7年4月1日現在、両地区で98人の保護司が活動しています。

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住地において、犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け、また、「犯罪の予防や犯罪者の更生への理解等」にかかる地域住民への周知活動の実施等の重要な役割を果たしています。

(4)人権協会

人権協会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法と本市人権尊重のまちづくり条例の趣旨に沿い、すべての人々の人権が尊重され、ともに生きる社会の一員として人権尊重の視点から、市民の権利と義務を自覚し、人間として相互に尊重し合うことによって、人権意識の高揚と定着を図り、安心して暮らすことができる明るい社会の構築をめざして活動を行っています。

人権協会は、市と連携・協力を図りながら、総合的に人権についての周知・啓発や相談等を行うなどの役割を果たしています。

(5)地区・自治会等

令和7年度時点で交野市は23の地区に分かれており、各地区の中で自治会等が結成されています。地区・自治会等は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。

地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場ともなっています。

また、各地区において、地域住民と市のつなぎ役として地区長を委嘱し、地域と市の連携を図っています。

■自治会等の主な活動

- ・地域の伝統的な行事
- ・交通安全活動
- ・防火・防犯・防災活動
- ・清掃活動
- ・スポーツや文化のサークル活動 など

(6)校区福祉委員会

校区福祉委員会は、小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織です。令和7年度現在、本市には9の校区福祉委員会があり、合計595人の校区福祉委員が活動しています。

(7)社会福祉施設・事業所

高齢者関係、障がい者関係、児童関係のさまざまな福祉施設や事業所があります。

① 高齢者関係施設・事業所

居宅系サービス	か所数	施設・居住系サービス	か所数
居宅介護支援事業所	15	認知症対応型共同生活介護	5
訪問介護	30	特定施設入居者生活介護	3
訪問入浴	0	介護老人福祉施設	4
訪問看護	10	介護老人保健施設	2
訪問リハビリテーション	2	介護療養型医療施設	0
通所介護	23	地域密着型介護老人福祉施設	5
通所リハビリテーション	6	合 計	19
短期入所生活介護・療養介護	9	地域包括支援センター	か所数
福祉用具貸与	3	地域包括支援センター	1
認知症対応型通所介護	0	合 計	1
小規模多機能型居宅介護	1		
看護小規模多機能型居宅介護	2		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		
合 計	102		

(令和7年4月1日現在)

② 障がい者関係施設・事業所

訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	26	計画相談支援	11
重度訪問介護	18	地域移行支援	5
同行援護	7	地域定着支援	5
短期入所	5	合 計	21
生活介護	12	障がい児支援	か所数
自立訓練(生活訓練)	1	児童発達支援	13
就労移行支援(一般型)	2	放課後等デイサービス	17
就労継続支援(A型)	1	保育所等訪問支援	3
就労継続支援(B型)	14	合 計	33
合 計	86		
居住系サービス	か所数		
施設入所支援	1		
共同生活援助	38		
合 計	39		

(令和7年4月1日現在)

③ 児童関係の主な施設(学校・幼稚園・認定こども園等を除く)

施設名	か所数	施設名	か所数
地域子育て支援拠点	4	図書館	4
・交野市立地域子育て支援センター		・倉治図書館	
・星田地域子育て支援センター		・青年の家図書室	
・ぼらりすひろば		・星田会館図書室	
・つどいの広場		・第1児童センターこども図書室	
ファミリー・サポート・センター	1	第1児童センター	1
一時預かり	3	文庫	5
・星の子ルーム		・森なかよし文庫	
・くらやま認定こども園内 (事業開始は令和7年6月から)		・天野が原第一文庫	
・星田こども園内		・えんがわ文庫	
こども食堂・放課後等の居場所	8	・妙見坂文庫	
・はぐはた食堂		・きらきら文庫	
・あまのがわこども食堂		交野市教育センター	
・交野こそだちベース Tomos(ともす)			
・パン屋さんのこども食堂			
・さくらこども地域食堂			
・満腹こども食堂			
・放課後フリースペースチルチル			
・きさいちまなびあい			

(令和7年4月1日現在)

(8)NPO法人

NPOとは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

市が所管するNPO法人は、令和7年度現在で17団体がさまざまな分野で活動しており、地域福祉分野において活動している法人との連携も行いながら、地域福祉の推進に努めています。

NPO法人数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所管NPO法人数	19	18	17	18	17	16	17
うち、福祉系法人数	14	14	14	16	14	13	12

(各年4月1日現在)

(9) ボランティア活動団体

ボランティア活動団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会をめざし、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツ等、さまざまな活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障がいのある人、子育てに関する支援等、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

本市のボランティアセンターは福祉分野のボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネート機能を担っています。

ボランティアセンターにおける団体・個人登録数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
ボランティアグループ 連絡会所属団体	13	13	12	11	10	10	10
上記以外の登録団体	11	11	9	9	7	7	7
個人登録者	43	43	52	51	52	43	49

(各年4月1日現在)

(10) 当事者団体

同様のニーズを持つ人たちが集まり交流し、お互いの経験等を生かして相談に乗ったり、支え合いの活動や事業を行ったりしています。

① 高齢者関係

主な団体：星友クラブ連合会(老人クラブ)

老人クラブ数と会員数

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
老人クラブ数	24	24	23	23	23	23	23
会員数	2,179	2,143	2,103	2,094	2,122	2,105	2,018

(各年4月1日現在)

② 障がい者関係

主な団体：身体障がい者福祉会、障害児(者)親の会、
聴力障害者協会、精神障がい者家族会(ひまわり会)、
心の病と共に生きる市民の会 TEAM、
視覚障がい者福祉会、あしたへ！

③ こども関係

主な団体：母子寡婦福祉会、交野市PTA協議会

(11)その他の福祉人材

本市では、前記以外にも、次のような人たちが地域福祉活動を担っています。

人材	活動内容	人数
身体障害者相談員	障がいのある人やその家族が日常生活を営んでいく上で生じる身近な問題について、当事者やその家族の目線に立って相談を受ける人	2
知的障害者相談員		1
精神障害者相談員		1
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守り支えていく人(養成講座受講延べ人数)	5,632
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人	140
やすらぎ支援員	認知症の人を介護する家族が外出をしたり休息が必要な時、自宅を訪問し、話し相手や見守りを家族に代わって行う支援員	7
スマイルサポーター	私立認定こども園等において、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて、必要な支援を行う人(大阪府知事が認定)	22
施設コミュニティソーシャルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごと等の相談を受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となる相談員	29
介護サービス相談員	介護サービスの提供の場等を訪問し、介護サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、問題解決に向けた手助けをする相談員	17
元気アップメイト	筋力・体力・バランス等の維持・向上を図り、足腰の強化や店頭の防止に効果がある交野市オリジナルの元気アップ体操等を通じて、高齢者の健康づくりを応援するボランティア	99
歩く歩く隊	ひとりでは運動を続けにくい人や運動のきっかけがほしい人を対象に、市が開催する「歩く歩く DAY」でウォーキングの実践や声掛けを通して地域の健康づくりを市と連携しながら応援するボランティア	18
ゲートキーパー	自殺を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人(ゲートキーパー養成研修受講延べ人数)	227

(令和7年4月1日現在)

(12)校区別の概況

校区福祉委員会の活動区域である市内 9 の小学校区の概況は以下のとおりです。

校区	人口	世帯数	65 歳以上		6 歳以下		校区福祉委員	民生委員 児童委員
			人数	人口比	人数	人口比		
	(人)	(世帯)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)
交野 みらい	15,579	7,360	4,507	28.9	839	5.4	79	22
倉治	10,610	4,554	2,603	24.5	671	6.3	54	12
郡津	11,799	5,476	3,361	28.5	540	4.6	66	12
旭	6,653	2,949	2,087	31.4	311	4.7	64	8
星田	6,089	2,884	1,576	25.9	348	5.7	95	6
妙見坂	6,437	2,656	1,988	30.9	350	5.4	70	9
岩船	6,694	3,068	2,003	29.9	374	5.6	66	8
私市	6,921	3,030	1,811	26.2	357	5.2	55	8
藤が尾	6,286	2,896	1,598	25.4	440	7.0	46	5
市全体	77,068	34,873	21,534	27.9	4,230	5.5	595	90

(令和7年4月1日現在)

3 市民の意識と実態(市民アンケート調査より)

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画策定の基礎資料とするために市民アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

- ・ 調査対象:18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
- ・ 調査方法:郵送配送及び Web アンケート形式
- ・ 調査期間:令和6年8月23日(金)～9月20日(金)
- ・ 回収数(回収率):840件(42.0%)

■ 調査結果まとめ

○ 暮らしやすいまち 交野

全体の約9割の市民が、交野市を暮らしやすいと感じており、前回調査時と比べてその割合も増加していました。特に、子育てやこどもの福祉に関心や評価が高く、安心して暮らせる地域であることや、住みよい環境、居場所・生きがい、といったことを重要だと考える人が多いという結果が出ています。これらの項目は、同時に満足度も高くなっており、地域の課題に対してしっかりと対策や取り組みがされているからだと考えることができるため、これらは交野市の「強み」であると考えられます。

○ 地域のつながり・助け合いへの不安

地域の中で、高齢者だけの世帯が増えてきていることや、地域活動の担い手が少なくなっていること、住民同士のふれあいが乏しくなっていること等について不安を感じている人が多くなっています。

また、福祉に関心はあるけれどもボランティア活動や助け合い活動をしたことがない人が、参加していない理由としては、仕事や家事が忙しく時間が取れないという理由が最も多くなっています。活動への協力や参加への動機を上げるには、取り組みの周知や理解をより広げていくことが重要になると考えられます。

○ 情報提供や相談窓口の充実の必要性

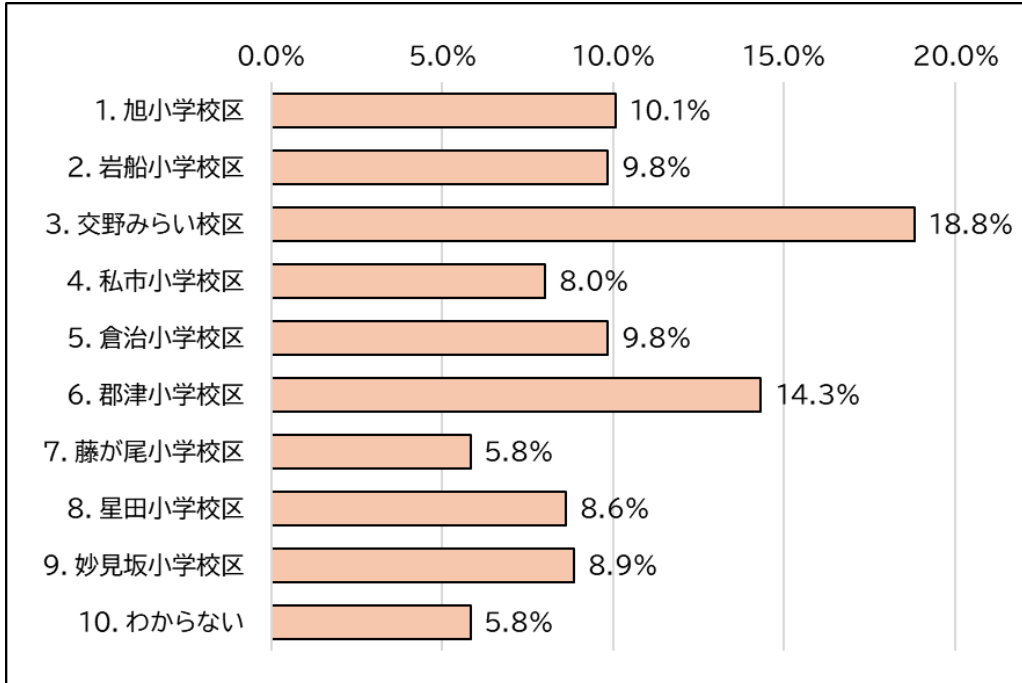
福祉の制度や人材に係る認知度は向上しており、啓発活動の効果が出ていると見られるため、より関心を引くような内容・コンテンツの充実により効果が上がる可能性があります。また、年齢層により主な情報収集の方法に特徴があるため、必要な情報をどの層に届けたいかにより、媒体や内容を検討していくことも効果的です。

加えて、福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声が多いことから、相談すること自体をためらう人を少なくするため、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、それぞれの相談機関の役割や機能を整理し、包括的な支援体制を市民に分かりやすく提示していくことが重要と思われます。

(1)回答者の属性

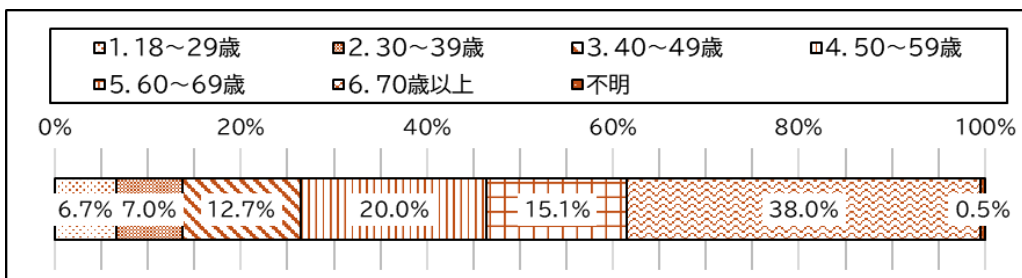
① 回答者の居住地区

回答者の居住小学校区については、全体では「交野みらい校区」が18.8%で最も高く、次いで「郡津小学校区」が14.3%、「旭小学校区」が10.1%となっています。



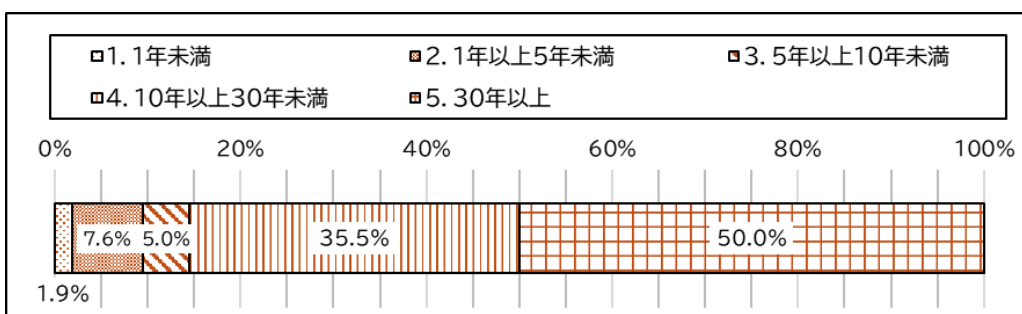
② 回答者の年齢

回答者の年齢については、「70歳以上」が38.0%で最も高く、次いで「50～59歳」が20.0%となっています。



③ 回答者の居住年数

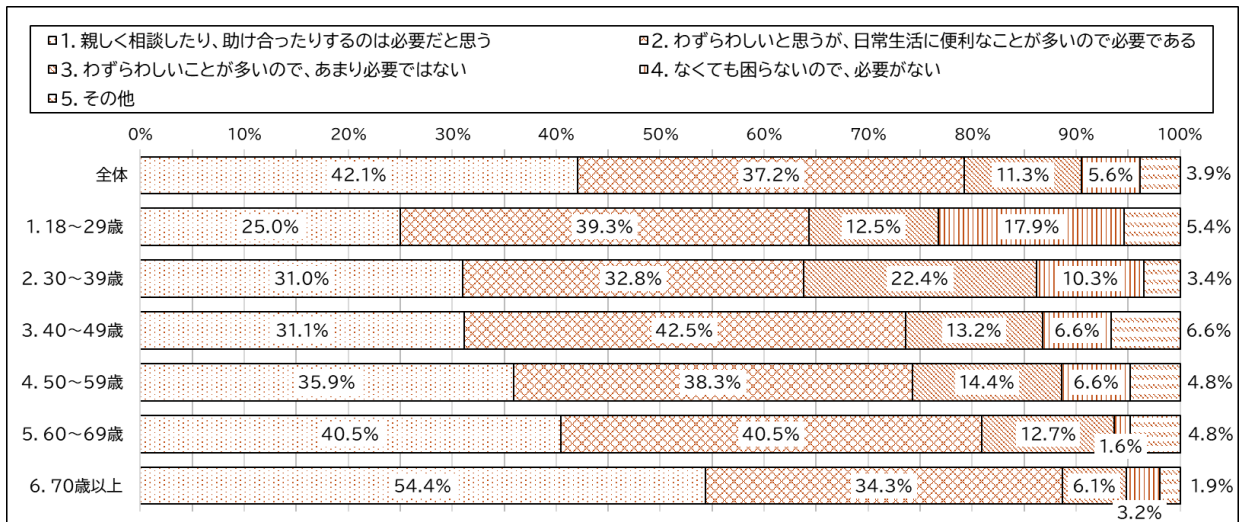
回答者の交野市での居住年数について、全体では「30年以上」が50.0%で最も高く、次いで「10年以上30年未満」が35.5%となっています。



(2)ご近所とのつきあいや町内会行事等の地域活動について

① 近所づきあいの考え方

近所づきあいの考え方は、全体では「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が42.1%で最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いので必要である」が37.2%となっています。年代別にみると、年代が低いほど必要性を感じていない人が多くなっています。



② 近所づきあいの状況

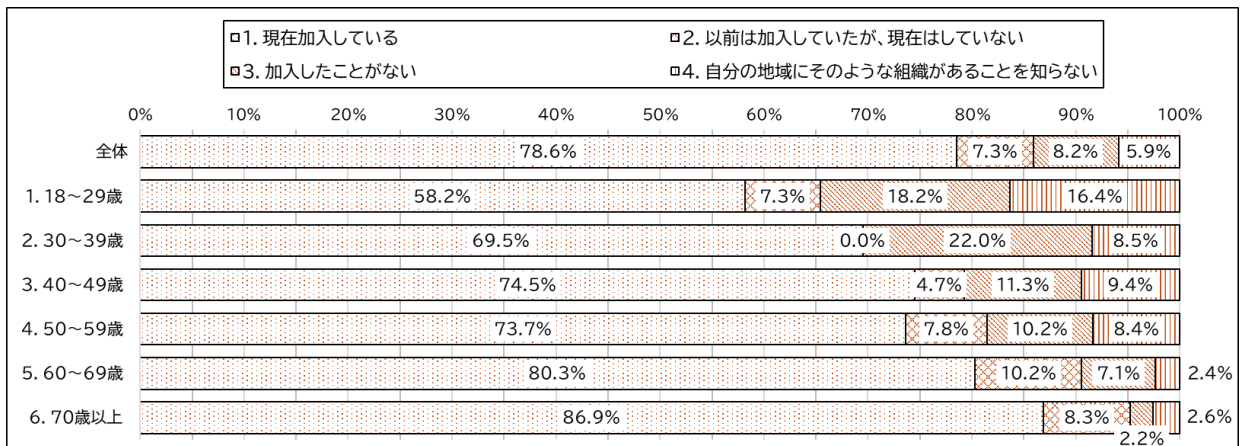
実際の近所づきあいの状況としては、全体では「会えばあいさつをする程度の人がいる」が41.9%で最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」が32.6%となっています。

30歳代までの世代では「会えばあいさつをする程度の人がいる」や「ほとんど近所とのつきあいはない」が40歳以上と比べて高くなっており、近所づきあいが希薄な傾向が見られます。

選択肢	全体		1. 18～29歳		2. 30～39歳		3. 40～49歳		4. 50～59歳		5. 60～69歳		6. 70歳以上	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1. 何か困ったときに助け合う人がある	168	20.0%	8	14.3%	13	22.0%	20	18.7%	36	21.4%	26	20.5%	64	20.1%
2. お互いに訪問し合う人がある	74	8.8%	3	5.4%	5	8.5%	10	9.3%	12	7.1%	13	10.2%	30	9.4%
3. 悩みごとや不安を相談できる人がある	54	6.4%	2	3.6%	6	10.2%	10	9.3%	10	6.0%	11	8.7%	15	4.7%
4. 留守にする時に声をかける人がある	64	7.6%	2	3.6%	2	3.4%	12	11.2%	7	4.2%	10	7.9%	30	9.4%
5. 立ち話をする程度の人がある	274	32.6%	5	8.9%	16	27.1%	35	32.7%	55	32.7%	44	34.6%	119	37.3%
6. 会えばあいさつをする程度の人がある	352	41.9%	35	62.5%	33	55.9%	54	50.5%	80	47.6%	61	48.0%	89	27.9%
7. ほとんど近所とのつきあいはない	73	8.7%	10	17.9%	10	16.9%	11	10.3%	16	9.5%	11	8.7%	15	4.7%
8. 隣近所の顔も知らない	18	2.1%	4	7.1%	3	5.1%	1	0.9%	6	3.6%	0	0.0%	4	1.3%

③ 自治会・町内会への加入状況

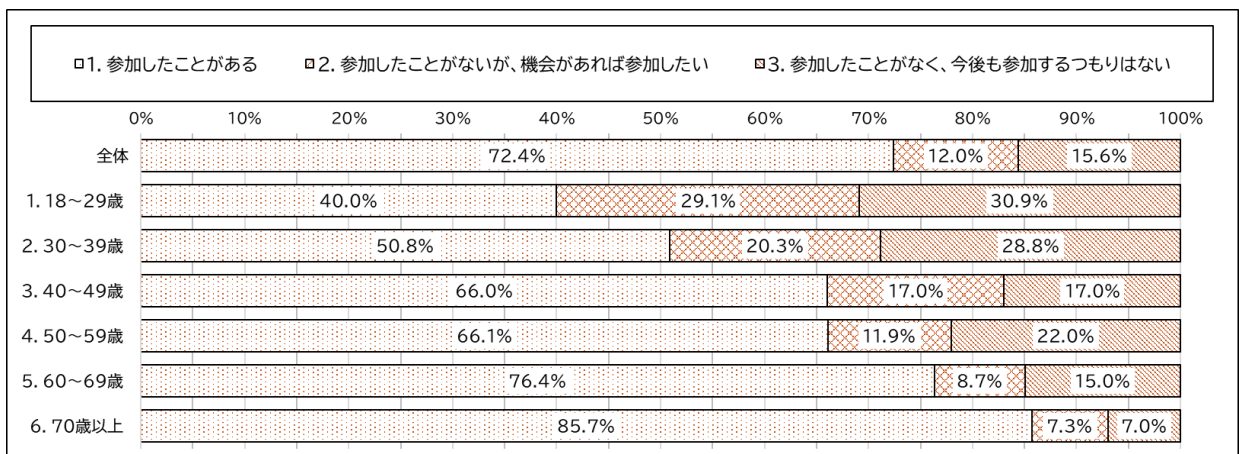
自治会・町内会への加入状況は、全体では78.6%が「現在加入している」と答えています。年代別に見ると、年代が低いほど加入率は低くなっています。



④ 地域活動への参加状況

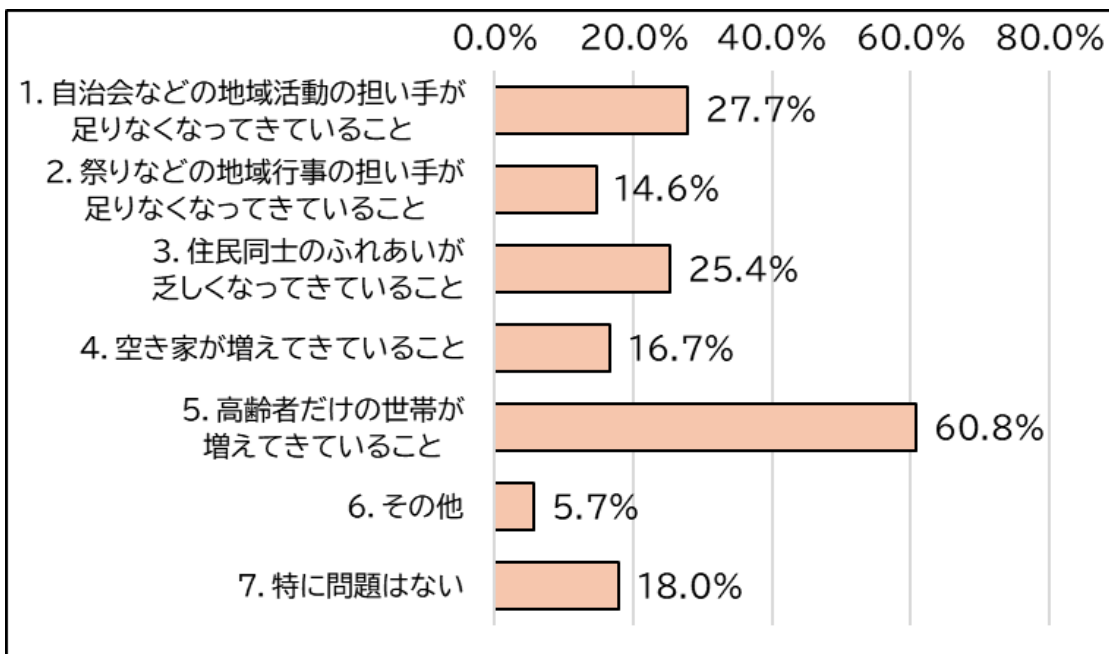
地域活動への参加状況は、全体では「参加したことがある」が72.4%で最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加するつもりはない」が15.6%となっています。

参加したことがある割合が低い30歳代までの世代でも、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」という回答は20～30%程度あり、一定程度活動への関心や参加意向はあると考えられます。



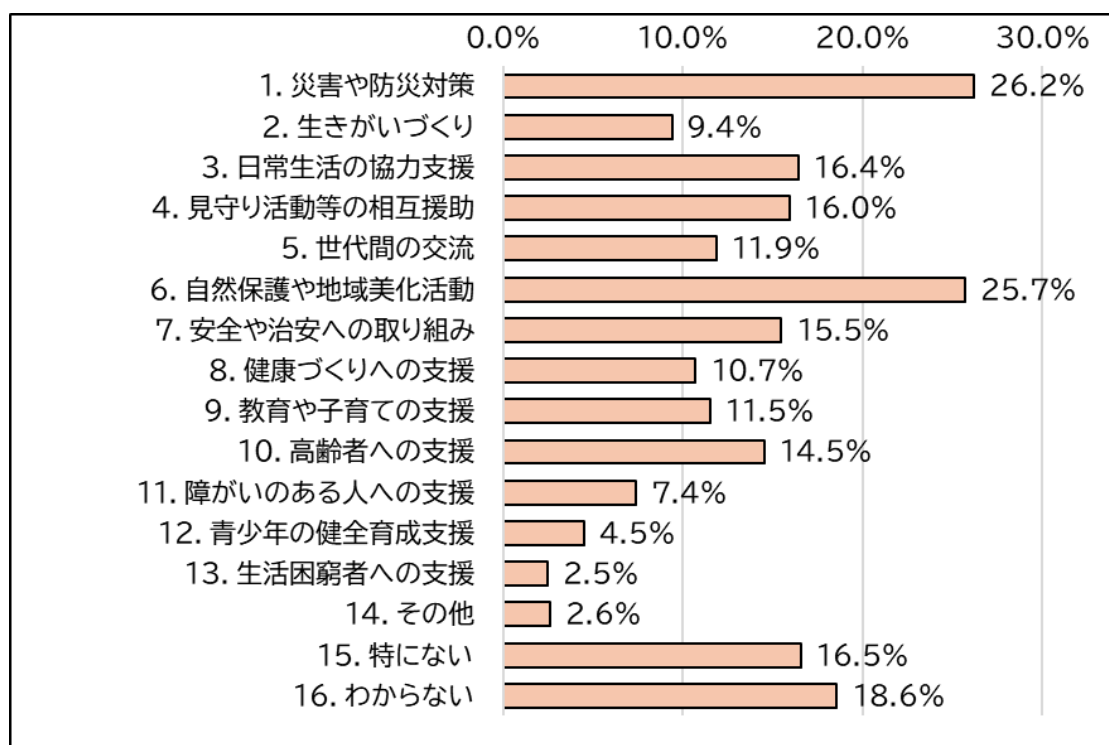
⑤ 地域で不安に感じていること

地域で不安に感じていることでは、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が60.8%で最も高く、次いで「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなっていること」が27.7%となっています。



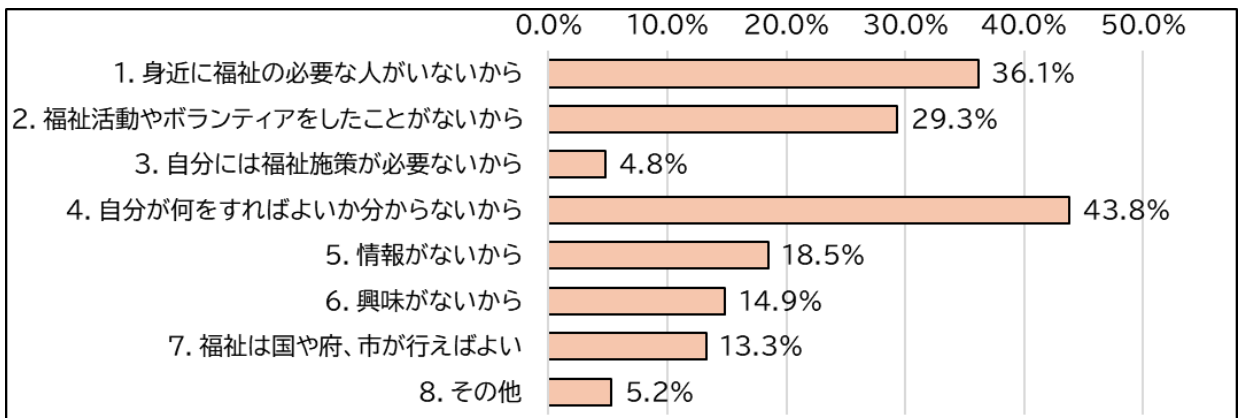
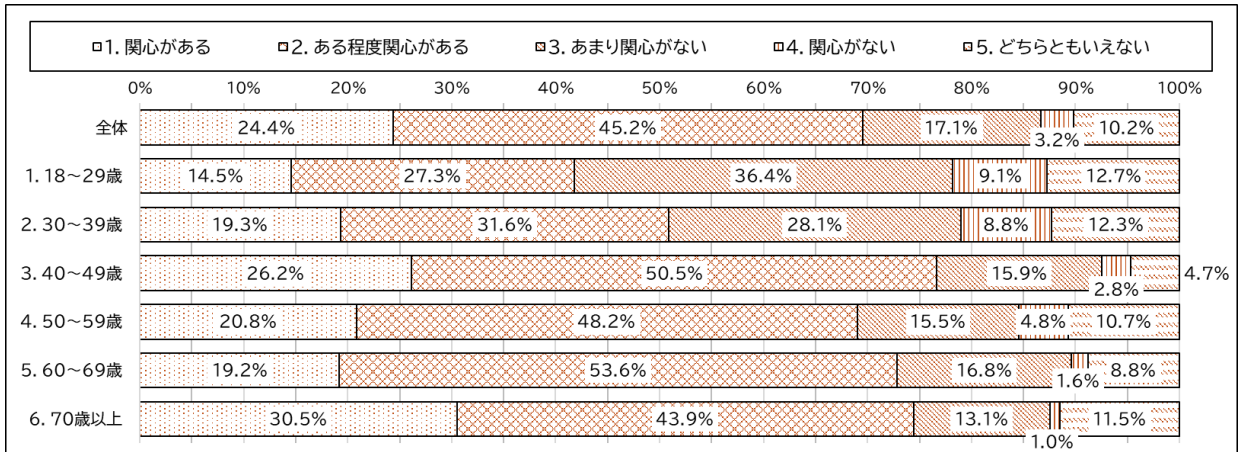
⑥ 地域の取り組みとして参加や手助けができること

地域の取り組みとして参加や手助けができることとしては、全体では「災害や防災対策」が26.2%で最も高く、次いで「自然保護や地域美化活動」が25.7%となっています。



⑦ 福祉への関心度

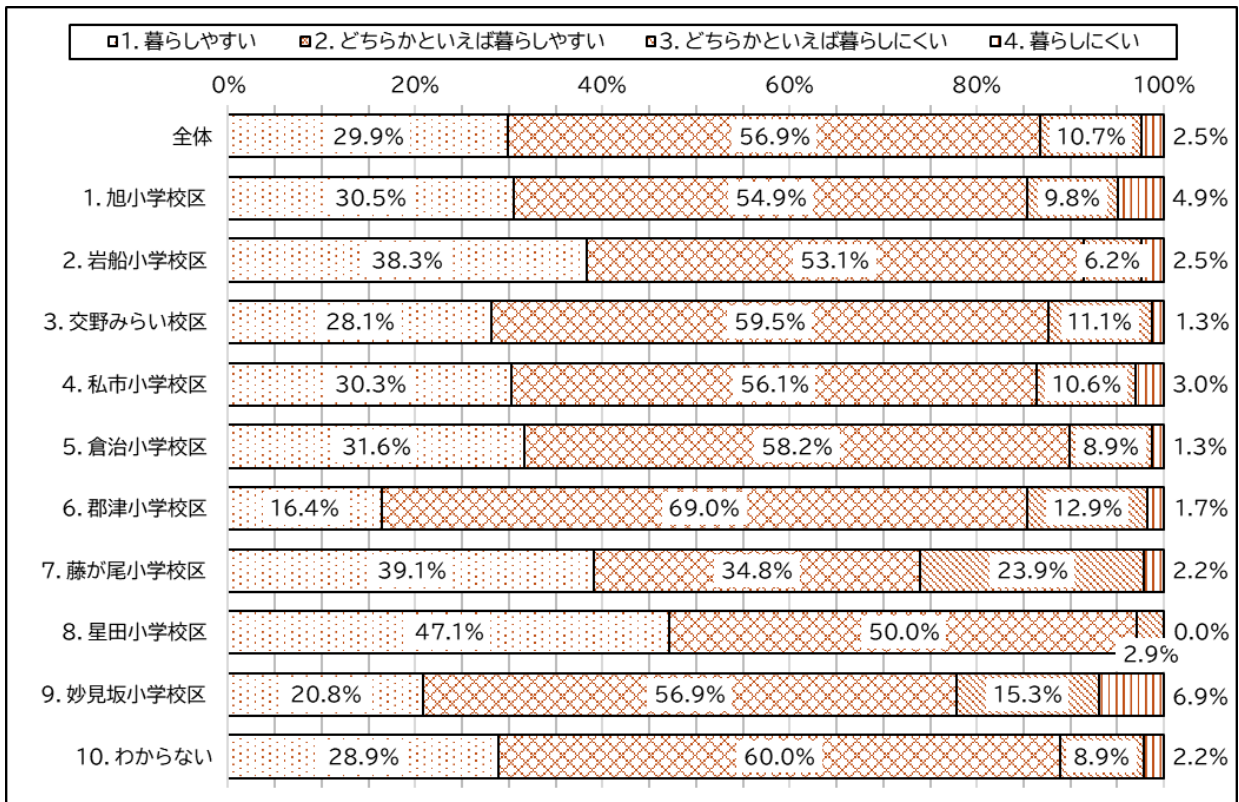
福祉への関心度は、全体では「ある程度関心がある」が45.2%で最も高く、次いで「関心がある」が24.4%となっています。関心がないと答えた人の理由では、「自分が何をすればよいか分からないから」が43.8%で最も高く、次いで「身近に福祉の必要な人がいないから」が36.1%となっています。



(3)暮らしやすさや地域福祉に対する印象

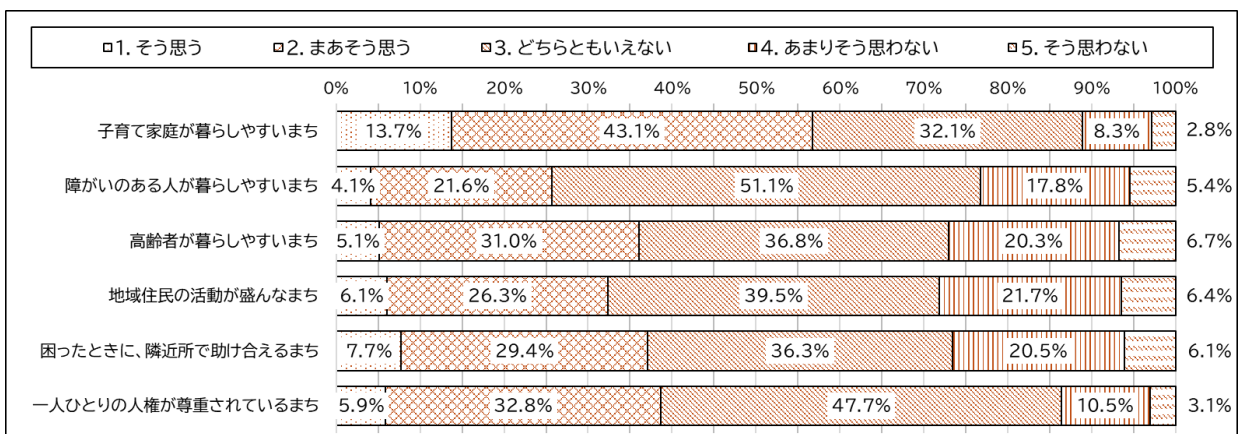
① 居住地区の暮らしやすさ

「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合計した割合が高かった校区は、①星田97.1%②岩船91.4%③倉治89.8%となっており、逆に「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」を合計した割合が高かった校区は①藤が尾26.1%②妙見坂22.2%③郡津14.6%の順になっています。



② 交野市の地域福祉に対する印象

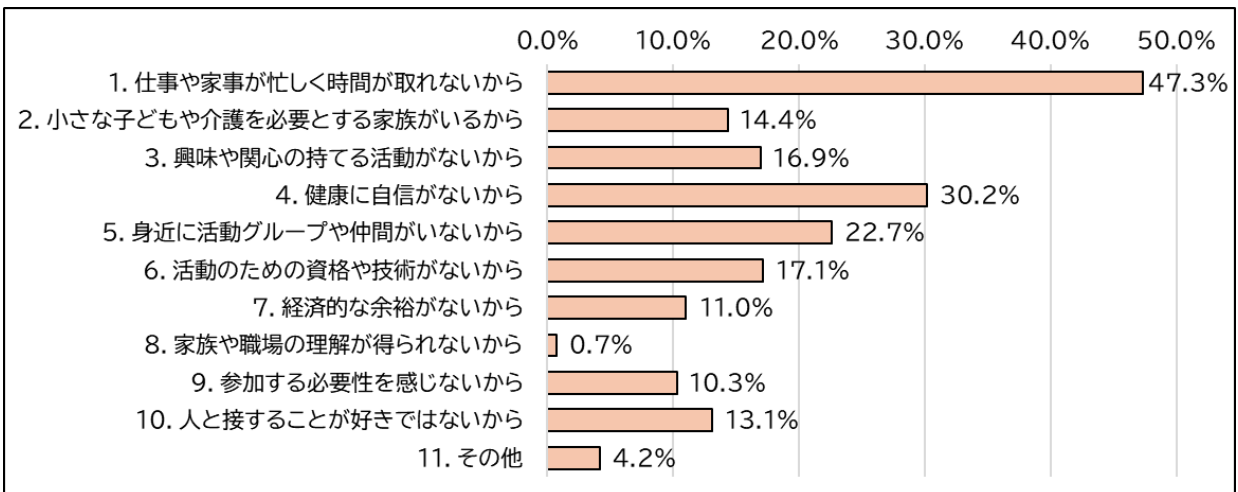
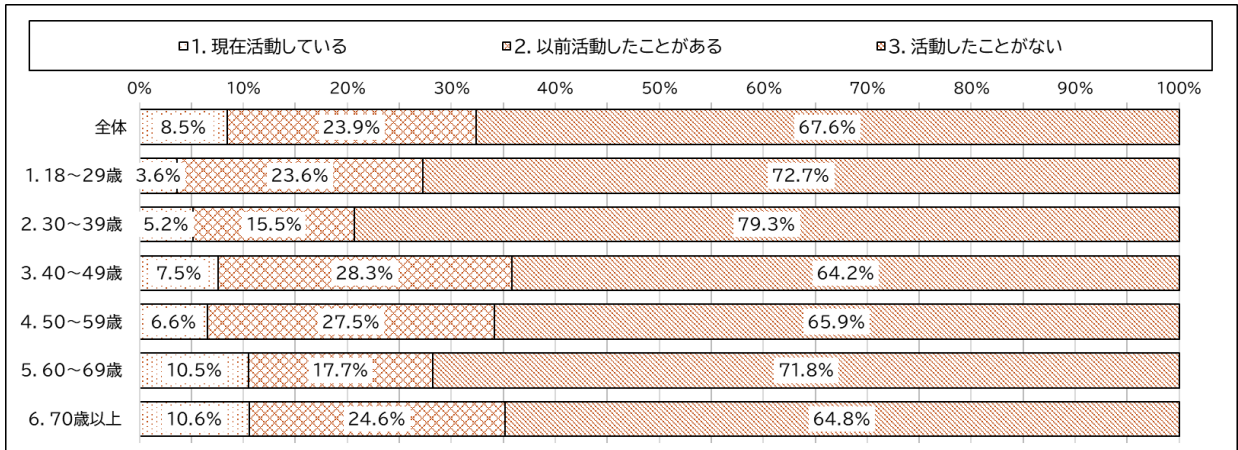
各項目ごとに比較した場合、「そう思う」と「まあそう思う」を合計した割合が高いのは、「子育て家庭が暮らしやすいまち」が56.8%で最も高く、次いで「一人ひとりの人権が尊重されているまち」が38.7%となっています。一方で、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合計した割合が高いのは、「地域住民の活動が盛んなまち」が28.1%で最も高く、次いで「高齢者が暮らしやすいまち」が27.0%となっています。



(4) ボランティア活動について

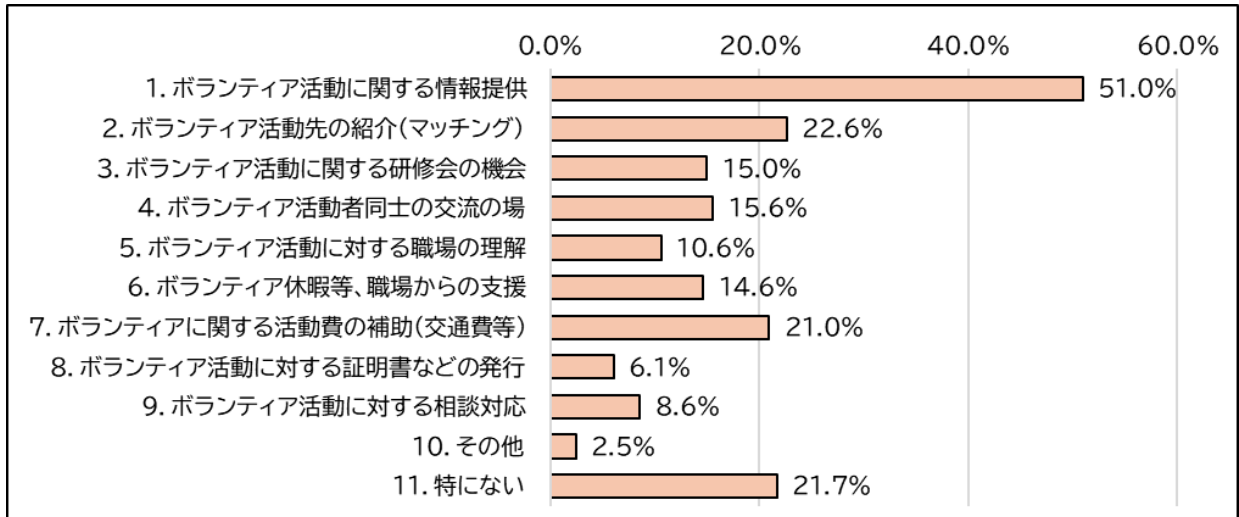
① ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動や助け合い活動への参加については、全体では「活動したことがない」が67.6%で最も高く、次いで「以前活動したことがある」が23.9%となっています。参加していない人の理由では、「仕事や家事が忙しく時間がとれないから」が47.3%と最も多くなっています。



② ボランティア活動を行いやすくするための支援

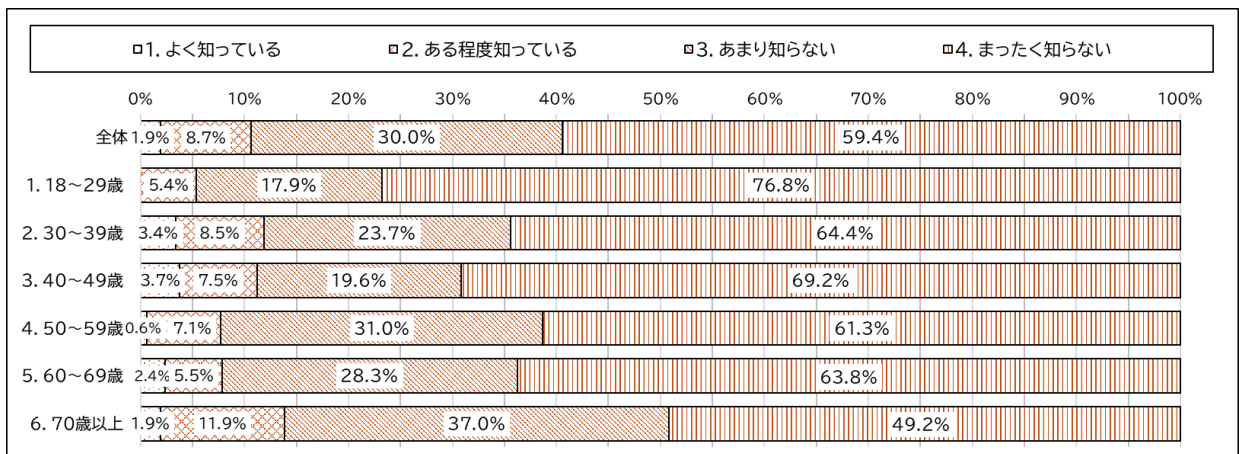
ボランティア活動を行いやすくするための支援では、「ボランティア活動に関する情報提供」が51.0%で最も高く、次いで「ボランティア活動先の紹介(マッチング)」が22.6%となっています。



(5) 福祉に関わる支援者等について

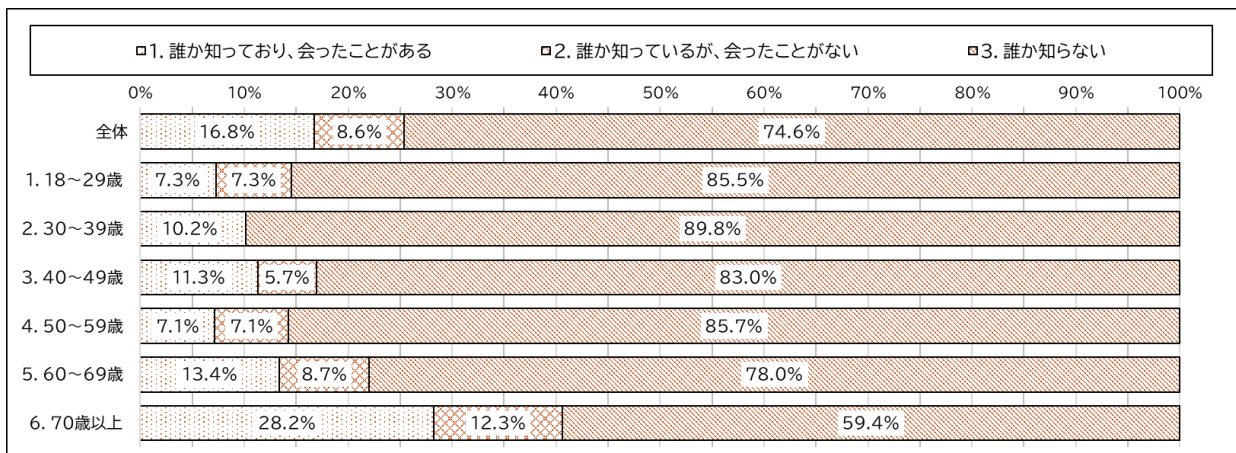
① CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の認知度

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)については、全体では「まったく知らない」が59.4%となっており、「あまり知らない」と合わせると、89.4%となっています。



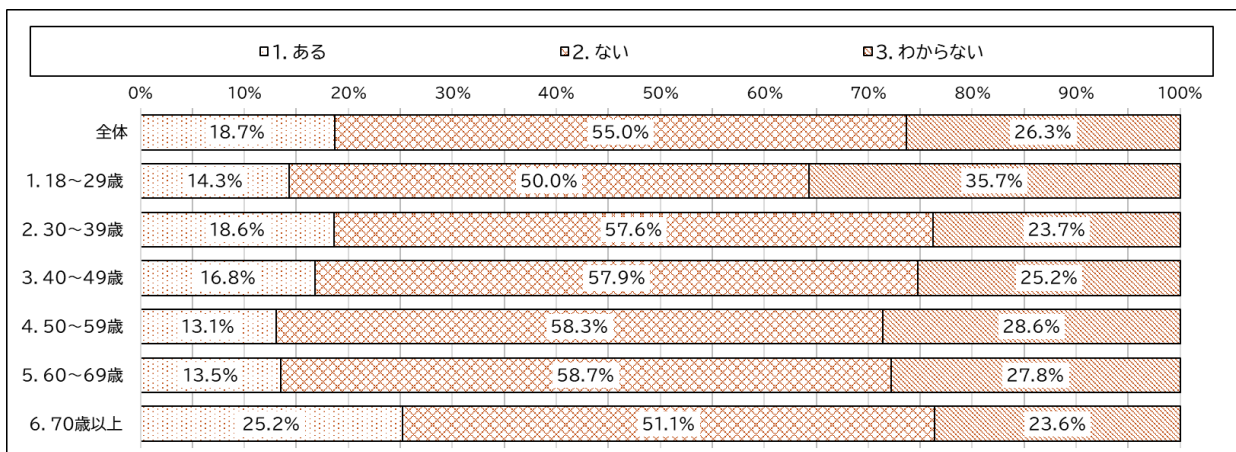
② 民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員については、全体では「誰か知っており、会ったことがある」が16.8%となっており、「誰か知っているが、会ったことがない」と合わせると、25.4%となっています。



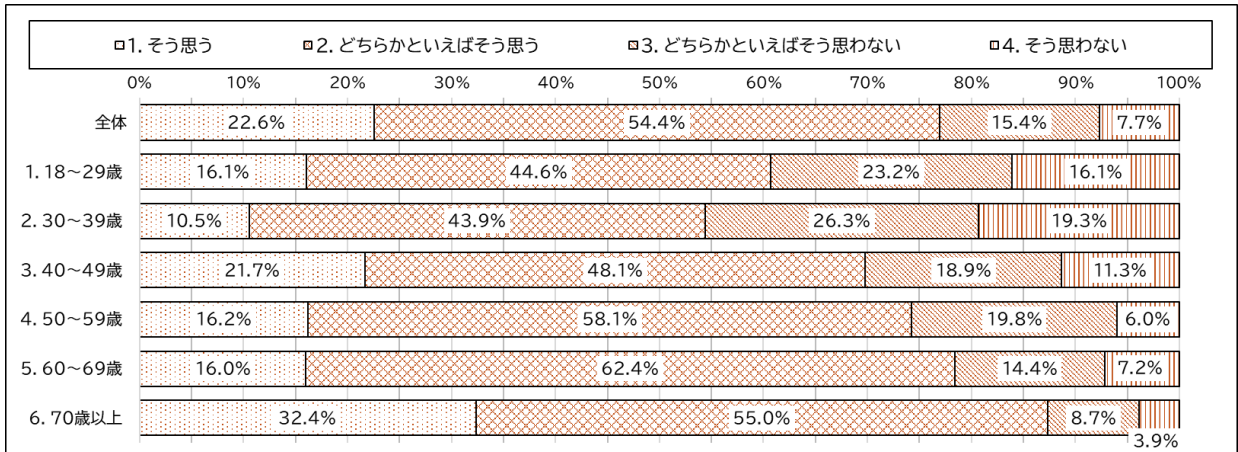
③ 「社会を明るくする運動」の認知度

犯罪の予防と犯罪者の更生について理解を深め、協力しあう「社会を明るくする運動」については、全体では「(見聞きしたことが)ない」が55.0%となっており、「(見聞きしたことが)ある」という人は18.7%となっています。



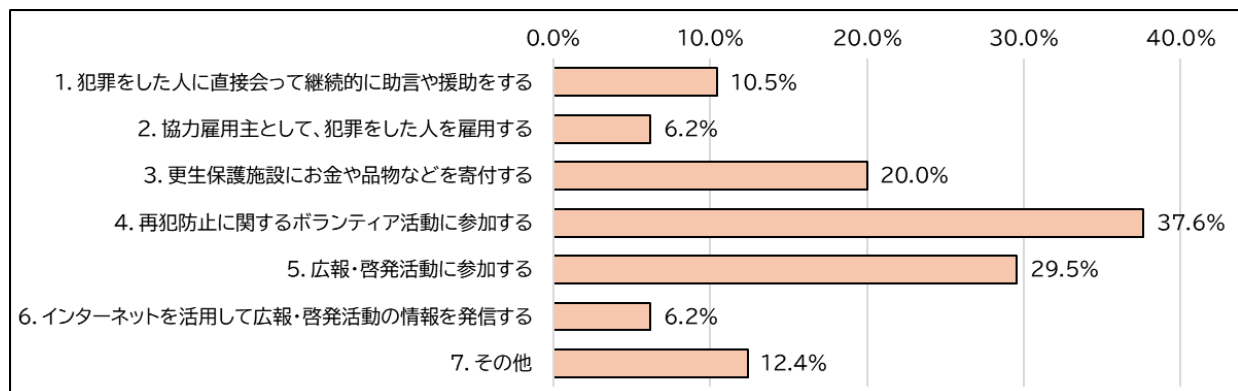
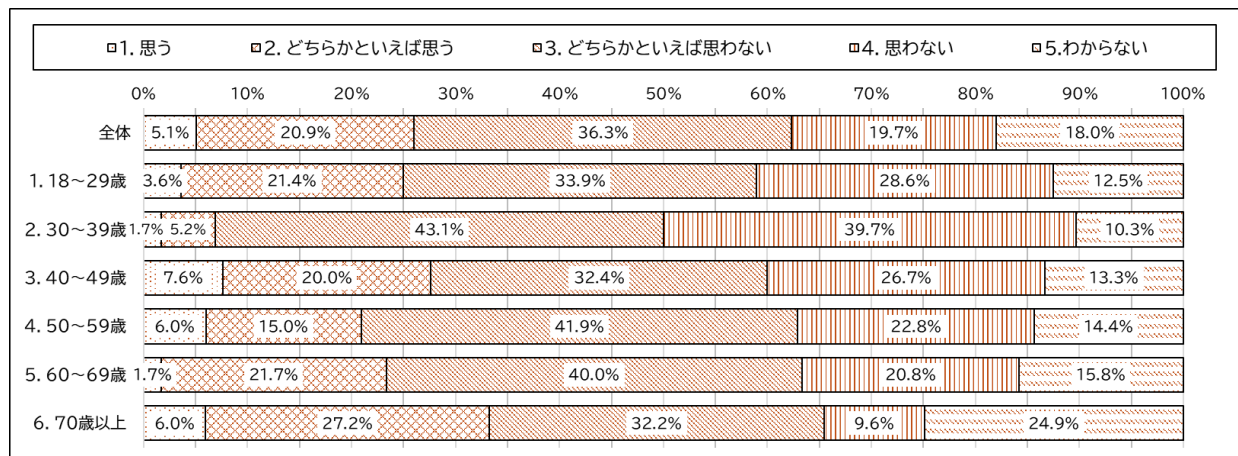
④ 再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方について

再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方については、全体では「どちらかといえばそう思う」が54.4%となっており、「そう思う」と合わせると77.0%を占めています。



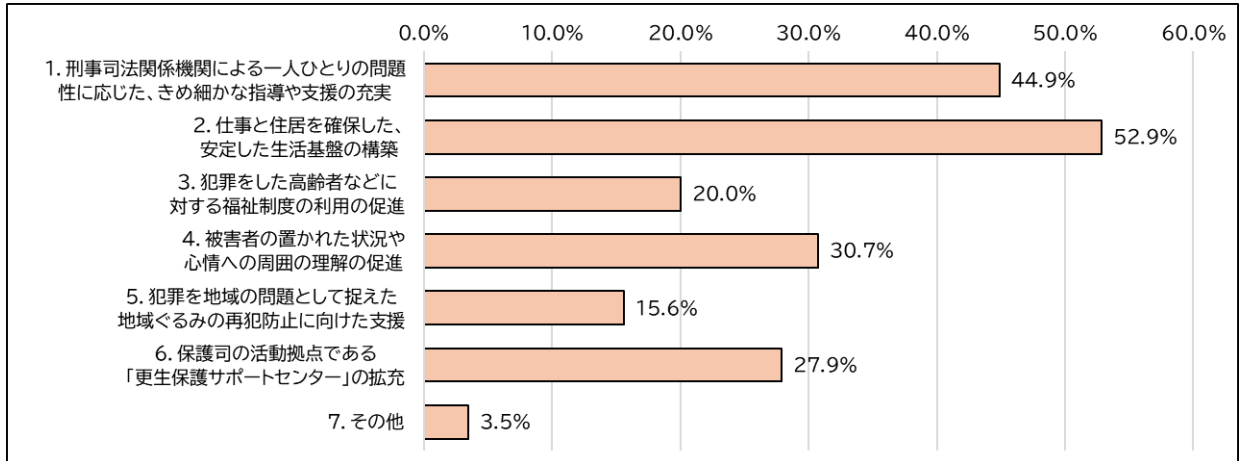
⑤ 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向のある人(「思う」+「どちらかといえば思う」)は、26.0%となっています。協力したいことでは、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が37.6%で最も多く、次いで「広報・啓発活動に参加する」となっています。



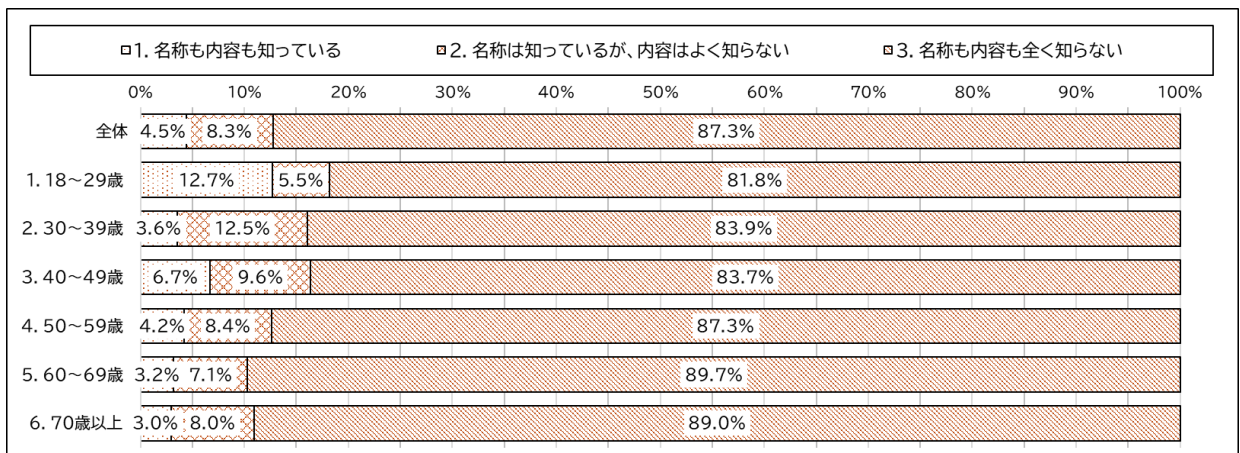
⑥ 再犯防止のために必要だと思うこと

再犯防止のために必要だと思うことでは、「仕事と住居を確保した、安定した生活基盤の構築」が52.9%で最も高く、次いで「刑事司法関係機関による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援の充実」が44.9%となっています。



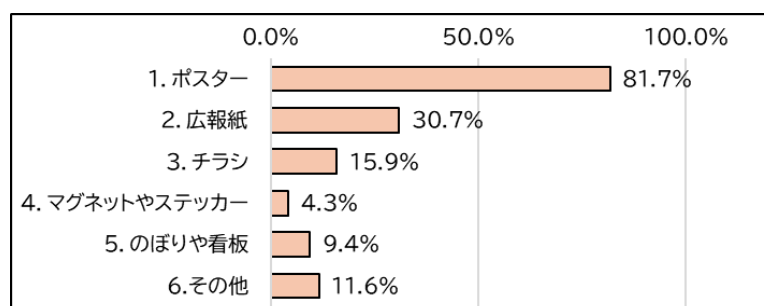
⑦ ゲートキーパーの認知度

ゲートキーパーの認知度については、全体では「名称も内容も全く知らない」が87.3%で最も高く、次いで「名称は知っているが、内容はよく知らない」が8.3%となっています。



⑧ 自殺対策に関する周知啓発

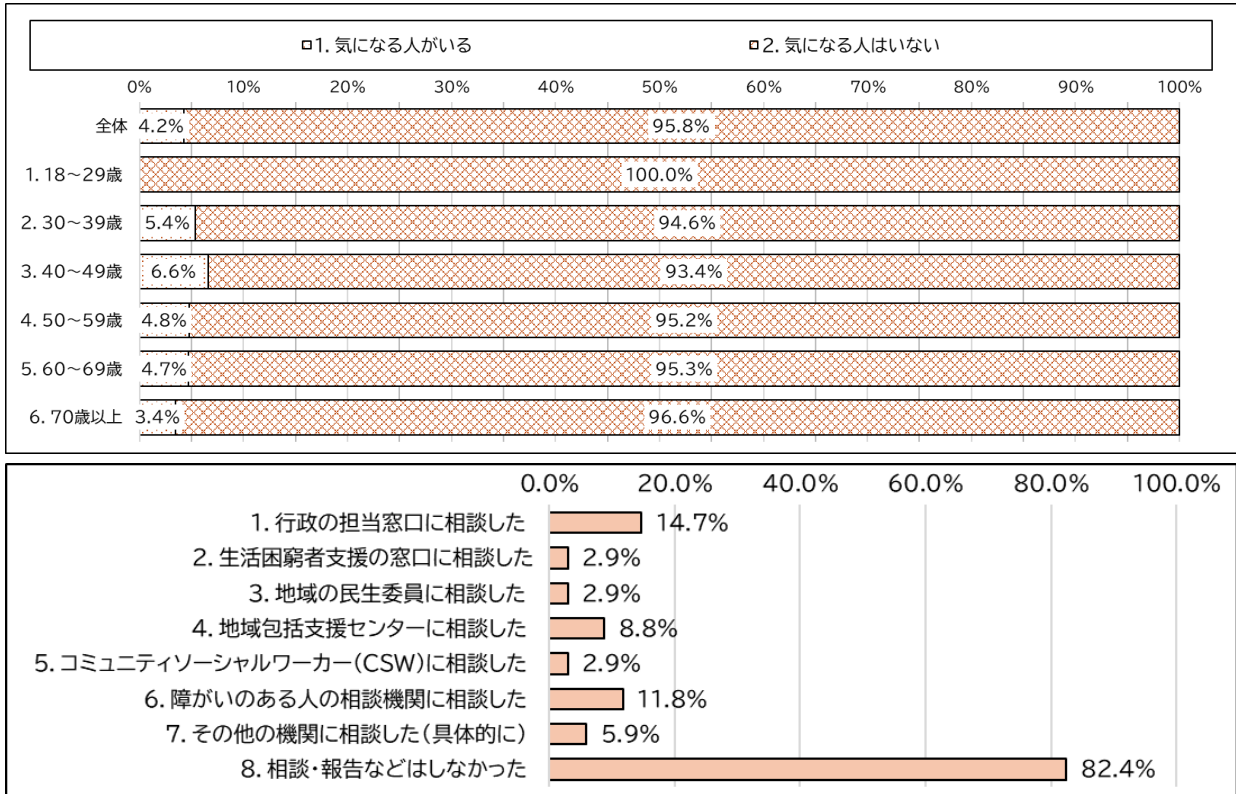
自殺対策に関する啓発物について、どのような啓発物を見たことがあるかについては、全体では「ポスター」が81.7%で最も高く、次いで「広報紙」が30.7%となっています。啓発物の認知度は比較的高いことから、より関心を惹くような内容・コンテンツの充実が有効だと考えられます。



(6)生活上の悩みや手助け等について

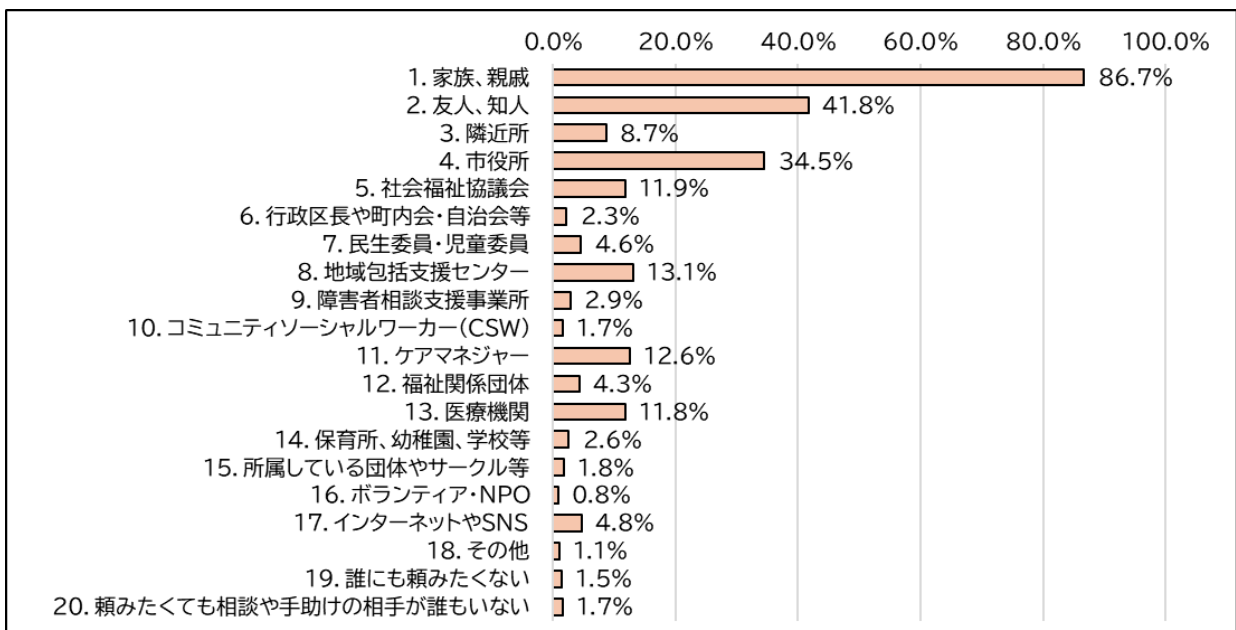
① 身のまわりで生活困窮に該当するような気になる人の有無

身のまわりで生活困窮に該当するような気になる人がいると回答した人は、4.2%となっています。また、該当した生活困窮者についての行政機関への相談については、82.4%が「相談・報告などはしなかった」と回答しています。



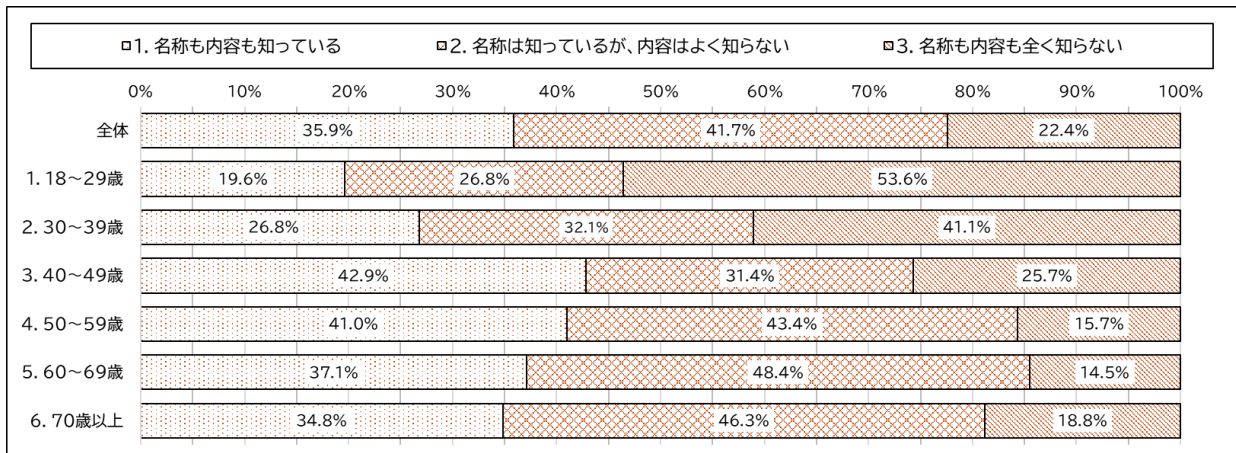
② 生活上の問題で相談したり手助けを頼む人

生活上の問題で相談したり手助けを頼む人は、「家族、親戚」が86.7%と最も高く、次いで「友人、知人」が41.8%となっています。近い関係の人以外の割合は低いものが多く、地域の中で人間関係の希薄化が進んでいる可能性があります。



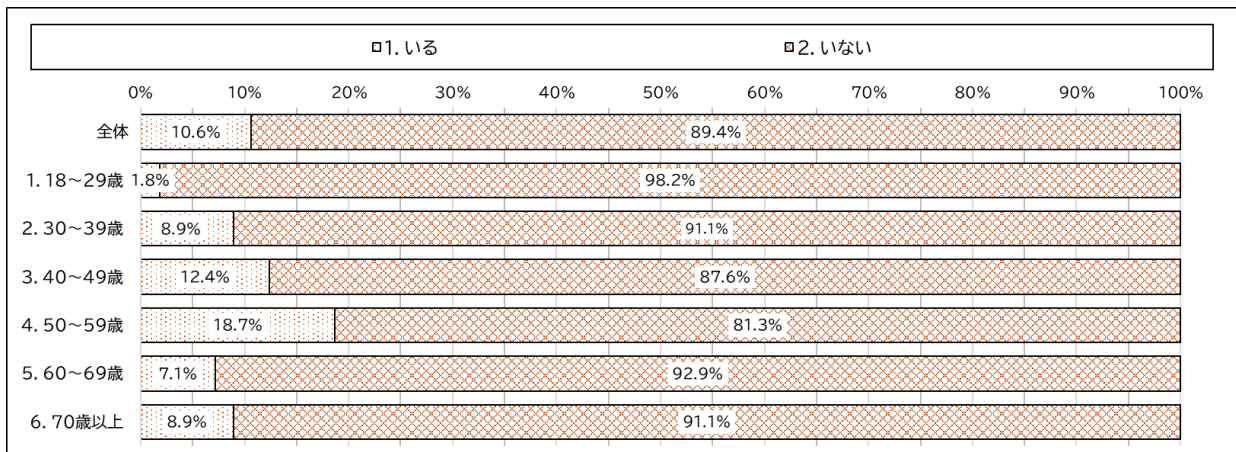
③ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、全体では「名称も内容も知っている」が35.9%となっており、「名称は知っているが、内容はよく知らない」と合わせると、77.6%となっています。



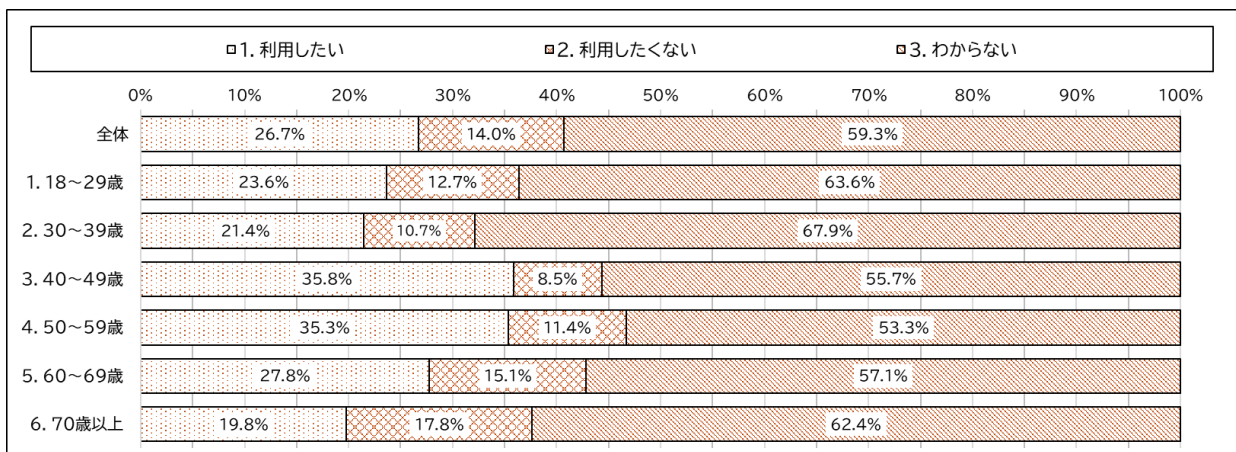
④ 身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人の有無

身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人は、「いない」が89.4%となっており、「いる」は10.6%となっています。



⑤ 成年後見制度の今後の利用意向

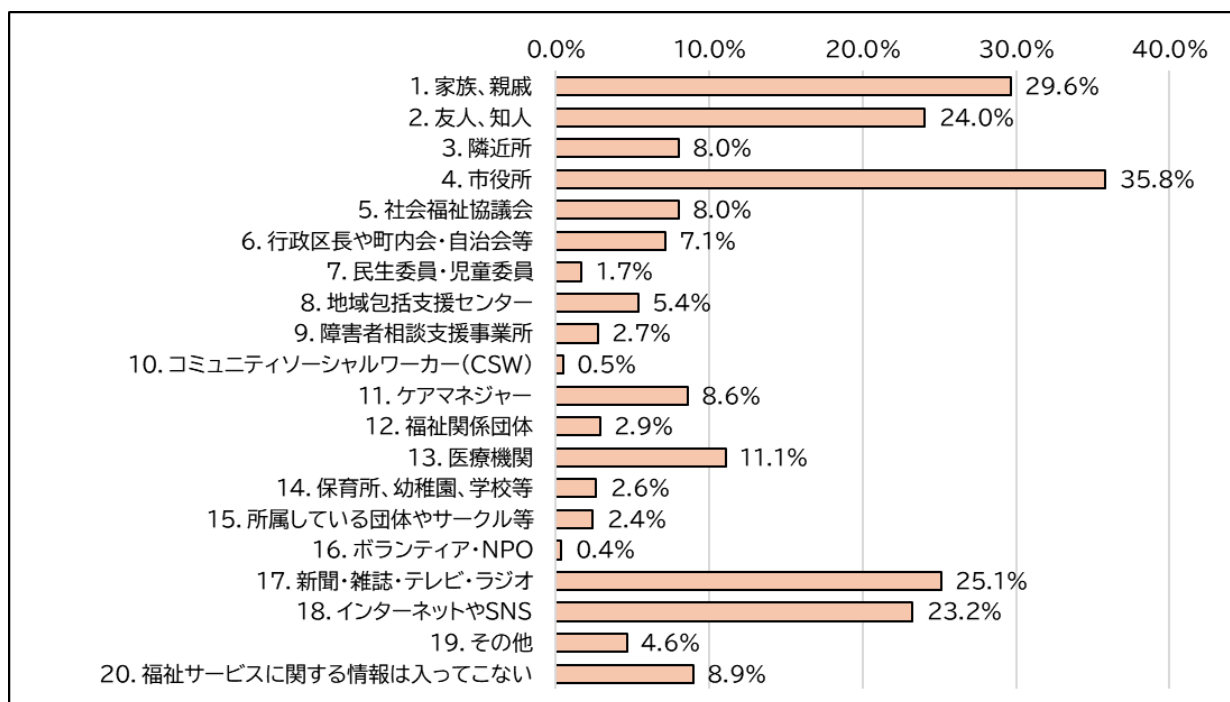
成年後見制度の今後の利用意向は、「利用したい」が26.7%となっています。一方で、「わからない」が59.3%と半数以上を占めており、制度自体の認知度とともに、利用促進に向けた取り組みが必要だと考えられます。



⑥ 福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、全体では「市役所」が35.8%で最も高く、次いで「家族、親戚」が29.6%となっています。

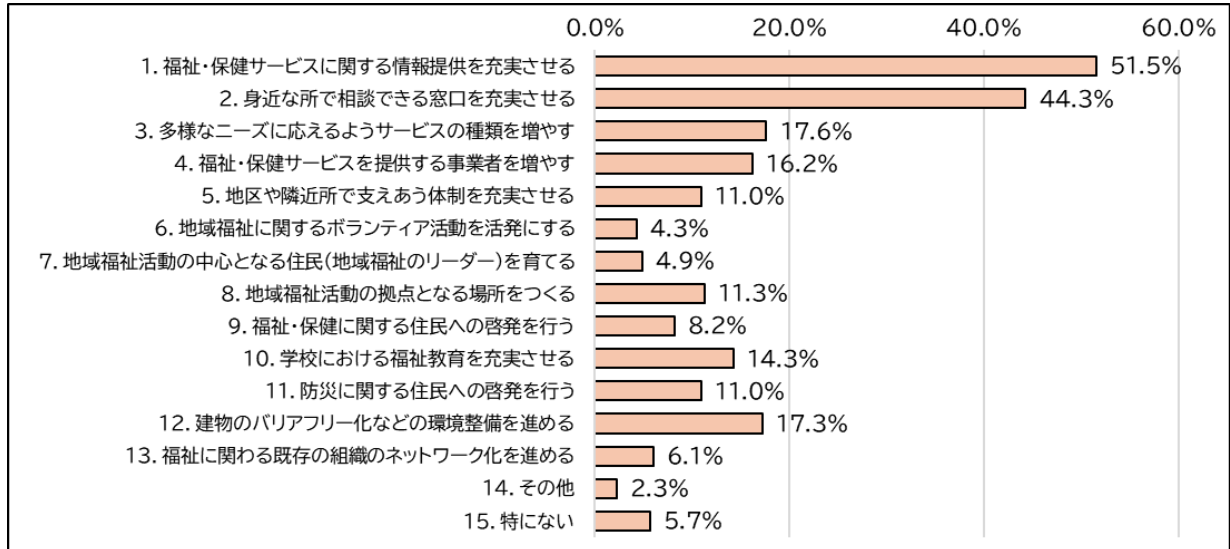
年代別でみると、年代が高いほど「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「医療機関」、「ケアマネジャー」、「社会福祉協議会」等で高くなっており、反対に年代が低いほど「インターネットやSNS」が高くなっており、地域の支え合いに頼るよりも、自分ひとりで情報収集できる媒体を使っている人が多い傾向が見られます。



選択肢	全体		1. 18~29歳		2. 30~39歳		3. 40~49歳		4. 50~59歳		5. 60~69歳		6. 70歳以上	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1. 家族、親戚	249	29.6%	23	41.1%	17	28.8%	40	37.4%	39	23.2%	35	27.6%	95	29.8%
2. 友人、知人	202	24.0%	9	16.1%	15	25.4%	29	27.1%	35	20.8%	31	24.4%	83	26.0%
3. 隣近所	67	8.0%	0	0.0%	3	5.1%	4	3.7%	4	2.4%	10	7.9%	46	14.4%
4. 市役所	301	35.8%	14	25.0%	15	25.4%	37	34.6%	62	36.9%	55	43.3%	118	37.0%
5. 社会福祉協議会	67	8.0%	0	0.0%	4	6.8%	7	6.5%	9	5.4%	10	7.9%	37	11.6%
6. 行政区長や町内会・自治会等	60	7.1%	2	3.6%	2	3.4%	9	8.4%	6	3.6%	8	6.3%	33	10.3%
7. 民生委員・児童委員	14	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	1	0.9%	1	0.6%	0	0.0%	11	3.4%
8. 地域包括支援センター	45	5.4%	1	1.8%	3	5.1%	1	0.9%	11	6.5%	7	5.5%	22	6.9%
9. 障害者相談支援事業所	23	2.7%	0	0.0%	4	6.8%	2	1.9%	7	4.2%	3	2.4%	7	2.2%
10. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	4	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	2	0.6%
11. ケアマネジャー	72	8.6%	0	0.0%	4	6.8%	4	3.7%	13	7.7%	15	11.8%	36	11.3%
12. 福祉関係団体	24	2.9%	1	1.8%	3	5.1%	1	0.9%	7	4.2%	3	2.4%	9	2.8%
13. 医療機関	93	11.1%	5	8.9%	6	10.2%	10	9.3%	19	11.3%	12	9.4%	41	12.9%
14. 保育所、幼稚園、学校等	22	2.6%	4	7.1%	7	11.9%	7	6.5%	3	1.8%	1	0.8%	0	0.0%
15. 所属している団体やサークル等	20	2.4%	1	1.8%	0	0.0%	1	0.9%	2	1.2%	3	2.4%	13	4.1%
16. ボランティア・NPO	3	0.4%	1	1.8%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%
17. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	211	25.1%	9	16.1%	11	18.6%	21	19.6%	38	22.6%	35	27.6%	97	30.4%
18. インターネットやSNS	195	23.2%	19	33.9%	18	30.5%	41	38.3%	56	33.3%	37	29.1%	24	7.5%
19. その他	39	4.6%	1	1.8%	4	6.8%	8	7.5%	9	5.4%	3	2.4%	14	4.4%
20. 福祉サービスに関する情報は入っていない	75	8.9%	11	19.6%	8	13.6%	9	8.4%	23	13.7%	8	6.3%	16	5.0%

(7)福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことは、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」が51.5%で最も高く、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が44.3%となっています。



4 関係団体等の状況(アンケート調査及びワークショップ)

(1) 福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート

市内の福祉関係団体・事業所が普段の仕事や活動を通して、市内の現状に対して感じている率直な意見や考えを把握し、第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため実施しました。

■ 調査概要

- ・ 調査対象:市内の福祉関係団体・事業所 46団体
- ・ 調査方法:郵送、FAX、WEB、メールによる回答
- ・ 調査期間:令和7年4月16日(水)～令和7年5月9日(金)
- ・ 回収状況:25団体(有効回収率:54.3%)

■ 調査結果まとめ

● 基本目標1 地域のつながりをつくる

- ✓ 人権意識や自殺対策に関する研修会や啓発活動に関して、実施されていることへの評価がある一方、周知が十分でないことや、参集対象の検討や伝え方の工夫が必要といった意見がありました。
- ✓ 自殺対策(改善意見最多)については、具体的にどのようなことをしたらよいかわからないという声や、実態把握、気軽に相談できる環境整備の必要性が挙げられていました。
- ✓ あいさつ運動や登下校時の見守りについては、評価する声が多かったです。地域とのつながりを保つことができ、防犯や自殺への対策にもなると感じるという意見もありました。

基本目標1 地域のつながりをつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実	7	15	3	改善意見最多
②誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)	4	12	9	
③手話への理解の促進と普及	6	15	4	
④人権や福祉に関する教育の推進	5	16	3	評価意見最多
⑤あいさつ・見守り・声かけ活動の促進	16	7	1	
⑥住民同士が交流できる場づくり	5	15	4	

● 基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- ✓ 現状のボランティアの活動に対する評価は高くなっていますが、メンバーの固定化や新たな担い手の確保の課題が挙げられています。気軽に参加できる活動機会を増やしたり、マッチングの仕組みが必要といった、活動しやすい環境づくりに対する意見が多くありました。
- ✓ 担い手をつくる上でもセーフティネットの構築は重要という声もあり、民間事業者との連携、まるまどの広がりへの期待とともに、さらなる周知の必要性も挙げられていました。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①地域福祉の担い手の確保	6	12	6	評価意見 最多
②多様な活動機会の充実	4	16	4	
③担い手が活動しやすい環境づくり	3	13	8	改善意見 最多
④地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり	3	15	7	
⑤地域福祉のセーフティネットの構築	3	19	3	

● 基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- ✓ 相談支援体制の強化・充実について重要という意見が多く、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められています。
- ✓ 権利擁護、更生支援については、取り組みに関する評価はありますが、制度周知・利用促進に関する課題を挙げる声が多くありました。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)	5	16	3	改善意見 最多
②再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画)	4	13	6	
③総合的な相談支援体制の充実	6	13	2	
④生活困窮世帯への支援の充実	6	15	3	評価意見 最多
⑤健康支援や生活支援の充実	8	13	3	

● 基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- ✓ 見守りの取り組みや防犯・防災に関しては市民の意識が高いという評価があります。防災訓練については、一部の方への負担の集中や参加者の固定化といった課題が挙げられていました。また、災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりが必要との声がありました。
- ✓ 非常時や災害時だけでなく、日頃からの地域住民のつながりがあって安心して過ごせる地域をつくることできるという、地域のつながりの重要性に関する意見もありました。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①防災に関する知識の普及啓発や地域の自主防災活動の促進	8	14	3	評価意見 最多 改善意見 最多
②災害時の支援体制の整備(おりひめ支え愛プロジェクトの推進)	5	13	7	
③防犯意識の向上、地域における防犯活動、交通事故対策の啓発、促進、推進	7	12	5	

(2) 交野市地域福祉計画・活動計画策定ワークショップ

福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケートの調査結果を共有し、専門的見地から課題解決に向けた取り組みの提案を受け、次期計画の施策を検討する際の参考とするため、地域ケースネットワーク会議の場を活用し、ワークショップを実施しました。

■ 開催概要

- ・ 開催日時:令和7年5月20日(火) 13:00~15:00
- ・ 参加者:地域ケースネットワーク会議委員等 12名

■ グループワーク結果(参加者の意見)まとめ

● 基本目標1 地域のつながりをつくる

- ✓ 自殺対策の実効性を高めるには、知識の普及と気づきの強化、関係機関の連携、アウトリーチ活動の拡充が不可欠であり、地道な取り組みの継続が成果につながる。
- ✓ 学校の先生、教育委員会、学校専属のSSW(スクールソーシャルワーカー)との連携を強化し、早期発見や気づきを増やすことが大事。
- ✓ 医師との連携においては、単に医療機関に繋ぐだけでなく、患者に寄り添い伴走してくれる医師の存在が重要となる。

● 基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- ✓ 潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)は多く存在すると考えられます。が、時間や内容が分かりにくいという声があるため、マッチングの仕組みが必要。
- ✓ 企業へのアプローチとして、退職後も地域活動にシームレスに移行できるような支援があるとよい。
- ✓ やりがいやポイント付与のようなインセンティブの提供も担い手確保につながる可能性がある。
- ✓ マッチングアプリのようなツールを導入し、多様な情報が集まる「情報の交差点」を形成することで、担い手不足の解消に繋がるのではないか。

● 基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- ✓ 保護司の負担が大きいと思われ、負担軽減のため保護司会等へのアプローチを行ったり、交野女子学院との連携をより深めていくことが必要ではないか。
- ✓ 警察内にいる地域とつながる相談員(交番相談員)と連携し、地域と警察の間の橋渡し役を担ってもらうことも、安全安心確保の手段の一つになると思われる。

● 基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- ✓ 個別避難計画の見える化の推進が必要。消防との連携を通じて具体的な計画を地区ごとに発信し、見える化を図るべき。
- ✓ 学校が避難場所となることが多い現状を踏まえ、学校や教育委員会の協力を得て、学校でHUG(避難所運営ゲーム)が機能するかを試すリアルな訓練を実施してみてもどうか。
- ✓ 情報の届け方について、世代や属性ごとに適切に情報を届けることで、全体的な周知不足を解消できる可能性がある。

(3) 団体・事業所アンケート及びワークショップから見た地域ニーズ総括

◆「地域のつながり」について

- ✓ 地域の中での孤独・孤立対策や自殺防止には、地域での見守りやつながりが大きい役割を果たすという意見が多く聞かれ、具体的に何をしたらよいのかといった知識の普及と周知啓発と同時に、地域・学校・関係機関の連携により、早期発見や気づきを増やすことの重要性等が挙げられていました。
- ✓ 市民アンケート同様、あいさつ運動や登下校時の見守りについては、評価する声が非常に多く、交野市の強みとして、活動の継続とあわせ、発展的な取り組みについて検討していくと効果的であると考えられます。

◆「地域福祉の担い手」について

- ✓ 現状のボランティアの活動に対する評価は高くなっていますが、メンバーの固定化等の課題に対して、潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)が活動する動機を生むような仕掛けや仕組みづくりを検討していく必要があります。
- ✓ 具体的には、ポイント付与のようなインセンティブの提供やマッチングアプリのようなツールを導入して多様な情報が集まる「情報の交差点」を形成するといった、時代に対応した新たなアイデアが求められています。
- ✓ 一方で、担い手をつくる上でも、福祉活動を支える基盤となるセーフティネットの構築は重要という声もあり、民間事業者との連携や、まるまどの広がりへの期待とともに、より多くの人に関わってもらうためのさらなる周知の必要性も挙げられていました。

◆「自分らしい暮らしを支える仕組み」について

- ✓ 権利擁護、更生支援については、事業が着実に取り組まれていることへの評価の声はありますが、依然として制度への認知度の低さや利用促進に関する課題を挙げる声が多く出ています。ワークショップでは、更生支援の理解促進の取り組みとして、交野女子学院との連携を深めることや、保護司の負担軽減の方法、警察との連携についても話題が挙がっていました。
- ✓ 地域の中で発見されづらい潜在的な相談ニーズに対し、アウトリーチや早期に支援につなげる仕組みづくりの必要性が挙げられており、いずれも重層的支援体制整備事業の枠組みで検討・充実していくべき地域課題だと言えます。

◆「安全・安心な地域づくり」について

- ✓ 市民アンケートと同様、見守りの取り組みや防犯・防災に関しては市民の意識が高いというデータ・評価があるため、例えば個別避難計画の見える化の推進や消防との連携を通じて具体的な計画を地区ごとに発信する等、従来から一歩進んだ取り組みを進めることで、より効果が上がる可能性があると考えられます。
- ✓ 災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりが必要といった意見がありました。その情報の届け方についても、世代や属性に合った適切な方法を検討し、関係機関と連携・協働して進めていくことが重要です。

5 地域懇談会からみる交野市

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設等が連携するきっかけの場になることを期待して、校区福祉委員会の協力を得て、市内9小学校区において、地域懇談会を実施しました。

(1) 開催概要

- ・ 対象:校区福祉役員・区長・各サロンの参加者の代表等
- ・ 実施方法:各小学校区で事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて地域懇談会を開催
- ・ 実施期間:令和7年2月～4月
- ・ 配布数:1,140部、回収数:450部
- ・ 参加者数:9小学校区256名

(2) 現状と強み

- ✓ 多くの地域で、地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、後継者不足が共通の課題となっています。また、自治会加入率の低下や近所付き合いの希薄化も進んでおり、地域住民同士のつながりが弱まっている傾向が見られます。
- ✓ 福祉への関心は持ちつつも、「何をすればいいかわからない」「情報がない」といった理由で活動への一歩を踏み出せないという声があります。多忙な現役世代や健康に不安のある高齢者にとっては、活動への参加自体が難しいという実情もあります。
- ✓ アンケートでは、多くの地域住民が自身の住む地域を「暮らしやすい」と感じており、地域への愛着や住み続けたいという意向が高いことが明らかになりました。機会があれば地域活動に参加したいと考えている地域住民も多く、地域活動の潜在的な担い手は多数存在すると考えられます。
- ✓ 特に「高齢者」「こども」「防災」といったテーマへの関心は高く、活動のきっかけにしやすい分野です。また、福祉活動への参加はハードルが高いと感じる人でも、地域の美化活動や防災訓練といった、目的が明確で参加しやすい活動には協力的な姿勢が見られます。

(3) 地域住民が望むこと及び実施できることのアイディア

テーマ	地域住民が望むこと	実施できることのアイディア
地域のつながりと見守り	こどもたちの見守り活動の担い手が高齢化する一方で、これまで地域活動への参加が少なかった男性が気軽に参加できる場や、新旧それぞれの地域住民が交流する機会が求められています。 また、個人情報の壁がある中で、孤立しがちな独居高齢者をどのように見守るかという課題に対し、顔の見える関係	まずは「あいさつ・声かけ」といった日常的な関わりを大切にするところから始めるという意見が多く出されました。 その上で、ラジオ体操や趣味の活動(木工教室等)、多世代が参加できるイベントを企画・連携することで、性別や年齢に関わらない自然な交流の機会を創出

	を築ける「集いの場」の必要性が多くの地域で語られました。	できるのではないかとアイデアが提案されました。
地域のつながりと困りごとを抱える人	声を上げることが難しい人々の困りごとをいかに把握するかが大きな課題とされています。具体的には、ゴミ出しや電球交換といった「ちょっとした困りごと」への支援、高齢等の理由でサロンや買い物に行けない人々のための移動手段の確保等、身近な生活課題を支える仕組みが望まれています。	既存のサロンや活動の情報を、チラシや掲示板、口コミ等で粘り強く周知することが第一歩だと考えられています。 また、ゴミ出し等の「ちょっとした困りごと」に対して、助け合いの仕組みづくりを検討する意見や、SNS を活用して新たな相談の場をつくるなど、現代に合ったアプローチも提案されました。
地域のつながりと安全・安心	防災と防犯の両面から、地域全体の安全性を高めたいという意見が多数出されました。特に、災害時における要援護者の情報共有のあり方や、より実践的な防災訓練の実施を望む声が多く聞かれます。 また、通学路の危険箇所や夜間の暗い道等、具体的な場所を挙げて環境改善を求める意見も目立ちました。	災害時に本当に助け合える関係を築くためには、お祭りやイベント等を通じて普段からの「顔の見える関係」を広げることが最も重要だと考えられています。 また、防災訓練に中学生・高校生を巻き込んで若い力を活かしたり、自分たちのまちの危険箇所を記した「防災マップ」を作成したりするなど、地域住民が主体となった具体的な取り組みが挙げられました。
地域で育ち地域を愛する(郷土愛)	子どもたちが安全に遊べる場所や、気軽に集えるフリースペースの確保が望まれています。 また、学校と地域が連携し、福祉教育や地域の歴史・自然に触れる体験活動を行うことで、子どもたちが自分たちのまちに愛着を持つきっかけをつくりたいという思いが共有されました。	学校と連携したコミュニティスクールの活動を軸に、地域の歴史散策や農業体験、伝統文化の継承といった、地域の資源を活かした体験活動を企画したいという意見が多く出されました。 これらの活動を通じて、子どもだけでなく大人も自らのまちの魅力を再発見し、郷土愛を育むことにつながると期待されています。
地域に住む人・働く人の強みを活かす	地域には、さまざまな知識や特技を持った人材が埋もれていると感じられています。こうした人々のスキルや経験を発掘し、子どもたちへの教育や地域活動に活かすための「人材バンク」のような仕組みが期待されています。 また、地域の企業や学生等、多様な主体との連携を望む声も上がりました。	高齢者が持つ知恵や経験を若い世代に伝え、逆に若い世代が高齢者にスマートフォンの使い方を教えるといった、世代間のスキル交換を通じて新たな交流を生み出すアイデアが提案されました。 また、活動を継続するためには、まず運営側が「楽しむ」ことが不可欠であり、参加のハードルを下げることで新たな担い手を呼び込む鍵になると考えられています。

II 第4期計画の進捗評価

市の第4期地域福祉計画、社会福祉協議会の第4期地域福祉活動計画について、それぞれの基本目標・基本方針ごとに、進捗状況について評価を行いました。

【第4期交野市地域福祉計画】

基本目標1 地域のつながりをつくる

- 住民同士が交流できる場づくりとして、さまざまなサロンの開催や新たな担い手の確保に向けた広報活動等、小地域活動推進事業支援を行っています。サロンの開催回数ならびに参加者数については年々増加しており、また、ホームページやSNSの活用を進め、地域住民への情報発信力の強化に努めています。地域では、校区福祉委員会を中心とした各校区アクションプランの推進を通して地域全体での一体感を高める取り組みが進んでいます。
- 人権意識や福祉のこころを育む取り組みとして、さまざまな市民団体と協働し、「人権の尊重と安心して暮らすことができる明るい社会」の構築に向けた啓発・研修活動を実施しています。
- 自殺対策を支える人材の育成を重点的な取り組みとして、ゲートキーパー養成研修を対象者の分野も拡大し積極的に実施しています。しかしながら、一方で、第5期計画策定に向けたアンケート等の結果からも、具体的に何をしたらよいかといった知識の普及と周知啓発と同時に、地域・学校・関係機関の連携により、早期発見や気づきを増やすことの重要性等が挙げられており、さらなる地域での見守りやつながりの促進に関する取り組みの検討が必要です。
- 障がいのある人への差別解消に向けた市職員向けの取り組みとして、「障がい者差別解消庁内推進会議」を設置するとともに、主に窓口対応を行う職員を対象とし、難聴者や聴覚障がい者が直面する課題やコミュニケーション、筆談や配慮すべきポイントを学ぶ内容の研修等を実施しています。
- 自発的活動支援事業では、広報啓発等の活動を行う地域住民等の団体に対し、補助金を交付するなどの事業支援に努め、視覚障がい当事者による交流イベントの開催や聴覚に障がいのある人への防災学習会等の取り組みを進めています。市広報やホームページにより制度を周知して利用の促進を図ったことにより、徐々に利用件数が増えている傾向にあります。
- 聴覚に障がいがある方等への取り組みとした手話言語条例の周知啓発については、引き続き、専任手話通訳者の設置や登録手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講習会の実施をするとともに、手話への理解の促進、普及に関する施策や手話による情報発信等の施策等について検討を行っていく必要があります。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- 市では、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと協働し、多くの市民が生きがいと役割を持ちボランティア活動を通して自己実現できる拠点・社会で活躍できる居場所として、活動に関する相談対応や調整、ボランティアグループ連絡会等への後方支援を行っています。また、市民に向けた活動内容の紹介によるPRを行うとともに、ボランティア体験プログラムの実施やボランティア講座による人材育成に取り組んでいます。アンケート調査では、

「自分が何をすればよいかわからない」や、活動に関心があっても「忙しくて時間が取れない」といった声も多いことから、各主体の活動をわかりやすく、より関心を引くようなPR方法の検討や、気軽に短時間でできる身近な範囲での活動が求められています。

- 地域福祉を担う人材発掘・育成としたボランティア活動ネットワークの推進では、社会福祉協議会を中心に、「福祉教育や人材育成」を図るため、こどもの頃からボランティア活動に触れる機会の創出を目的としたイベントを開催し、福祉教育に力を入れています。
- 市内の小中学校では、交野市版福祉教育プログラムとして、「ともに生きる力を育むこと」を目的とし、命の大切さや人間の尊厳について学ぶ機会を提供しています。このプログラムは、小中学校の教職員や地域団体に配布し、地域全体で学びを共有する取り組みを進めています。
- 生産人口の減少により、ボランティアの担い手が減っていくことで活動が困難な状況に直面したり、活動が停滞したりしてしまうことを防ぐため、ボランティアグループの相談対応やモチベーション維持のための支援を行っていくことが重要です。加えて、今後に向けては、これから活動したいという想いを持つ市民への啓発とともに、ボランティアアドバイザーの養成や従来からのボランティア活動者の支援等といった取り組みが必要と考えられます。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、核となる中核機関として「こうけん・ゆうゆうサポート」を設置しました。「こうけん・ゆうゆうサポート」では、中核機関の4つの機能のうち、相談・広報機能を重点的に進めており、月1回の専門員無料相談会の開催、市民対象の講演会や支援学校のPTAや障がいのある人の支援者等へ出前講座、周知チラシの全戸配布、介護事業者や障がいのある人の支援団体等へ配布する等の取り組みを実施しています。
- 権利擁護に関しては、専門性が発揮できる相談体制の充実に向けた支援に関するスキルアップ研修や、虐待の早期発見・予防に向けて関係各機関のネットワークの強化を図っています。また、さまざまな機会を通して成年後見制度利用支援事業の周知を図っていますが、利用が少ないことから、利用の促進に向けてさらなる周知が必要です。第5期計画策定に向けたアンケート等の結果から、年齢層により主な情報収集の方法に特徴があるため、必要な情報をどの層に届けたいかにより、効果的な広報媒体・内容を検討していく必要があると考えられます。
- 再犯防止に関する取り組みとしては、更生支援ネットワーク会議を定期的に開催し、複合化した課題に対応した支援に関する検討や協議を図るとともに、更生支援への理解促進に向け、交野女子学院と連携事業が第4期計画期間中に開始され、さまざまなプロジェクトやイベントが毎年度実施されています。また、令和6年度には、新たな取り組みとして、国土交通省の地域公共交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクトに採択され、交野女子学院の在院生が描いたイラストをマグネットとして作成し、おりひめバス(市内北部巡回バス)の車体に貼り啓発を行いました。
- 高齢者等の移動手段の確保策として、令和6年度より電車・バス等の運賃補助事業の対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げ、電車・バス等の運賃補助事業にタクシーチケット(4,500円分)の支給を追加しました。また、妊婦タクシーチケットの有効期限を出産予定日の60日後から120日後に延長する拡充も実施しました。

- 基幹相談支援センターでは、重層的支援体制整備事業におけるワンストップ窓口のひとつとして、包括的な相談支援に取り組んでいます。また、大阪府の相談支援アドバイザー派遣事業を活用し、各種相談支援事業所の役割整理や課題に対する共通認識の醸成を図ることや、事例検討や専門的な助言を行う等、市内の相談支援体制の強化を推進しています。相談支援体制の強化・充実に関しては第5期計画策定に向けたアンケート等からもとても重要という声が多く、今後は、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められます。
- 生活困窮世帯への支援では、生活困窮者自立相談支援事業により、経済的困窮課題を抱える住民に対する相談支援のみならず、制度の狭間の課題に陥る方への支援についても、地域のコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉協議会の「福祉なんでも相談会」等と連携して早期発見し、早期解決に向けて関係機関へつないでいます。
- 医療的ケアを含む重度障がい児の支援体制整備を目的に、令和5年度から重症心身障がい児支援事業所を新たに開設する事業者に対する補助を創設しました。さらに、令和6年度より対象施設を障がい児から障がい者まで拡充しています。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- 令和7年度に実施した市民アンケート等からも、本市は見守りの取り組みや防犯・防災に関して住民の意識が高いという評価があります。防犯活動では、市内の防犯カメラの設置や、地域と連携した青色回転灯防犯パトロール等、防犯意識の普及啓発の効果は着実に広がっています。具体的には、令和4年度から始まった特殊詐欺対策機器の貸し出しは年々件数が増加しており、また令和6年度からの高齢者の免許返納制度についても、市民の理解のもと、着実に件数が増加している傾向にあります。
- 防犯意識の醸成に向けては、小学校や認定こども園等において防犯教室を開催するとともに、交野警察署・少年補導員や交野市防犯協議会と連携し、駅前や小学校等において普及・啓発活動を実施しています。
- 交通事故対策では、高齢者の事故防止対策に向けて「高齢者交通安全リーダー」を委嘱し、研修会や交通安全教室等を開催しています。また、小さいうちから交通ルールを体得できるよう、こどもにも分かりやすい映画や人形劇等により楽しく交通ルールを周知するとともに、自転車の交通安全教室を実施しています。
- 防災知識の普及に向けては、災害に強いまちづくりとして、地域住民に対し、救命入門や普通救命講習等の講習会にて防災知識の向上を図りました。全地区において防災訓練または防災講話等を実施しており、いずれの地区においても防災に関する意識は高まっています。
- 防災訓練の内容については、年々、避難所運営訓練を実施する地区が増えてきており、応急手当や煙道体験等、体験型の訓練を実施することで、参加者を増やす工夫がされています。また、地区の防災訓練や放課後児童会等に出向き、防災に関する紙芝居を通じて防災等についての啓発活動も実施しています。
- 災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりや情報の届け方について、世代や属性に合った適切な方法を検討し、関係機関と連携・協働して進めていくことが重要です。

重点的な取り組み1 全市的な見守り&セーフティネットの構築

- 第3期計画に引き続き実施・推進してきた、あいさつ・見守り・声かけ活動については、自主的に各校区において、主に登下校等の時間帯において実施されており、子どもたちの安全・安心感と地域住民同士の顔が見える関係性の構築、つながりが深まっています。地域での見守りに関しては、令和6年度に実施した市民アンケートや地域懇談会でも評価する声が多く、地域住民の中に着実に根付いてきています。
- 令和4年度には「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を民間事業者等と締結し、民間の協力を得ながら、高齢者の孤立死の防止等地域における高齢者の見守り等の推進を図っています。
- 介護予防や生活支援の充実については、地域の「元気アップ教室」数や参加者数が年々増加しており、介護予防に資する施策として定着してきています。また、認知症サポーター養成講座の出前講座の依頼数や、認知症カフェ・交流カフェ等団体への支援活動も増加しています。
- 市が社会福祉協議会に委託しているコミュニティソーシャルワーカー事業において、社会的なつながりが少ない人を対象とした居場所づくり「かたの×サードプレイス」を実施しています。
- 地域の見守りや福祉活動、ボランティア活動を担ってきた住民の多くが高齢化しており、活動の中心が固定化しているという意見が多く聞かれており、新たな担い手の確保に向け、若者や子育て世代等の生活スタイルにあわせた情報提供方法や、潜在的な担い手を発掘するための仕組みの検討を進める必要があると考えられます。

重点的な取り組み2 分野を超えた、地域福祉ネットワークの創設

- 令和4年度、第3期計画期間中に構築した、縦割り・分野別を超えた「オール交野の地域福祉ネットワーク」を深化し、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援を実施するため、「交野市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。さらに、第4期計画期間中には、包括的支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施し、第5期計画においては、さらに取り組みを推進するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画を包含する方向性が示されました。
- 地域の関係機関・団体との連携体制は着実に進んでいる実績が多く見られており、より発展的な包括的な支援体制の整備に向けた施策を継続的に実施しています。特に「まるまど」については、民間の協力事業所が市内における身近な相談窓口として、どの分野の相談であっても一旦受け止めて関係機関につなげる重要な役割を担っています。令和6年度においては、この「まるまど」の拡大に向け、社会福祉協議会・市が連携して周知イベントや説明会等を積極的に実施したことにより、協力事業所が前年度の24か所から35か所に拡大しました。
- 令和2年度、第3期計画期間中に立ち上げた地域ケースネットワーク会議については、市の施策として地域課題の解決に向け、継続した地域課題の検討に取り組みました。この会議での検討を通じ、ごみ処理サポート事業の制度化や、外国語を母語とする方への対応として「多言語翻訳機 KOTOBAL(コトバル)」の導入等が実現しました。

重点的な取り組み3 「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

- 「おりひめ支え愛プロジェクト」については、地区ごとの取り組みの差が生じていることが課題となっていたため、市内各地区を個別で回り意見交換を行うことで、効果的な情報共有を行うことができました。聞き取りの結果、取り組みが進まない原因として、名簿の更新や支援者の確保等に課題があることが明確になりました。
- 個別避難計画の作成については、令和4年度に各地区にて計画の作成に関する説明を行い、令和5年度には「地域調整会議」を開催しました。地域の支援者(区長、民生委員等)と福祉の専門職とでお互いに顔の見える関係性をつくり、対象者が安全に避難できる経路等を共有する等を行った結果、5件の個別避難計画が作成されました。また、さらなる個別避難計画作成に向け、要支援者を対象にアンケート調査を行い、計画作成を希望する市民へ個別での個別避難計画の説明等を行いました。
- 避難に支援の必要な人への対応としては、「避難行動要支援者名簿」を作成するだけでなく、更新作業への支援を行っています。平時からの地域住民における要援護者の見守り活動や防災意識の醸成に向けて、各関係機関との密な連携を図るとともに、地域住民のつながりづくりを進めていく必要があります。

【第4期交野市地域福祉活動計画】

基本方針1 福祉のこころを育む

- 権利擁護や障がい理解に関する研修会・出前講座が継続的に実施され、市民や専門職の理解促進に貢献しました。
- 世代間交流や福祉教育(出前講座、手話教室等)が活発に行われ、子どもたちが福祉に触れる多様な機会が創出されました。フードパントリー等の活動に子どもボランティアが参加するなど、新しい関わり方も生まれています。
- 学校運営協議会との連携や学生ボランティアの受け入れが進み、多世代・多機関が協働する福祉教育が定着しました。次代の担い手育成につながる土壌が育まれています。
- 全校区であいさつ・見守り・声かけ活動が継続され、子どもたちから自発的な挨拶が見られるなど、顔の見える関係づくりに大きく寄与しました。一方で、担い手の高齢化や減少が課題となっており、地域と関わりたいが手法がわからない事業者との連携も今後の鍵となります。

基本方針2 とともに解決する仕組みをつくる

- 重層的支援体制整備事業の開始や地域ケースネットワーク会議の定着により、関係機関の連携が強化されました。サロン等での気づきが支援につながるなど、地域の早期発見機能が向上しています。今後は、参加者が固定化しがちな点や複雑化するケースへの対応力強化が求められます。
- サロン活動は市内全域で定着し、週末開催など参加しやすい工夫も進みました。子育て中の親子や高齢者等、多様な住民にとっての交流の拠点として機能しています。また、サロン参加者の変化に気づき、地域包括支援センター等の支援機関につなぐことで困りごとの早期解決につながるケースもありました。
- 地域ケースネットワーク会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会等での課題検討等、多様な主体が連携して地域の困りごと解決に取り組む体制が強化されました。今後は、より実効性のある解決策の創出が期待されます。
- 従来からの広報誌や機関誌での情報発信に加え、SNS等を活用した情報発信が進みました。赤い羽根共同募金を活用した地域活動への後方支援も有効に機能し、活動の基盤を支えました。

基本方針3 幅広い地域福祉活動の担い手の発掘・育成を行う

- 学生ボランティアの活躍や企業の地域貢献活動との連携、生活援助員養成研修等を通じて、新たな担い手の参加を促しました。しかし、担い手不足は依然として深刻な課題です。
- 福祉教育や夏のボランティア体験、こども食堂、地域のイベント等を通じて、こどもや現役世代が地域活動に参画する機会が着実に増えています。ボランティアサロンには、参加だけでなく各回1名以上ボランティア登録がありました。
- 住民の特技を活かした料理教室や、市の自発的活動支援事業の活用等、多様な活動が生まれています。一方で、活動メンバーの固定化や高齢化という課題も残ります。

- SNSやホームページ、子育てマップ等多様な媒体での情報発信が強化されました。ただし、自治会加入率の低下等により、情報が届きにくい層へのアプローチは引き続き模索が必要です。

基本方針4 自分らしい生き方を支援する

- CSW(コミュニティソーシャルワーカー)事業や生活困窮者自立支援事業等により、制度の狭間にある課題にも対応しました。フードパントリーや子育て世帯訪問支援等、具体的な支援も拡充されています。
- 中核機関「こうけん・ゆうゆうサポート」の周知と機能発揮により、成年後見制度に関する相談・支援体制が前進しました。
- サロンや元気アップ体操等の「通いの場」が定着し、市民の健康寿命の延伸と生きがいに貢献しました。外出支援制度の拡充も、高齢者等の社会参加を後押ししました。
- 重層的支援体制整備事業の相談窓口「まるまど」への参画事業所が定着・増加し、身近な相談先の裾野が広がりました。友愛訪問やサロン活動等、地域に根差した見守り・支え合い活動が継続されています。
- サロンやこども食堂に加え、「かたの×サードプレイス」や「親のつどい」、「親の会の談話室」等、新たなニーズに応える居場所づくりが進展しました。誰もが安心して過ごせる場所の選択肢が増えました。
- ボランティアグループの活動そのものが居場所づくりになっており、依頼者とボランティアメンバー両方の居場所ができています。各グループの安定的な活動を今後も継続していけるような支援策が求められます。

基本方針5 地域を基盤とした防災・防犯活動を行う

- 「おりひめ支え愛プロジェクト」の周知・登録支援が進み、日頃からの見守り体制が強化されました。個別避難計画の策定も始まり、より具体的な支援への一步を踏み出しました。
- 多くの地区で防災訓練が実施され、HUG(避難所運営ゲーム)のような体験型訓練の実施により、住民の防災意識と実践力が高まりました。一部の地域で実践されていることも向け防災訓練も好評で、次世代への継承にもつながっています。
- 災害ボランティアセンター運営に関する協定締結や、福祉事業所におけるBCP(事業継続計画)策定が進むなど、組織としての備えが強化されました。
- 登下校の見守り、防犯・交通安全教室、特殊詐欺防止講習会等が継続的に実施され、地域の安全・安心に貢献しました。

重点的な取り組み ともに支え合い解決する仕組みづくり

～オール交野の重層的な地域福祉ネットワークによる支援～

- 第3期計画から継承・深化させてきた「福祉の困りごとを支え合う仕組みづくり」は、第4期計画において、重層的支援体制整備事業と連動しながら、より実践的な取り組みへと進展しました。
- 各校区において取り組まれてきた「地域ケース会議」は、当初の会議体という形式から、サロンでの日常的な情報交換や、あいさつ・声かけ運動の中での気づきの共有といった、それぞれの地域の実情に合った柔軟な形へと深化しました。これにより、住民の自発的な活動の中で、身近な生活課題の早期発見・早期解決につながる体制が構築されました。
- また、サロンでの何気ない会話や見守り活動の中から住民が気づいた地域の課題に対し、社会福祉協議会や地域包括支援センター、専門機関が連携して具体的な支援につなぐといった事例が数多く生まれました。
- さらに、「お互いさま」の精神に基づき、電球交換やゴミ出しといった「ちょっとした困りごと」を住民同士で支え合う活動が一部の地域で導入・活用されるなど、住民自身の力で解決する互助の取り組みも着実に深まりました。
- 重層的支援体制整備事業の実施に伴い、身近な相談窓口「まるまど」の協力事業所が拡大するなど、官民が協働する包括的な支援体制の基盤が強化されました。これにより、分野を超えた「オール交野の重層的な地域福祉ネットワーク」は着実に進展がみられました。
- 地域で把握された課題を施策として反映させる仕組みも有効に機能しました。地域ケースネットワーク会議での検討を経て「ごみ処理サポート事業」等が制度化されるなど、具体的な施策につながる成果がみられました。
- 一方で、活動を支える担い手の確保といった課題は依然として残されており、次期計画においても継続した取り組みが求められます。

Ⅲ 計画策定経過

日程	事項	内容
<令和6年度>		
令和6年 5月30日	令和6年度 第1回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・現行計画内容及び第5期計画策定について ・第5期計画策定スケジュールについて
7月23日	第2回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期計画における取り組み等の進捗状況について ・市民アンケート調査概要(案)について
8月23日 ～9月20日	市民アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民2,000人を対象 ・有効回収率42.0%
11月27日	第3回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・地域懇談会の開催について
令和7年 2月～4月	地域懇談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区で事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて地域懇談会を開催 ・アンケート配布数:1,140部 回収数:450部 ・参加者数:9小学校区 計256名
3月17日	第4回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケートの実施について ・部会の開催について ・地域懇談会実施状況の報告について

日程	事項	内容
<令和7年度>		
令和7年 4月16日 ~5月9日	福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート実施	・市内の福祉関係団体・事業所46団体対象 ・有効回収率:54.3%
5月20日	交野市地域福祉計画・活動計画策定ワークショップ	・参加者:地域ケースネットワーク会議委員等12名
7月3日	令和7年度 第1回地域福祉推進審議会	・第4期計画における取り組み等の進捗状況について ・福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート調査結果について ・第5期計画骨子(案)について
9月2日	成年後見制度利用促進計画策定検討部会	・成年後見制度利用促進計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
	自殺対策計画策定検討部会	・自殺対策計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月3日	再犯防止推進計画策定検討部会	・再犯防止推進計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月4日	重層的支援体制整備事業実施計画策定検討部会	・重層的支援体制整備事業実施計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月24日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会	・第5期計画アクションプランについて ・第5期計画主な取り組み(案)について
10月31日	第2回地域福祉推進審議会	・個別計画検討部会 検討経過及び結果報告 ・第5期計画(素案)について
12月	パブリックコメントの実施	
令和8年 2月初旬	第3回地域福祉推進審議会	

IV 交野市地域福祉推進審議会条例及び審議会委員名簿

1 交野市地域福祉推進審議会条例

平成25年3月1日

条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市地域福祉推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令和5条例36・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた見直しに関する事項
- (3) 福祉分野の総合的な推進に係る方策に関する事項
- (4) その他福祉の充実に必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健及び福祉に関する活動を行う者又は保健福祉関係団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(令和5条例36・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則(令和5年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 交野市地域福祉推進審議会委員名簿

	氏名	団体名・役職	所属部会	備考
会長	小寺 鐵也	種智院大学 特任教授		
副会長	大西 幸夫	交野市校区福祉委員会 会長	策定検討部会 地域福祉活動計画 地域福祉計画・	
	馬場 巡	交野市ボランティアグループ連絡会 会長		
	湊 三千世	交野市ファミリー・サポート・センター センター長		~令和7年9月30日
	戸田 十九一	NPO法人ナルクいわふねクラブ 代表		
	田代 香織	社会福祉法人私部幼保連携型認定 こども園わかばこども園 園長		
	高崎 育	交野市教育委員会教育指導部 部長		令和7年4月1日~
	内山 美智子	交野市教育委員会学校教育部 部長		~令和7年3月31日
	西 徹	大阪介護支援専門員協会交野支部 相談役		
	田伏 高治	社会福祉法人かたの福祉会 事務局長		
	西井 大介	交野市身体障がい者福祉会 会長		
	河本 悦子	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	策定検討部会 重層的支援体制整備 事業実施計画	令和7年12月1日~
	梶 健治	交野市民生委員児童委員協議会 会長		~令和7年11月30日
	田丸 恵美	交野市地域子育て支援センター 施設長		
	島田 国久	交野市健やか部 部長		
	奈良 尚	交野市訪問看護ステーション連絡会 事務局		
	松本 和子	社会福祉法人心生会 理事		
	菅原 幸治	交野市人権協会 副会長		
	森 貞香	市民公募		
	武田 一雄	大阪府四條畷保健所 地域保健課長		
	西田 伸祐	特定非営利活動法人シビルブレイン 弁護士		策定検討部会 自殺対策計画
	西田 孝司	社会福祉法人豊年福祉会 理事長		
	坪岡 真美	交野市障害児(者)親の会 会長		
	松原 美知子	交野市母子寡婦福祉会 会長		
	足立 晃司	交野市区長会 会計	令和7年4月1日~	
	山田 未人	交野市区長会 監査	~令和7年3月31日	
	島田 尚弥	枚方・交野地区保護司会 副会長		
	池永 直美	社会福祉法人もくせい会 理事		
	青山 雅宏	交野市星友クラブ連合会 会長		
	割石 充	交野市商業連合会 理事		
	中野 貴雄	交野市危機管理室 室長代理	策定検討部会 再犯防止推進計画	令和7年4月1日~
	山添 学	交野市危機管理室 室長		~令和7年3月31日

V 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差し伸べること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

LGBT(エルジービーティー)／LGBTQ+(エルジービーティーキュー・プラス)

Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(両性愛者)、Tはトランスジェンダー(性自認が出生時の性と異なる人)を指す。LGBTQ+の「Q」はクエスチョニング(自分の性の在り方を模索している人)等を表し、「+」はそれ以外の多様な性のあり方を含む。

か 行

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談支援や関係機関との連携調整を行う中核的な機関をいう。地域の相談支援体制の整備や専門的な支援の提供等を担っている。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

校区福祉委員会

交野市内の小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織。令和7年度現在、本市には9の校区福祉委員会があり、合計595人の校区福祉委員が活動している。

合理的配慮

障がいのある人々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供等総合的な子育て支援を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域における支え合いの仕組みづくりを進める福祉の専門職。生活に困りごとを抱える人への支援や、地域住民・関係機関と連携して課題解決に向けた活動を行う。本市では社会福祉協議会が配置し、制度の狭間にある複雑化・複合化した相談に分野横断的に対応している。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや世代間交流を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人へ包括的な支援を行う制度。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。

成年後見制度

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を、本人の意思や自己決定権を尊重することを原則としつつ、法的に支援する制度。成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、本人が安心して自分らしく暮らしていくことを支援する制度。

た 行

ダブルケア

近年の晩婚化、出産年齢の高年齢化、親の高齢化等に伴い、子育てと親等の介護を同時に担う状態を指す言葉。ダブルケアを行っている人は30代～40代が多く、その数は女性17万人、男性8万人と推計されているが、実際にはもっと多いであろうと考えられている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能がある。保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されており、それぞれの専門性を生かして問題の解決に努めている。

中核機関

成年後見制度を必要とする人が地域で安心して制度を利用できるよう、関係機関や専門職で構成される地域連携ネットワーク(p.28掲載)の中心的な役割を担い、市民からの制度の相談受付から、関係機関との連携調整、後見人の支援等を行う機関。本市では、市が社会福祉協議会に委託し、「こうけん・ゆうゆうサポート」の愛称で運営している。

な 行

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

ノーマライゼーション

社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違い等によって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障された環境を整えていく考え方のこと。

は 行

8050 問題(はちまるごーまるもんだい)

80代の親と50代の子が同居し、子がひきこもり等で社会とのつながりを持ってないまま、親の高齢化により生活が困難になる問題のこと。長期化するひきこもりや経済的困窮、介護負担等が重なることが課題となっている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義されている。

避難行動要支援者支援事業

災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人等を「避難行動要支援者」として把握し、名簿の作成や関係機関との連携により、平常時から避難支援体制を整備する事業。本市では、愛称「おりひめ支え愛プロジェクト」として実施している。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)とが会員となり、センターが仲介して、お互いの信頼関係のもとに有料で助け合いを行う事業。

福祉避難所

緊急災害時の避難に専門的な支援が必要な要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象とした避難所。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動等の社会的活動に参加すること。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うような家族の世話や介護、家事等を日常的に行っている18歳未満のこどものことを指す言葉。学業や友人関係に影響が生じる場合があり、早期の気づきと支援が重要とされている。

第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：令和8年3月

交野市福祉部福祉総務課 TEL:072-893-6402

社会福祉法人交野市社会福祉協議会 TEL:072-895-1185

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町 5-5-1

